

令和 7 年 第 1 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和 7 年 3 月 6 日

至 令和7年3月14日

占冠村議会

令和7年第1回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月6日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項、に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		・議長諸般報告
		◎村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	議案第17号	令和6年度占冠村一般会計補正予算（第8号）
日程第5	議案第18号	令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第19号	令和6年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第20号	令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第21号	令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第22号	令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第23号	令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	鈴木隼	財務担当主幹	橘佳則
税務担当主幹	小瀬敏広	企画担当主幹	竹内清孝

商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	下水道担当主幹	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	戸籍担当主幹	八木香織
国保医療担当係長	久保璃華	保健予防担当主幹	岡本叔子
村立占冠診療所主幹	佐々木智猛	社会福祉担当係長	川口晃平
介護担当主幹	佐久間敦	子育て支援室主幹	森田梅代
(教育委員会)			
教 育 長	多田淳史	教 育 次 長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当係長	渡邊舞子
(農業委員会)			
事 務 局 長	鈴木智宏		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三浦康幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	木村英記	監 査 委 員	下川園子
事 務 局 長	高桑浩		

○出席事務局職員

事 務 局 長	高桑浩	係	長	田中健士郎
---------	-----	---	---	-------

◎開会宣告

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日はよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です、定足数に達しておりますので、これから令和7年第1回占冠村議会定例会を開会します。

この際当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長細谷誠議員。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。2月20日及び2月26日に開催しました議会運営委員会の御報告を申し上げます。

今期定例会における会期は本日3月6日から3月14日までの9日間といたします。

議事日程日割については、あらかじめ御手元に配付したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、御手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、5番、藤岡幸次議員。6番、小林潤議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長より報告のとおり、本日から3月14日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（高桑浩君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、承認第1号から議案第31号までの31件です。

議員提案による案件は、発議案第1号及び意見書案第1号の2件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下3ページにかけて記載のとおりです。

令和6年第5回占冠村議会臨時会以降の議員の動向は、12月12日、令和6年第5回占冠村議会定例会から、4ページにかけて記載のとおりです。

8ページをお開き下さい。8ページから9ページは、令和6年度令和6年11月分の例月出納検査結果です。

10ページから11ページは、令和6年度令和6年12月分の例月出納検査結果です。

12ページから13ページは、令和6年度令和7年1月分の例月出納検査結果です。以上で

ございます。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められていますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料の5ページになります。

1、報告事項であります。本日配付の資料を御覧いただきたいと思います。

1、報告事項。

（1）トマム地区移動駐在所について、トマム駐在所の設置は地域の願いであり、地元の有志の駐在所用地の無償提供もいただいていることなどについて、関係機関へ説明しながら要望活動を続けてきたところです。

北海道警察本部からは、全道の交番駐在所の設置につきましては、人口の動態、事件事故の発生状況等の治安情勢に加え、地域住民の利便性、物理的状況等を総合的に勘案のうえ、検討しているところであり、トマム地区における駐在所の設置につきましても同様の観点で検討を行うこととなる。との回答を受けておりましたが、1月より試験的ではございますが、トマムコミュニティーセンター内を事務所として、駐在業務が開始されました。

駐在日や駐在時間については、予期せぬ事件事故等により変動することもあります。概ね月二回、9時から16時となっており、トマム地区移動駐在所は、これまでなかなか実現できなかった駐在所誘致に向けての大きな一歩であると捉えています。

トマム地区の住民にとって駐在所の設置は、

悲願とするところであり、その思いは私も同様であります。

駐在所の設置に向けてさらに一歩進めるため、どのような取組が有効なのか、検討し、昨今の情勢なども訴えながら誘致へつなげてまいりたいと考えております。

次に、主な用務等でありますけれども、12月12日、令和6年第5回占冠村議会定例会以降の行動については、7ページまで記載のとおりですが、7ページの3月2日に、故千葉隆夫様、通夜、富良野市を追加していただきまして、3日、故千葉隆夫様、告別式、富良野市も追加をいただきたいと思います。

併せて、4日、故鈴木富雄様、通夜、富良野市、5日、鈴木富雄様、葬儀、富良野市を追加していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以下は記載のとおりであります。

3、入札につきましては、記載のとおり三件を執行しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） おはようございます。お許しをいただきましたので何点か質問させていただきます。

今月の広報によりますと、村の人口は1,609人ということで、いつまでもこの村で暮らし続けていくことができるような、施策が今求められております。

コロナのピークが終焉してから続く物価高

騰が止まりません。先日も、総務省の会計調査で、2024年のエンゲル係数が43年ぶりに28.3パーセントと先進国で1番の高水準になったと報道がありました。

エンゲル係数が高いということは、暮らしにゆとりがないということで、まだまだ物価高騰は続いております。

今まで村でも、独居高齢者や住民税非課税世帯、子育て世帯に対する支援は、度々講じられてきました。今や、対象を拡大しての援助策を考慮していかなければならない状況にあるのではないかと考えております。

新聞報道でも、鷹栖町は全世帯に5キロのお米、南富良野町でも現金や商品券の配布ということが伝えられておりまして、各町村、市町村、様々な工夫で施策を推進しているところです。

村においても、対象を広げての支援策を村長はどのように考えておられるのか、そこをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

日本の物価高騰は原材料費の上昇、円安、賃金上昇など複数の要因によって生じており、日本銀行によると今後も物価上昇傾向は続くと予想されています。

2025年度に入るとそのペースは徐々に増加していくとの見解が示されておりますが、価格高騰の長期化などにより、住民の暮らしや経済は一層厳しい状況にあると思っております。

物価高騰に対する住民への支援について、本村としても物価高騰に係る支援が必要との考えから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯や、子育て世帯に対する支援の他、村内で使用できるプ

レミアム商品券事業の予算を増額して生活者と事業者の両面から支援を行ってまいりました。

令和7年度におきましても、年二回のプレミアム商品券事業を継続し、生活支援と生活者支援と経済の地域内循環を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） よろしく支援をお願いいたします。

次に、農業振興について伺いたいと思います。

村の基幹産業ともいえる酪農、肉用牛生産を柱とする村の農業の状況を見るならば、新規就農の受入れ制限とも関連しますが、事業者の高齢化や後継者不在により、その継承がスムーズに進まず、農業の衰退が見られる状態にあると感じています。

村のホームページに掲載されている、令和3年11月策定の占冠村酪農肉用牛生産近代化計画に期されておる、飼育規模の拡大目標頭数の従事は困難と思われます。

例えば、肉用牛相当数を見れば、平成30年度の現状相当数417頭を令和12年度には458頭を目標値とする計画でした。

ところが、令和6年2月の時点ではこの肉用牛が276頭と当初の頭数を大きく下回る状況になっています。

他にも乳牛相当数、生乳生産量においても苦戦が続いている状況であります。

村長が村の農業の状況をどう考えておられるのか、ということと、今後の対策、支援策について伺いたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員御指摘のとおり昨年は離農が三件発生をし、後継者不足の実態が改めて認識された1年となりました。

さらに離農者の耕作地については、新規就農者や、規模を拡大志向の既存農家が引受け、遊休農地の発生には至りませんでした。

占冠村酪農肉用牛生産近代化計画においての主要規模拡大目標頭数につきましては、北海道の近代化計画に基づき、平成30年度を基本として、令和12年度までの飼育頭数拡大目標となっております。

現在の村内の状況は酪農においては、令和5年までに乳牛の生産調整が、生産者団体により行われ、増頭ができない状況にありました。

また、肉用牛においては、村内の拡大志向の経営体が導入した繁殖素牛に起因した、感染症の病気が発生するなど、様々な要因から現在のところ目標には届いていない状況にあります。

目標達成は難しい状況にありますが、酪農畜産経営体の支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） やはり、村の基幹産業というのは、観光ではなくて農業であり、林業だと考えておりますので、力強い支援をして、やっぱりもう1回占冠の農業を盛り立てていってほしいと思います。

次に、一応、国の新規就農策ということで、就農時49歳以下の者に対して資金等の手厚い支援策が充実され、農業への誘致が進められております。

広い農地と機械化によるスマート農業で進展を図ろうとする施策によるもので、いわゆる「49歳の壁」とか「39歳の壁」とか言われるものであります。

一方、占冠村新規就農者等を支援対策事業実施要綱での年齢要件を見れば、概ね60歳未満ということがうたわれており、国の施策と

の年齢差を新規就農誘致の特性として、生かせないかと考えております。

今、少子高齢化が進んで人材不足が進んでいるわけですが、会社を途中でやめた方、定年退職の方、女性グループ等々、いろんな方々が、新たに農業を目指す特にこの占冠村は60歳でも「オーケー」と言うか、そういう条件がありますので、どんどん占冠に来ていただいて、そういったような施策でうちの村の農業を振興させていただけないかなと思うわけで、農地が少ない占冠ではこのような多様性を重視した新規就農を支援する施策ができないのかなと思って考えておりますけども、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 新規就農に関わった御質問でありますけれども、国の令和7年度予算の概要を見ますと、新規就農者育成総合対策事業では、40代以下の農業従事者の拡大を政策目標としておりますが、本村においては規模の大小を問わず、家族経営を含めた効率的かつ安定的な経営体の育成確保に努めております。

議員御指摘のとおり、多様性を重視した新規就農を支援する施策についても、今後の課題であるというふうに認識しております。

本村における実績につきましては、定年退職後、あるいは、早期退職後の50代後半の新規就農者について2戸の実績がありまして、小規模な肉用牛の形態であります。

一方支援策としては、優良繁殖牛導入のための資金の貸付けなどを実施しているという現状になっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 占冠の農業が目指すべき多様性とも関連する話なのですが、1月に道新朝刊に連載されました「ゆり根日本一

羊蹄が育む輝き真狩」の記事を読んで認識を新たにしたところなのですが、ゆり根は、冷涼な気候を好み市場価格が1キロ1,000円程度でじゃがいもや人参の10倍近い高値で取引されるため、少ない農地で収益を上げることができるそうであります。

傷みやすく変色を避けるために機械化もできない。栽培を始めて収穫まで5～6年は掛かるんで、そして病気予防のために毎年畑を変えなければならないという欠点がありますが、少ない農地で高く売れる村にふさわしい商品作物と考えております。

さらにこのような、高級食材を使えるリゾートを持ち道の駅や高速の売店という販路もあり、ふるさと納税の返戻品としての利用価値もあると思います。

幸い村には、ゆり根栽培の農家さんがおられます。この農家を中心に行政も協力して、さらなる進展を図る考えはないのかどうか、村長に伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ゆり根栽培に関わったの御質問でありますけれども、議員御指摘のとおり、ゆり根の市場価格は1キロ1,000円と高値での取引がされ、本村での生産者においても就農計画時の聞き取りによりますと、B品でも1キロ当たり800円から1,000円、A品になると1キロ当たり1,000円から1,200円での販売実績があると聞いており、高級食材の一つと言えます。

議員も御承知のとおり、収穫まで6年、病気の発生を抑えるため毎年耕作地を移動、作付け後、約10年間はゆり根の作付けができないなど、土地の利用や高い栽培技術が必要な作物であることから、ゆり根の最大産地である羊蹄山麓4町村でも10年前に比べ生産者が4割、作付面積が3割減少しているとのこと

であります。

本村では、縁あってゆり根を作成する農業者が新規就農していただき、ふるさと納税返礼品としても協力頂いておりますので、引き続き就農が継続するよう支援をしてみたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 支援よろしく願います。

それから、地域交通のことについて伺いたいと思います。

現在の村の交通体系を見れば、JR石勝線があり、村営バスあり、タクシー、むらびと交通あり、ライドシェアの一体型である、社協の交通空白地有償交通あり、最近ではトマムにおける南富良野町営バスありと、かなり充実していると考えますが、若干の問題点も見られます。

そこで、伺いたいのですが、まず第一点として、石勝線トマム駅の状況であります。

占冠の駅では、窓口の人員も配置され、トイレも使え、暖房もあり、誠に温かい環境であります。トマム駅では全く暖房もなく、本当に寒くて、冷え日として、旅の人が残すノートみたいのが置かれていて、もう寒くて死にそう。とかそういうようなメモがたくさん残っている状態で、おまけにトマム駅のトイレが使用できない。現在は、屋外の仮設トイレを使っている状況であります。

リゾート、観光地を標榜しております、このトマムの玄関口であるトマム駅がこのような状況であることに関して、村長どのように思うのか。

また、対策をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） JR石勝線トマム駅

の状況については、改善の必要性を強く感じております。

この間、星野リゾートトマムも含めて、ＪＲ北海道と協議してきた経緯がございます。地下通路を設置する案や、上り線待合場への迂回路案、スロープの設置案や片側乗降案などあらゆる角度から検討をしてきましたが、事業費が莫大に掛かるなど、実現できない状況であります。

その中で、上り線の待合所を設置頂いたほか、トイレについても衛生的にも非常によくない状況でしたので、簡易水洗トイレを設置し、利用状況を確認しながら、今後の検討につなげることとなりました。

昨今、旅行客の荷物も大型化しており、トマム駅の連絡通路の上り下りが大変な状況であることから、本年１月にもＪＲ北海道本社を訪問し、エレベーターの設置について要望をしてまいりました。

連絡通路への設置は構造上難しいとのことでありましたが、今後も打開策について模索することとしており、改善に向けて努力をしてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ２番、木村議員

○２番（木村一俊君） エレベーターは確かにいいんですけども、ちょっと難しいので、寒くて、占冠の駅では暖房焚かれているんですけども、トマムの駅で暖房がつけられないっていうのはどういう理由なんですか。そのところを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御質問の理由については私の口からちょっと回答できないなというふうに思っています。

○議長（児玉眞澄君） ２番、木村議員。

○２番（木村一俊君） よろしくなるべく早くお願いいたします。

それから、次行きますけども、今南富良野バスがトマムを走っているんですけども、やっぱり料金体系がうちの村のバスと違うので、70歳以上、僕も70歳超えているんですけども、料金が発生するんですけども、村営バスは村内では無料、富良野までは100円ということをやっているんですけども、トマムの人と中央の住民、70歳以上の方がちょっと不均衡があるわけなので、この問題は前、下川さんから一般質問があったところなんですけど、その後どういうふうになっているのか、その辺僕からちょっと聞きたかったんで今回質問したいと思って取り上げたので、よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御質問のバスの運行でありますけれども、バスの運行につきましては、各々地域の実情に応じた、適切な旅客運送の対応により運行条例を定めています。

令和６年４月１日から根室線の鉄道事業廃止により、新たな代替交通となった南富良野町営バス運行に関して、利用者の利便性を図る観点から、高校通学者などにはそれぞれのバスの利用に関して定期代の補助を行いまして、それぞれ負担金として支払うなど、総合連携を図るため、条件を定めて運用しております。

料金については、地域特性を踏まえた上で定めていることから、当面は現状で運行することとしていますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ２番、木村議員。

○２番（木村一俊君） 何らかの対応をこれから考えてほしいと思います。

次に現在、村のハイヤーの営業エリアっていうかな、それがトマム地区を網羅できていないわけで、やっぱりトマムの住民の足の確

保について、何か考えていかななくてはならないなと思っているんですけども、やはり公的なライドシェアの仕組みとか、あるいは、ハイヤー会社をもとにした日本版ライドシェアこの仕組みを導入していくとかですね。何か考えていく必要があるのではないかと思うんですね。

人口構成を見ましても、今やトマムの人口のほうが、中央地区より人口がかなり多い状況になってきていますので、トマムにもそういったようなことを考慮してあげてもいいのかと思うんですけども、この考えを伺いまして、私の質問は終わらせていただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ハイヤー営業につきましては、むらびと交通の対応もありまして、限られた車両で運行を行っていることから、予約が重なると広範にわたるハイヤー営業の依頼があっても、対応ができない事象があるものと思っております。

かたやライドシェア導入の考え方につきましては、第5回占冠村議会定例会一般質問で答弁をしております。その際、申し上げたとおり、安全性の確保、利用者の保護等の課題があることは今でも変わらない認識を持っております。

運行管理や車両整備等による、過労運転や技術未熟を防ぐなどの事故防止対策が、不十分であることに加え、運転手の労働環境にも深刻な影響を及ぼす懸念もあることから、現状ではライドシェアの導入の考えは、持っておりません。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） それでは議長のお許

しがありましたので、通告内容により一般質問をさせていただきます。

一つ目です。旭川十勝高規格道路と関連して一般国道の改修要望について質問したいと思います。

一つ目は先般、この旭川十勝高規格道路建設に際して、中富良野町と上富良野町区間においての建設アンケートが富良野沿線の住民に対して実施されました。

本村も道東自動車道に接続する重要な路線となるんですが、一向に計画路線からの進展がない状況にありますので、今後の方向性ですとかを含めて村長の考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員の御質問にお答えをいたします。

旭川十勝道路の整備については、平成30年11月に富良野道路、北の峰インターから布部インター、それと令和4年3月に旭川東神楽道路の供用が開始されました。

北海道縦断自動車道と北海道横断自動車道を結ぶ旭川十勝道路の全線開通には長期的に安定した予算による計画的な道路整備の推進が必要であることから、継続的に要望活動を続けています。

そのほか、全線開通に向けた機運の醸成を高めるため、民間団体でつくる高規格道路建設促進富良野期成会との共催によりまして、毎年上川中南部の未来につながる道づくりフォーラムを開催しているところです。

現在、富良野北道路富良野中富良野間が整備中でありまして、上富良野、中富良野についても、令和5年によりやく計画段階評価を進めるための調査段階に入りました。

旭川十勝道路の全線開通は、当初より長期間を要するとの認識でございますが、僅かな

区間が開通しているにとどまっていることから、ミッシングリンクの早期解消に向けた取り組みを進めてまいりたいと、いうふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 一応長期間を要する路線ということで、なかなか熱心に要望されても進まないという状況を理解しております。

関連して一般国道の237号線の改修というのもやはり必要性がありますので、金山峠のトンネルも手狭で事故も多く、こういったトンネルの手狭さの改修も含めて、今後の村発展の基幹道路としての考えとして村長に考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 国道237号の改修につきましては、その必要性を強く感じておりますので、上川地方総合開発期成会を通じて国や道内関係機関に対して、要望活動を実施しております。

その中で金山峠付近の急カーブの解消、あるいは金山トンネルの改修、千歳橋の歩道拡幅整備を総合開発期成会を通じて要望を毎年行なっている状況にあります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 村長も強くその必要性は認識しているというお話で、一点このトンネル付近では、携帯電話の不感地帯ということで、何か不慮の事故があった際にも連絡がなかなかつきづらい状況にあるんですけど、関連していて申し訳ないんですけど、この辺の感触的にはこれもやはり要望していくしか村が整備するものではないんですけども、村長の考え関連して何かあれば伺いたいと思うんですがお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村内の電話の不感地

帯については、トマム方面それから金山峠ということであります。

この不感地帯の解消については、基本的には民間事業者が、アンテナを立てて、そういった解消事業を行うと、そこには採算性とか、いろいろな課題はあってこれまでもやられてこなかったというのが現状だと思います。

救急消防なんかの場合は、この不感地帯は衛星無線等を使ってそういった緊急の対応だけはさせてもらっていますけども、なかなか一般の電話までには至っていないというのが現状であります。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 質問2の方に移りたいと思います。

村有林の二酸化炭素吸収量の販売についてということで、先般、道新記事で見たんですけども、自治体所有林の新たな財源として掲載されていた内容でございます。

先進自治体としては、同じく上川管内の下川町ですとか、南富良野町でも国が認証する環境価値であるJークレジットとして、企業等に販売する取組が拡大しているというような内容でありました。

村としては、森林環境譲与税と抱き合わせた、今後の身売り振興の観点から森林整備費用の運用を考えてはいかがかと思ひまして、村長にこの内容について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） Jークレジット等に関わつての御質問であります。

通信系の企業より、本村に対しましては森林経営計画に基づくシミュレーションの提案がありまして、概算設計が示されています。

この事業者は、議員言われる新聞等で報じられている富良野市、音威子府村と持続可能な森づくりに関する合意を提携している、実

績があります。

いただいている収支予想は8か年計画が前提でありまして、終了後の9年目にまとめてクレジットが付与される計画です。

関係費用については、登録前の初期費用として、現地調査、計画書の作成などの費用、併せて計画期間中のランニング費用、さらには計画終了後のクレジット創出申請費用が見込まれて、これらの総計が9年目のクレジット創出総額から差し引かれて、さらにこの残額を企業と村が案分するというような内容になっております。

これらについては様々な判断材料が必要でありますし、今後、検討を深める必要があると考えておりまして、適切な時期に判断をしまいたいというふうに考えています。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） なかなかこの内容は、降ってわいたような案件でもないんですけど、やはり、今、答弁あったような内容で緻密性もあるということで、検討の程、前向きな方向でお願いしたいと思います。

最後の三番目の質問です。村の林業振興と今後の対策についてであります。

村の基幹産業である林業振興につきまして、これまでその礎を築いてきた室長ポストが3月末で退職されます。

新年度から空席となる見込みですが、林業振興の対策が停滞しないか危惧されております。今後の村の対応策を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 林業振興室の人員の関係でありますけれども、村政執行にあたりまして必要な人員を確保するという、基本的な考えに変更はございません。

したがって、林業を基幹産業と位置づける本村にとって人材の確保は重要事項でありま

すので、引き続き努力してまいります。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 一応、村の第2期まち・ひと・しごと総合創生戦略構想でも謳われているんですが、四つの基本目標を謳って、林業就労者の村内の定住促進化を一応項目立ててありますが、なかなか定住を含めての充実した内容とはなっていない現状がありますので、今後の村の定住化に向けての対応策、対処策って言うんですか、伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員には、令和6年6月議会においても林業労働者の担い手対策として、定住促進の対策について質問をいただいております、その際にも、林業労働者の担い手確保の事業は、近隣自治体と比較しても遜色ない対策を実施しているというふうに説明をさせていただきました。

道内自治体の例規を調べましたところ、新規林業就業者に対しての住宅補助等の支援を行っている自治体がほとんどない状況で、道内においても先進的な取組といっても差し支えないと考えています。

また、令和6年度末までが期間であった、占冠村林業担い手事業実施要綱及び、占冠村林業労働安全推進事業実施要綱の期限を延長しまして、林業事業体の要望を受けて対象範囲等の拡大も予定しております。

林業労働者の定住促進とはそもそも林業労働者の新たな就労雇用の拡大が大前提であることを御理解いただきながら、今後も先進事例を確認し林業事業体と協議する中で、林業就業者の定住化に向けて努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 三点目の内容ですが、

木質バイオマス生産組合の組織再編がありまして、新年度から新たな体制で始まるようです。

これまで、村も同様の支援をしてきたわけなんですけど、新年度から村の事業支援がどのように運営されるのか、手助けも含めて、いろいろ借地ですとか、重機類の対応ですとか、もろもろあるんですけども、そういった内容について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木質バイオマス生産組合に関わっての御質問であります、一般社団法人占冠村木質バイオマス生産組合は解散をして、村外の林業事業体が薪生産販売を継承する方向で協議をしていると聞いております。

ただし、現在詰めの協議を行っておりまして、新たなスタートの時期や村の支援の在り方なども、まさに話し合いの中で結論を見ておりません。これら結論が得られ次第、議会の皆さんとも情報の共有を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） そうしますと今の村長の答弁内容でいくと、年度替わりで都合よくってというような話にはならないということです、新年度予算でも支援の予算も計上されているようですけども、やはりこれまで同様に、せっかく軌道に乗りつつある事業、薪の生産販売ですとか、村内の湯の沢温泉ですとか、保育所にも供給しているそういう重要な内容でもありますんで、今後の事業計画といいますか、中身について十分打合せをしていると思うんですけども、素材の何て言うんですかね、原料の原木の供給も含めて、その辺の協議をなされているのかを聞いて質問を終わらせたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木質バイオマス生産組合の薪生産については占冠村がバイオマスエネルギーとして選択をした薪生産でありますので、基本的にはこれを発展させるというスタンスに変わりはありません。

引継ぎ生産組合から事業者への引継ぎについてのこれまでの村の支援、あるいは対応、土地の貸付け等々、諸条件をまさに結論がこれからということで、概ね了解は得られているというふうには聞いておりますけれども、詰めの段階がないということで、恐らく予定ですが、土地の貸付けや機械の重機の等々を含めて、これは議決事項にあたる可能性がありますので、6月議会あたりに提案をして、その辺の詳細を明らかにしたいというふうに思っていますけども、いずれにしても方向性が決まりましたら先ほども答弁したように議会の皆さまとの情報を共有しながら整理をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦議員の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前 10時58分

再開 午前 11時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。続いて、1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。

議題は一つなんです、よろしく願いいたします。

公園整備についてということで通告させていただいております。

一つに運動公園隣接のゲートボール場、こ

こはゲートボール場になる前はカーリング場として使われており、ふるさと祭りも使用、そして長年ゲートボール場として使用されていましたが、ここ数年ゲートボール場は猛暑によりコミュニティープラザに変更されており「運動公園」記載のとおり運動公園と名ばかりとなっております。

昨年の中学生とのコミュニティ議会で一人の生徒から占冠には公園が何個あってどんな遊具がありますか。というような質問がありまして、小さい子供、幼児、児童と言っても低学年が使用されるような遊具は数か所あってそれを子供たちは納得はしてくれたのですが、高学年が利用できるような遊具ではないということです。

そして、私以前にも公園に遊具を設置はということで質問しておりまして、補助金制度で作られた公園ですので変更ができないという回答をいただいていた。ですがこのゲートボール場変更が可能、変更ではない利用は可能なのかなというふうに考えたんですが、高学年以上の子供たち、大人も利用できるような公園にできないのかと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

占冠村運動公園内のゲートボール場におきましては、設置当初から村外のゲートボール愛好会、あるいは富良野圏域スポーツフェスタゲートボール会場など、多くの方々に利用され村民のスポーツ振興の重要な役割を担ってきた施設でございます。

議員御指摘のとおり三年ほど前から愛好会の活動が屋内に移行したこともありまして、利用されていない状況が続いていると承知をしております。

現在、運動公園内の施設には、ゲートボール場同様、利用されていない施設が何か所かございますので、運動公園全体の活用方法を議論していく中で本村が実施できる最善の方法等を検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 活用方法を検討されるということですが、どのぐらいの期間でこれが利用されるようになるのか、分かる範囲で結構ですので伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村内のそういった施設含めて、要望等もありますので総体的に検討することが必要だろうという認識でありまして、期間を限定するという考え方はございません。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 期間限定とは言わないまでも、なるべく早く利用できるよう検討していただきたいと思います。

二番目の道の駅隣接の旧農協倉庫の有効活用ということで、本村の道の駅、ほとんどがトイレタイムだけの利用の通過型になっているのが現状かというふうに察しております。

令和7年度において道の駅周辺整備計画されていると思います。

ポケットパークというところも、一応何か変化されるのかというふうには感じているんですが、そこを利用して滞在型になるかというところでもないような気はするんですが、それで滞在型の道の駅にするために大きく今のショッピングモールを改築するということにはならない状況かと思っておりますので、この旧農協倉庫を利用できないかというふうに思いました。

ましてや何も使っていない空き家状況、大部分が空き家になっているのではないかというふうに思いますので、全天候型の遊び場、もしくは何かもっと滞在型にできるような設備ができるのではないかというふうに感じておりますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 旧農協倉庫の有効活用というお話であります。

議員御指摘の倉庫は、現在主に存在のイベントなどで使用される物品の保管庫として、位置的にも容量的にも非常に重宝の施設として利用されています。

当該施設は現行の倉庫としての利用のほか、議員言われるとおり、改装した上での別用途での活用、取り壊した上で通路の拡張や駐車場用地、あるいは休憩スペースや特産品等の販売ブースなど、様々な活用可能性のある場所であるというふうに考えております。

最も改修するにせよ取り壊しして別用途で利用をするにせよ、多額の予算を要することが予想されますので、道の駅全体の再整備構想の中で引き続き利活用方法を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 今の状況では壊すもならず、使うにもいろいろ問題があるという認識でよろしいのでしょうか。

周辺整備、道の駅の周辺整備をするに当たりこの計画するのにあたり、この農協倉庫はどのような立ち位置にあるのかだけ説明させていただいて終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 昨年、道の駅のどうしようかということで設計測量をコンサルしてもらっています。中身を検討しながら、道

の駅の利用を上げるためにどういった方法がいいのかという議論をこれから始めるところでありまして、たまたま地方創生の中で、国土交通省の道の駅改修事業に関わる交付金があると伺っておりますので、それに乗れるのかどうかも含めて、全体の道の駅についても検討していきたいと。

もちろん現在利用されている方々等も含めて、議論をしなければならないというふうに思っています。

倉庫の立ち位置という御質問でありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現在そういった物品庫、保管庫として様々な用途で使われる物が保管されていて、利用者にとっては非常に、重宝な施設であるというふうな立ち位置かというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 村内の診療所と歯科診療場の運営体制について、一般質問いたします。

まず、近年の村内の人口比率から考えると、現在の診療日数には格差があると考えています。

診療日数の格差というのは、診療所、それから歯科診療所ともに格差があると考えています。

こちらの運営というのは全体的に均等にしていくべきと考えますが、村長の考えをまず伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員の御質問にお答えをいたします。

村立診療所と歯科診療所の運営体制についてであります。今後の人口減少や高齢化あるいは人件費、物価高騰による経常経費や設

備投資費用の増加など、社会構造の変化に対応させて持続可能な医療供給体制を維持していく必要があると考えております。

下川議員言われるとおり、今後の議論は必要であると認識をしております。

本村においては、医師を初めとする医療従事者の確保や、施設整備を進め、住民の皆さんが安心してこの村で生活できるよう将来にわたり持続可能な医療供給体制の維持に努めてきたところでありますが、診療日についての御質問ですが、トマム地区住民の皆様には、診療日数の差により御不便をおかけしているところもあります。

しかし、両診療所における新受診者数の状況を見ますと、高齢化率や受診比率など一次医療を必要とする年齢構成や受診理由等により受診者数に違いがあるのも、トマムと中央との状況にあるというふうに考えております。

令和5年度における受診者数の実績で申し上げますと、トマムの診療所では一日当たりの受診者数4.8人、占冠診療所では一日当たりの受診者数14.3人です。

受診者利用者の多くは高齢者や高血圧や生活習慣病等の慢性疾患の患者が主で定期受診者が主に利用している傾向にありこのような状況にあるというふうに考えております。

また、歯科診療所におきましては、令和6年度から毎週一日診療から隔週診療に変更させていただき、大変住民の皆様には御負担をかけているところでありますが、歯科診療所における、令和5年度における受診者数の実績では、トマム歯科診療所で一日当たり2.4人、占冠歯科診療所では一日当たり、受診者数で4.3人となっております。

受診者数が直接診療報酬につながることもありますので、住民の皆さんの利便性の向上を図るべく、医療供給体制の充実に努めてま

いりたいと考えておりますが、当面は現状の体制で進めさせていただき、今後、中長期的に動向を注視しながら、検討していきたいというふうに考えております。

ちなみに、令和5年度の実績でありますけれども、村立診療所でトマム診療所が開所日数が84日であります。延べ患者数で400人。これが日当たり4.8人で占冠診療所の開所数109.5日、延べ患者数で1,564人。これが平均で14.3人という実績になっております。

歯科診療所においては、令和5年度実績でトマム診療所の開所数が40日、延べ患者数で94人。平均で2.4人です。占冠診療所の開所数が177日、延べ患者数で760人ということで、4.3人という状況になっておりますので、あらゆる角度から検討しながら、これらの格差解消には努めてまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 診療日数の検討につきましては、理解はいたしました。

ただ、診療所についてですが、コロナ禍以降発熱外来ができて現在も継続中であると認識しています。

村外その他病院などを見ていきますと、事前電話連絡、それとか車内待機などをして、発熱、風邪の症状などがあっても特定の時間ではなく、通常の診療時間中に見ていただけるように変化しています。

ただ、占冠、村内の診療所の場合、占冠診療所ですとコロナ対策ということでプレハブリースをしているかと思いますが、それにもかかわらず発熱外来は3時から4時半なので風邪症状があるとその時間にしか通えない。

トマム診療所だと、月・水の二日間の診療日になりますが、この午後1時半から4時半、これは全て発熱外来なので風邪症状がある方

は午後にしか診療できないということになっています。

ただ、この発熱外来というのは逆にこの風邪症状がない人が普通に病院に行きたくなってしまった場合、通えないというふうにもとれます。となると、先ほどその診療日数と一日平均当たりの利用人数なども伺いましたが、午前中に行ける時間帯って言うのは慢性的な疾患の場合はお薬をいただきに行ったりとか、ある程度平常の中の診療といいますか、というところだと思うので行きやすいと思います。なので、診療日数にも、診療報酬の向上とかにもつながるとは思うんですけどもお薬をいただきたいとかいうことなので、つながるとは思うんですが、これが大体病気になる時って、夕方から調子悪くなって、次の日へちょっと調子良くならないから病院に行ってみようかな、診療してほしいな、ということが多いかと思います。

ただ、そうなった時に、熱がある、風邪症状がある、そういった時は午前中見られませんか。午後來てください。午後になったら、予約すれば行けるわけですけども、できればこれ大体小さい子供とかそうなんですが、その前に早く病院に連れてってあげたいので、午前中に行きたいと思います。っていうのが通常だと思います。

ただ、トマムの場合は、そういった午前中に見てもらふことすらできないので、そうなったら他の市町村の診療所に行くっていうことになります。

もう、コロナ禍も変更してから、診療時間も他の病院では変更しつつあるので、せめてその診療日数が変わらないにしても、せめてこの時間っていうのは、もう少し通えるような対応にしていくなのではないかと思います。ですが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 診療体制に関わる御質問でありますけれども、現在、診療体制においては、高齢者、慢性疾患の受診が多いため、風邪症状の患者様との接触機会を避けるため、時間、場所を分けて診察をしております。

風邪症状外来の基本的な診察時間は、広報で周知しているとおりですけれども、午前中の診察、問い合わせが多い場合は、診療時間を延長した診察も実施しております。現場においては柔軟に対応しているところであります。

また、一般診療時間内に受診できないとの相談や、診察の必要が高いと判断されたされる場合には、風邪症状外来時間外にも、診療を実施し、柔軟に対応してきているところであります。

診療所としては、限られた医療従事者の体制の中で、患者様のリスク軽減や診療体制を維持していくために、時間、場所を分けて診療して行く方針でありますことを、御理解頂ければと思います。

ちなみに風邪症状外来ですと一件当たりにより要する時間が約40分を要するというので、そういったこともあって分けていますが、現状を議員言われるように、コロナ禍が過ぎて少し柔軟な対応も電話等で状況を聞きながら、そういった柔軟な対応もさせていただいているということで、現場からは伺っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 現場ではそのような柔軟な対応がなされているということではあります。やはりこれは規定されていることによって諦めている現状もあります。

その前に一度断られた人というのは、二度

目問い合わせはしません。その状況が、続いています。なので一度断られたことのある方たちは連絡をすることを諦め、最初からそのタイミングの合わないときに病院に行きたいと思ったら、既に他の市町村に行くような、状況になっています。

今、柔軟に対応して頂けている方は、もちろん中には前に問い合わせた方もいらっしゃるでしょうけど、どちらかという今まで問い合わせたことない方だったり、新規の方になるんじゃないだろうか、というこれは私の想像でしかありませんが、そういったことが考えられると思います。

なのでもし柔軟に対応していただけるのであれば、柔軟に対応できるという状況を、伝えるべきだと、そういったものも周知した上で、柔軟に対応するから、発熱外来だけでもどうにも見てほしい時というか、診療が必要な時には、まず電話をくださいというような方向にしていくべきなのではないかと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 診療につきましては先日、状況をお伺いしたときには時間の割り振りだとか、いろいろ少し変えたほうがいいよねっていう話も聞いておりました。

それらを含めて、ただやはりどうしても今の診療時間でいくとやっぱり、そういう高齢者等や、慢性病の方を配慮すると混在させることはやっぱりよろしくないということが言われていますので、どういった時間帯でその実態を調査しながら、今言われるように、いつでもいいよっていうことがなかかお知らせすることは難しいと思うんですね。

どういった状況だったらどうなんだというのを内部でも検討させていただいて、住民の皆さんにもお知らせをするということで、改

めて内容を検討させていただきたいというふうに思っております。

確か時間のやりくりは何か、ちょっとできそうな話をちょっと伺っていますけども、そういった状況で御理解いただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 続きまして、歯科診療所の診療日数の件で伺いたいと思います。歯科診療所の診療日数も格差になっておりまして、前回12月の定例会でも質問をさせていただいておりますが、その際に先生の体調不良もあり、このまま当面少し不便はかけるけれどもこのままちょっと様子を見てくださいということではありましたが、理解はしていますが、1年経過したことになります。

1年経過しているので、この先もちろん村長としては回復を待つということであるとは思いますが、その回復を待つにしてもある程度、期間を設けていただかないといつまで待てばいいのか、ということになると思います。

なので、体調があるとはいえ、ある程度期間というのは決めた上で回復を待つべきではないかと考えますし、その上で毎週できる毎週診療できる術というのは考えていかなければいけないと考えます。

利用するに当たっても、現在例えばその診療時間、診療期間が月に二回になるわけですが、隔週なので大体月二回になるわけですがけれども、月に二回しかないのであれば、もう少し利用しやすい時間を考えると、今このままの現状を続けていくのが妥当だとは思わない、と言うかこのまま続けていけば、当然これも診療減につながっていくことだと思っています。

当然、こちらも先ほどの診療所と同様で、

一度、緊急で応急処置をしてほしいと思って連絡をしても、その時断られてしまったら次はないです。

もうその時点で、他に行くということになりますので、やはりもうこれ以上減らさないためにも、毎週診療できる術というのを早急に考えていく必要があるのではないかと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 歯科診療所の現状における対応ということで、御質問であります。

歯科医師については、交通事故に巻き込まれた時の事故の後遺症がありまして、車での移動による毎週のトママ通勤は辛いと。それから精神的に苦痛であるという旨の申入れがあったことから、本人の体調や心理的な負担を考慮して、回復するまでの間、現在の診療体制としたところであります。

歯科医師に対しましても、何らかの治療をするようにアドバイスをしております。

そういった中で、トママ住民の皆様のお気持ちは十分御理解できますが、歯科医師の健康状態のこともありまして、診療日数を増やすことや、時間を変更することは現在のところ、難しい状況であるということを御理解頂きたいというふうに思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○1番（下川園子君） 心理的には理解はもちろんします。現状も理解はできますが、それはこの先、正直そういった、疾患と言いますか病状と言うのは、なかなか先が見えないし、いつになるかは当然分からないと思います。だからと言って、よくなるのがいつなんだったという期間、期限が決められるものでないことも重々理解はしています。

ただ、それと同時にそのままいつになるか分からないものを待ち続けるのかというのは、

疑問が残ります。

なので、この先、どのくらい村としても、こういう状況を続けていくのかっていうのはしっかり見極めて、どこかで見極めていただかなくてはいけないのではないかと思います。

それを今この時点で答えを出してくださいと言っても、出るものではないかと思いますが、ただそういったことを考えた上で、当然その今後、令和7年度に向けて、トママ歯科診療所に通いたい人でも通えない人、その方たちは占冠診療所に送迎しますよという、提案はしてくださっていますが、やはりトママ診療所で歯医者に歯科診療所で通いたいというのが一番だということは、忘れないでいただきたいというか、そこは必ず検討していただいた上で、この令和7年度をひとまず、トママ歯科診療所で見てもらいたいけれども移動できない人に関して、送迎というのは必ずやっていただきたいと思っています。

こちらの送迎について、計画しますということをお前回回答はいただいておりますが、この計画がどのようになされるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） トママから診療所への移動についての送迎であります。

それで送迎につきましては、トママ地区住民を対象として、占冠村歯科診療所への受診を希望される方へ行ないます。

また、委託業者についてはファミリーサポートセンター占冠を予定しておりまして、試行的に実施をさせていただき、状況を見て送迎方法等の検討をさせていただきたいということで考えておりますので、基本的には予約を取ってこちらに来るとなった時には送迎をしたいという、送迎を希望される方は、送迎をしたいという対応をさせていただくということで考えておりますので、よろしくお願い

します。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） ということは、診療日を水曜日に固定するというわけではなく、常時その予約が取れたタイミングで予約の取れた時間で送迎していただける。固定でいつの何時ですよ。とか言うわけではなく、臨機応変に対応いただけるということでしょうか。伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるとおり、歯科診療所に予約を取れた時間で送迎希望ということを診療所に言っていただければ、歯科診療所から役場の方に連絡が来て対応するというので、今現在進めておりますので、診療日については、歯科診療所の営業日、どの日でも、対応したいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園子議員の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

一般質問、最後になります。5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） それでは、事前の通告順に従い四項目について質問いたします。

まず一項目の地域おこし協力隊の活用についてということです。

地域おこし協力隊については、国、総務省からの各地域における振興策、そして定住促進ということで導入されているわけなんです、そこで本村における地域おこし協力隊の今までの受入れ実績と定住・定着について、

実績とまたその結果に対する村長の見解を伺いたいと思います。まず一つ目お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊に関する御質問でございますが、本村で委嘱をした隊員は22名のうち、活動中の隊員も含め、11名が定住しております。

全国的な数字を見ますと、直近5年で任期満了した隊員の約7割が任期後も定住しているとのことで、本村の定着率は50パーセントと若干下回りますが、家族の都合などによりやむなく本村を離れる方もおり、一定数の転出はやむを得ないというふうに考えております。

一方で、家族を含めての移住者や本村に移住してから結婚される方など、本村に与える影響は大きいものがあるというふうに感じております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 全国平均よりは若干下回り50パーセントの定着ということで、それなりの結果は出ているのかというふうに私は感じました。

そこで影響度、村長答弁の中で、非常に定住促進というところでは、大きな影響度があるだろうとそういうふうに考えているというような答弁かと思います。

そこで今後に向けて具体的な受入れ策、定住定着についてどのような役場庁舎内における議論がなされ、今後の方策が練られているかについて、考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 令和5年度の隊員数は全国で7200人となっております、国は令

和8年度までに、1万人の隊員数を目標に掲げています。

現在、本村が委嘱している隊員数は4名で、うち一人が任期を終え起業することとなり、村としても必要な支援を行なっていくこととしています。

令和7年度においても新たに3名分の予算を確保しながら、採用に向けた準備を進めているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 結果、50パーセントというところから、今どうなっているのというところで、既に4名の方が具体的な活動されていることでさらに今年度、7年度においては、三名を予定しているということで、引き続き推進していくという考えかと思います。

そこで三つ目の質問になりますけれども、今本村のみならず様々な自治体、特に本村においても同様に、労働力不足という観点から地域おこし協力隊、どう活躍してもらうのかという論点で質問させていただきます。

労働力不足は、これは本村においても結構深刻で、実はどこも手が足りない、手を借りたいというのが農業、林業、観光様々ところで起きている現象と思います。

ということは、本村でもそういうことである以上を近隣、各自治体においても、エリアにおいても同様な問題が起きていて、それぞれ人の取り合いがあるわけですから非常に過酷な状況が今現在もそういう状況にありますし、さらに今後はそれが加速することも予想されるのではないかと思います。

そこで、私はこの地域おこし協力隊をもっともっと活用できないだろうかと、今現在、4名の方がそれぞれの様々なその分野において、具体的に活動されていますが、今年さらに三名というような枠も考えていますという

ことですが、私はもっともっと枠を拡大し、そういった労働力不足のところにどんどん行政サイドから人を出してあげられる体制を、つくるべきではないかなと、その三名をどこに考えてみると、結論からばかり見るとなかなか人の手当じゃどこで使うのっていうのが、ついつい考えるもんだから進まなくなるというところあると思うんで、ある程度私の考えであります。プール運用できるような形で体制整えておくと、様々な職業、専門で入っていただくのはいただくで今やっていただいているように、結構かと思います。

私のここで考えるところは、ある程度、様々な仕事に対応できるスタッフとして、当然訓練も必要かと思いますが、そういった体制を行政内に整えるべきかと思いますが、その点について村長の考えがございましたらお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域おこし協力隊制度は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に移住をし、様々な地域協力活動を行いながら、地域への定住定着を図る制度であり、地域おこし協力隊、地域、地方公共団体それぞれが三方良しの関係が築かれる制度と言われています。

単なる労働力不足を補う制度ではありませんが、これまでに定住された隊員の方々は様々な業種で、また地域で中心的な役割を担っている方もおりますので、三方良しの関係性を発揮できるよう、制度を活用してまいります。

採用に当たっては、隊員に何を目的にして、こういった業務に一定程度決めて、それに沿って募集をしておりますので、来られる方はそういった、目的に自分の考えに合ったものを選択してきていただけるというふうに思っ

ていますので、そういった形でこれからも募集をしていきたいなというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 募集のスタイルとして、関連の今の点についての再質になりますけども、ある程度呼ぶ以上はきちっとこういう協力をしてほしいんだよっていうのを示さなきゃならないんだと、当然かと思います。

募集で応募される方も、行って何するのっていうのは当然思うことであり、自分に向くか向かないかも含めて、体験する前の書類段階ではありますが、そういった具体的に面接等もあるんでしょうけども、そこでやっぱりそこはもう1段階行政体制として知恵やっぱり出さなきゃならないかと思います。

ですから、どう魅力を協力隊の方に感じて頂くかなんで、逆にチャンスは一つじゃないんですよと、本村においては、Aパターン、Bパターン、Cパターンなるべくでしたらその三年の間に様々な体験をしたということを目的としています。

最終的には、魅力を感じて頂き定住頂くのが本来の目的なんですと、ちょっとそこはね、そういう意味ではもうはっきり決め打ちするんじゃないくて、そういった募集要項、活用方法ももう一段かやっぱ知恵を出さなきゃならないかと思いますが、一つの策として、各スタッフの方々に知恵を絞っていただき、こうしてみたらどうかという議論は、もう一段階する必要があるのかなと思うんですが再度関連で村長お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げましたように採用に当たっては、どういった目的で募集をしますっていうのは必須であります。

その中で、過去の例でいけば、集落対策で

きた方が、営農に至ったり、違う業種に行ったり、活動が続けている中で、そういった選択は、協力隊員の希望というか、思いに沿って、やられてきたという実績がありますから、そういったところでは協力隊員の意思を尊重してまいりたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 関連の四点目になります。

今そういうことで占冠に魅力持って協力隊として手を挙げて来てくれる、その時に具体的な携わる職業体験のみならず、やっぱり住環境って結構大きいと思うんですね、やっぱりある程度は占冠村、リゾートトマムのあるところだよねと言う、自然に自然環境にも恵まれている、といういろんな謳い文句の中で夢も持って来られる。

しかしながらそのここに住んでください、ここが住宅になりますよといったときに、いきなり夢破れるようなことになっては、せっかくそういった方々の気持ちも萎えてしまう。場合によっては定住を考えていたんだけど、やっぱり早々にここはやっぱり引き上げるようになるか、というようなことにならないように、ある程度、そこは地域との解け方ともあるかと思いますが、まずやっぱり箱として、住環境の整備というのはこれ重要なとこだと思うんですが、これについての取組策について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 協力隊の住環境ということでございます。

現在、地域おこし協力隊の住宅に関しましては、隊員の希望により村職員住宅、あるいは村営住宅、また民間住宅に入居しておりまして、住宅料については隊員の活動費として支給され特別交付税措置がされております。

地域おこし協力隊の受入れには、住宅は大変重要な要素と考えておりますので、しっかり確保してまいりたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 次の二項目のふるさと納税の質問にまいります。

ふるさと納税の推進策ということで三点ほど質問いたします。

まず一つ目として、単刀直入の質問でありますけれども、本年度におけるふるさと納税の納税状況、それからその活用の状況進捗、それに対する評価とまた、どのような結果に対して議論されているのかについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税についての御質問であります。

2月末の寄附額が、前年度の9,032万5,000円を上回りまして、9,600万円を超えたことから今定例会補正予算において2,000万円の増額をしたところであります。合計で1億円を超えるという補正予算を上程しているところです。

寄附金は、基金に充当し、次年度以降の事業に活用していくこととしておりまして、ふるさと納税事業の規模も少しずつ拡大していることから、占冠応援団の獲得に向けてポータルサイトの運用等、効率的かつ効果的にできるように、新年度に向けても準備してまいります。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 関連二つ目の質問に参ります。

今、村長お話しのとおり、2,000万がさらに見込まれるというところではありますが、これについては、ここのところ急速に各スタッフの方々、関係の方々の協力体制が非常にう

まくいったケースかなと思います。昨年もかなり勢いで伸びているかという感じておりましたけれども、さらに今年度においても、このような大きな伸びを示しているというのは本当にいろんな、誠意努力されている現状かと思っています。

そこで、今後における、返礼品、これ一つ非常に差別化で魅力発信ですから、こちらが重要な取組策の一つになっているかと思うんですが、こちらの推進策について、どのような状態になっているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 返礼品の魅力向上ということの御質問であります。

現状、寄附額の多くが、宿泊ギフト券やスキー場のチケットがあることから、事業者と連携し、継続して取り扱ってまいります。

新年度に向けて新たな返礼品の協議を村内事業者と進めておりますが、ふるさと納税を利用した寄附者や新たな寄附者に向けて地場産品のPRを行いながら、さらに返礼品の数を増やせるよう、村内事業者と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

現在お話が進んでいるのが、金子農場のメロン、あるいはトマムシープファームのムートンといったところが候補として上がっているという状況になっております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 返礼品についての取組先伺いました。

続きまして関連の三点目になりますけれども、企業版ふるさと納税、こちらについてもいろいろ努力の結果あって、実績が昨年度、実ったという結果になっております。

こちらについてはやっぱり、通常のふるさと納税と同様に、占冠村に魅力を感じていただく企業をどう取り込んでいくか、また、続

けていくか、魅力発信していくかということだと思んですが、そちらについて当然、座って待っているわけにいかないんで、こちらからボール投げて、キャッチボールしなつてはないわけですから、そちらの広報活動、周知活動について具体的なものがあれば伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 企業版ふるさと納税についての御質問であります。

企業版ふるさと納税の実績は、昨年度は三件で830万円、今年度は四件で140万円となっています。

企業版ふるさと納税制度は2020年度から5年間の時限措置で今年度までとされておりましたが、12月の税制改革大綱で3年間の延長が示されました。

本村としても、企業版ふるさと納税を受けるために必要な地域再生計画を作成し、申請し、現在、国の認定を待っているところであります。

また、現在進めているメープルシロップトペニワッカの拠点整備事業について、北海道を応援していただける企業、団体や個人の方々のネットワークであるほっかいどう応援団会議のポータルサイトに掲載をし、PRすることとしています。

本村と企業を繋ぐ様々な支援体制も構築されておりますので、企業からの応援を頂けるよう、努力をしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今の関連の再質させていただきます。

140万、令和6年度ということですが、その四件どのような企業さんって言う、企業名具体的もし言えなければ、業種でも結構ですけども。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの藤岡議員の質問、細かい話でしたので私のほうで説明をさせていただきます。

四件、140万円の内訳でございますけれども、一部非公表の事業者がございます。

そのほかの企業としては、昨年度に引き続きまして株式会社セコマ、それからホクレン農業協同組合連合会、もう一社がタレントスクエア株式会社とプラス非公表の事業体が一社ということで四件でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 三項目の質問に移ります。

ゼロカーボン森林整備という表題になります。

まず、一問目の森林環境譲与税についてなんですが、こちらの活用の状況、また、活用する中での出てきている課題がどのように認識されているのか、また、今後に向けた推進策についてどのような議論を進められているかについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 森林譲与税の活用状況ということの御質問であります。

森林環境譲与税の活用事業としては、私有林整備事業関連、あるいは、担い手確保関連、それから木質バイオマス利用促進関連の三種に区分されます。

令和元年度に譲与が始まって以降、作業道の整備補修事業などを事業追加をして活用を図ってまいりました。

元年度は譲与税を全額積立てをしまして、令和2年度の剰余金の活用割合は33パーセントから、6年度は47パーセントへと増加している状況であります。

今後、薪生産販売事業が新たな体制のもと

で展開される見通しでありますので、新たな支援等にも森林環境譲与税を活用する考え方があります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 現状について今伺いました、二つ目の質問にまいります、関連ですね、今後における民有林育成に向けた施策について伺うんですが、これ森林環境譲与税というのは本来皆さん御承知のように、民有林、全国で荒廃が非常に進んだ中で放置されている、それを何とかして整備していかなくちゃいけないだろうという現状の中から出てきた、税金かというふうに認識しております。

そこで、本村の活用状況についても、今もちろん用途については、今、村長言われた中身っていうのは特に全然問題ないことは承知しているんですが、まだまだ活用の余地あるどころか、半分も使い切れてるかどうかというところで積み上げて眠らしているという、見方によってはですよ、言うことにもなりかねないということなので、せっかく、また次年度もたしか800何万あるかと思うんですが、そういった貴重な、使えるお金をどう使っていくかというところは、もう一段階、二段階の知恵絞る必要があるんじゃないかと。例えば今使えてないとしたら、また村長の考えを伺いますけれども、様々な障壁があるんじゃないのかと。どういうその辺を問題点として感じられているのかについて、考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 譲与税の用途等を含めた御質問でありますけれども、村としては森林の公益的機能を発揮しつつ、林業の成長産業を実現していくということで、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行うことによ

って、健全な森林を造成し、資源の循環利用を進めることが、重要だというふうに考えています。

森林作業の集約化などを通じて、低コスト化を図り、主伐間伐の計画的な森林整備を進めることが必要となっています。

また、気象害、あるいは鳥獣害を受けた森林に対しては、公的関与による森林整備を強化することも重要になっております。

このような、多様な森林に対応した整備を推進していくために、国により森林整備事業が実施されています。

森林整備事業では、植付け、下刈り、間伐等への作業に対して補助が行われております。

さらに、議員言われる、森林環境譲与税を活用し、村独自の林業担い手対策として技術指導補助金の補助を対象となる、年間修了日数の拡大や安全装備品の備付けに際し、その実効性を高めるために、対象範囲、あるいは、補助金額の拡大、見直しを行っているところであります。

林業の事業体の自主廃業や林業労働者の退職など事例もありますが、引き続き、民有林の施策制度を活用するとともに、今後も森林環境譲与税を身近な森林施策に役立てる取組を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 再質問になります。

今、様々な村としての取組をし、かなりの努力はしているんだけど、活用状況のなかなか一気に突破口がなかなか見えてないっていうのが一つにある。ただ、立ち止まっているわけじゃなくて、いろんな考えられる今法的に許される範囲内として考えられる範囲はかなり取り組んでんだよというような答弁として受け止めました。

そこで、逆に一方、民有林所有者から見たときに、なぜもう少し手を挙げてこういう整備をしてもらいたいんだという声をもっともって出てきて、競争率が高くて大変だっていうようなことがなぜ起きないだろうと、よう見たときに、結果的にやはり最終的には手出しの問題が出てしまう。例えば、1ヘクタールの森林整備をしてしようと結果考えたときに、これ例ですよ、1ヘクタールの森林整備しようとしたときに、まず切り倒す、運搬排出そこまではいいんだと、次の段階にいたときには、今度整地して、植え込み、さらには、定期的な草取りと、間の下刈り等々をしなければならぬ、そこのところの手出し金額が非常にかなりの金額はよっぽど切った木の金額が高いものが切られ余っていればいいんだけど、ほとんど切った木が年齢も古くてそれほど金額にならず、いくら金額が例えば10万しか残ってなかったときに、次の植え込み整備に、60万70万と言われてしまうと皆さん二の足踏んでしまうというのが一つの現象かなという感じはするんですよ。

ですから、今後どうしてあげればいいのかと、多分、今は現状の法律の枠内でということで多分やっていて、国から68、道、村、等々の補助政策でかなりのことはやられているんだけど、結果的にやっぱり金額がそういう相対金額が200万とかそういう金額になってしまうと、その中の例えば40万にしたって、その木植えて、一体いつまた収入というところで見たとときになるのと言ったら、なかなか進まないのが一つの現状としてあるのかと思います。

ですから今後の進め方として、一つは、役場専門の方々の議論を頂き、場合によっては、この民有林に限らずなんですけれども、条例改正も視野に入れた、議論を進めていただく

必要があるのではないかと私は考えるんですが村長いかが考えますか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 民有林育成のための助成制度として、様々な村としての対応させていただいておりますけれども、基本的に、民有林整備に関わる助成制度、国費あるいは道費で助成があります。

それでその補助残、自己負担分の2分の1を村が助成をしているという状況になっていまして、あるいは植栽したときには苗木代を補助しているという様々な方法を取りながらやっております。

これらを総合的に見ますと、おおよそ国費が51パーセントの補助であれば、道費が17パーセント補助、それから森林所有者が32パーセントとなりますが、村の民有林育成事業を活用して2分の1を補助しますから、16パーセントとなります。

木材市況が良ければ間伐であれば、手元に残るお金もあると思いますが、市況が悪いと持ち出しになるというのが現状かなというふうに思っています。村としては、よそにないぐらいの助成策を持って、民有林育成事業をやってるなということを感じてますが、議員言われるように、やっぱりお金出してまでなかなかやらないんじゃないのってのが今の流れかもしれませんが、ぜひそういったものも含めて環境譲与税がそこで果たす役割というのはこれから考える余地はあるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） もう一度再質させてください。

今、村長答弁頂いた中身については、私も認識しているところでそこまでは、かなりのことを結果として自治体として見たときに、

決して周りに引けを取らないような補助内容、支援策になっているはずだよというような認識かと思います。

私は思うんだけど、もう一段進めてみてはどうかという考えなんです。提案なんです提案というか考えです。

それによって、結果的にある程度の年配の方は若い方でもいいんですが、これ整備して、そんな10年20年でお金を生むようなものじゃないですから、やはり進めるにはやっぱりかなりの後押ししてあげないと、前に進まない、その人がすぐ利益を得るって話じゃないんで、村全体の緑化推進、若返り策、等々を進めることが、必要じゃないのかとこれをやることによって、村内の林業振興にもつながるでしょうと、今、関係している方々それぞれ譲与税を活用した機械化とか、そういった面には手を入れられてるのは分かるんだけど、幾ら機械化してもその条件を与えられなければ、結局は村有林のあるところにしか使えないよと、せっかくこんな機械買ったのに、やっぱりオーダーがなければ使えないわけですから、やっぱりこのオーダー策っていうのは民有林で保管している方々だけの話じゃなくて、その関連事業体さんも一緒に伸びていく、村も結果的に税収の伸びていくような、うまく循環するような仕組みづくりを何とかできないもんだらうかと。そこで、先ほど言いましたように当然そこには、他の自治体とほぼ同レベルのことはやっているはずだし、決して引けをとらんぞという答弁ならそのとおりだと思うんですよ。

もう一步だけど進めることによって、新たな税収が伸びる、また財源がなくてどうすんのよって話ではなくて、今、財源はあるんだからその財源をどう使えませんか。そのものをまた、改修して回せるだろうと。何も基

金として積んでおかななくても使えるなら使ったほうがいいんじゃないですか。そのためには簡単には使えないんで、条例等々、最終的には村長の英断をいただくことになるかと思いますが、そういった取組も議論しなければ、やれることやれないことをはっきりさせる、もしこういうことをやって見られないか、ついてはどんな条例改正が必要になるんだと言うならば、今言ったように、民有林活用ばかりじゃなくて、他のことにももっと使いたいのかもしれない。そういったことも含めて、脱線しないように今しゃべっていますけれども、条例改正という意味でしゃべっています。その辺の検討いただくお考えはないかなということ再度質問させていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 基本的には民有林振興につきましては、森林組合を通じて森林所有者がこういった補助事業を受けながら、森林整備を行うという、この制度的な流れの中でやられております。

その中に、村として様々な助成事業を設けて、やっていると、新たに森林環境譲与税があるんだから、基金に積んどかないでもっと使えということも含めて、村としては、この限られた譲与税の額を継続的に取り崩しながら、計画的な事業に使っているという状況でありますので、環境譲与税がどんどん増えてくれるのであれば、もっと新たなものにも挑戦できるんでしょうけども、現状に置いた譲与税の額であれば、今計画的に進めている事業を継続的にやれるように計画的にやるということが現状なのかなというふうに考えているところであります。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 四項目目の教育長の質問に移ります。教育振興、三点ほど質問い

たします。

まず一点目の本村における児童生徒数及びそれに伴う、児童生徒数及びそれに伴う教職員の減少がここ顕著であることは皆さん承知であります、その状況下の中で、学校状況下の中で学校教育の推進振興策について教育長はどのようにお考えになるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり村内各学校の児童生徒数の減少及びそれに伴います、教職員の定数減少につきましては深刻な問題ということで認識をしております。

教職員の減員による児童生徒数の学力低下などが懸念される中で、教育委員会といたしましては、小規模校加配措置、退職教員などを活用しました時間講師の採用など、関係機関への要望を継続するとともに、現在、村独自で採用しております、学習支援員等の雇用継続を通じまして、専門教科指導人材の確保に努めているところでございます。

また、村内学校教職員の皆様に御協力を頂きながら、複式学級の事業内容の充実や遠隔授業の実施、これらについても取り進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今、現状について伺いましたし、今後の推進策にというところで伺いました。

二つ目の質問になります。

学校給食の無償化、これについては今に始まった話じゃなくて、従来から様々な議員の方々より、無償化の取組は非常に重要なことじゃないかと、占冠の実際子供さん持たれてる親御さんから見たときに、無償化すること

によって、今現在、そしてこれから子育てをしようとする人たちから見たときにも、給食費の無償化ってのはもう、やってもいいんじゃないのという中で、当然議論されてると思うんですが、進捗といいますか、どのような議論が進んでるのか当然、給食費については、広域連合というようなところでもやって実際運営されてるわけだから、その辺との連携、村の中の議論、そして広域としての当然会話もされているでしょうからその現状について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えいたします。

給食費の無償化につきましては、国におきまして石破総理が2026年度以降できる限り早期の制度化を目指す旨を表明しております。

文部科学省におきましても、政党間協議を注視するとの報道がございました。

本村におきましては、以前より独自の無償化について、議論をされてきておりますけれども、国及び広域連合での議論を注視してまいりたいという考えから、早期実現の予定はないという認識でございました。

現時点での広域連合構成市町村の議論の状況でございますが、富良野学校給食センターでは、来年度より物価高騰による給食費の改定を決定いたしております。

保護者負担が一食当たり40円程度値上げとなりますが、既に給食費の全額助成や交付金を利用した一時的な補助を実施している自治体があることから、給食費の値上げに伴う施策につきましては、各自治体の判断によることというふうにされまして、本村においては、今回の値上げ分について、村が負担し、実質的に給食費を据え置くこととしております。

他市町におきましても、負担軽減に対する議論は行われているようですが、給食費の無

償化については、特に深く議論されていないとの事でございます。

したがって、本村は、負担軽減を実施しながら、国の制度化に関する議論を注視してまいりたいというふうに考えています。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 国の動向を注意深く注視し、その情報をまたフィードバックして皆さんにお伝えしていきたいというふうに聞こえました。

私がそこで感じるんですが、仮に教育長、この今、本村の学校の給食費全部村背負ったとして、年間いくらですか。大体で結構です。ぴったりじゃなくて結構です。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 前に議会の中で、答弁したと思うんですけども、大体300万程度というふうに記憶しております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今、本村の置かれている状況、それは確かに様々な財政使途があることも事実性を感じております。

そこで今この300万、必要ないのかあるのか、子供さんたち育てる親御さんから見たときに、300万のお金を村として出してあげるだけでどれだけ魅力ある占冠村になるかと私は思いますよ。国がやったらやった時点でそれを国がやればいいんですよ。先に占冠が手を挙げて、なぜそのたった300万のお金を出そうという議論をしないのか、私には不思議でならない。

その辺のなぜそういう議論をされないんですか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 給食費、保護者負担の給食費に関しましては300万円程度となりますが、実質的に給食に掛かる経費として

広域連合に村が負担しているお金は1,700万程度になっております。

既に1,700万程度のお金を給食に掛けているというところで考えますと、村の負担を300万円増加するだけではないというふうに考えておりますので、これについては村全体として協議をして、継続的にこの財源を確保して、無償化をできるのであれば、するべきだと思うんですが、今は前にも答弁をされていると思うんですけども、沿線の状況も見ながらというところもございまして、沿線の中ではなかなかその無償化に踏み切るところがないというのが今の実態でございまして、その財源も確保しながら、それから、国においては小学校からですけれども早期に給食無償化を実現するという事で、話がございまして、その辺を注視しながら国の動向に従っていくというような形になるかというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 再質です。議論ずれています。

私は、給食費いくらですかって聞いたことに対して300万ですと回答ありました。

そのとおりだと思います。多少の前後は結構です。ただ、今の答弁ですと、それだけじゃないんだよね、給食車両だとか、もろもろのお金も掛かっているんだと、それは分かります。でも私が言っているのはこの給食費というところを言っているんですよ。

親御さんが負担する金を仮に村が負担したらいくらかかるのかって聞いた結果が300万じゃないですか。その車両のお金は別な話です。

親御さんに代わって村が仮に払ったらしたら300万にも変わりはないのです。1,700万の金関係ないじゃないですか。

もともと掛かる経費なんだから。広域連合についても決して足並みそろえる必要ありますか。広域連合にお金払う払わないの議論じゃないですよ。その金を村が出すだけの話ですよ。親御さんたちから集めて、そこに納める金の費用として充てるのか、いやそうじゃないよと、私が言っているのは今すぐ教育長結論を出せて言ってんじゃないんですよ。

なぜ議論をしないんですかということ言っているんです。

普通なら300万の議論をなぜ最初の年度計画の中に議論の中に入れないんですか。今、最初から議論する際の気がないですよ今の答弁だと、きついの言いになっていますけども、やはりもう1度原点に立ち返って、子供さんも少なくなっている、少しでも多くの方々が占冠村で子供を育ててほしい。そのためには占冠で子供を育ててマイナス要因もあるんだけどプラス要因だって占冠の中にいっぱいあるというところをさんざんアピールする中で、たった300万のお金どこが高いんですかこれ、議論する気はありませんか。もう一度聞きます。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 今の300万円の議論に関しましては、以前にも議論はされてきております。

その中で先ほども申し上げましたように、広域連合の中の一員ですので、沿線の状況を見ながらというところもございますし、その他にも給食費の無償化に関しましては、公平性というところで考えますと、要保護児童生徒に関して補助金を出している部分も、国からの補助が出ている無償になっている部分もございます。そちらとの均衡等もございますし、アレルギー等で給食が食べられない子たち、というのもございます。

ですので、必ずしも給食費を無償にすることによって、全員が恩恵を得られるということにはなっていないというふうに考えておりますので、その辺の問題もクリアした上で無償化ということで議論をしていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 論点がずれてます。

必ずしも無償化が公平なことに結びつかない、結びつかないならなぜ国がやろうとしてるんですか。国の方針間違ってるんですか。

必要だからやろうとしてるんでしょう。

それに先立って村として議論、先行してやる気はないかということで質問させていただいてるんですよ。

そういう問題点があるんだったらどうして国ができるんか、同じじゃないですか。国がやったと同じ問題ありますよ、そういうことがあるんであれば、私は言っているのは今すぐやれじゃないですよ。

議論する気がないんですかって聞いてんですよ。もう一度聞きます。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 国の中でもそのような話が出ております。

ですので、早期の実現がしていないというふうに私は認識でおります。

今回議論をするということでは議論は以前からはさせていただいておりますが、結論としてはまだしないというところで話ししておりますが、再度、議論をさせていただきながらこれについては、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 次の三点目の質問に参ります。

本村の奨学金制度の現状と課題、どのよう

に認識されているか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

本村における奨学金制度につきましては、本村在住の学生生徒に対して経済的な理由から学ぶ機会を失うことのないように学費の対応を行い、優秀な人材を育成することを目的として創設されているものでございます。

本村の奨学金貸与の現状ですが、令和7年2月現在で59件、1億857万円。

滞納繰越、4件、444万8,700円というふうになってございます。

本村における奨学資金貸付金の返還状況に関しましては、悪質な案件など弁護士依頼案件もございますが、比較的良好だというふうに認識しております。

しかしながら、高度な学びを与えられたにもかかわらず、終了後に多額の返済金を抱えて社会人となっている状況を考えますと、現制度に内容を再検討する時期が来ているのではないかというふうな認識でおります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今、教育長答弁のように私もやはり借りられる制度としてはかなり村として、できる限りのことはやっているのかなと。多分、他市町村と比べても見劣りするような問題はないのかなと。

しかしながら一方で、返済が滞り、未納、場合によっては訴訟みたいに事にも及ぶ案件もあるのも一方で事実だということで、私も多分そのとおりなんだろうと思います。

そこで、やはり魅力ある教育制度整備の中で私が思うのはこれ無償にする制度設計どうするのかっていうのはその先の話ですけども、奨学金無償の奨学金もある程度枠を確保し、

占冠村にはそういう奨学金もあるんだという姿を見せるという取組も必要かと思うんですが、教育長どう考えられますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 無償の奨学金ということで、こちらにつきましては給付型の奨学金というところで関連してくるかと思うんですけれども、無償それから給付型の奨学金制度に関しましては、以前にも導入の御提案を議会のほうからいただいておりまして自治体が独自で実施している制度を参考に検討を進めているというところでございます。

以前、村長のほうからも御答弁させていただいておりますが、不足している介護、それから医療職といった専門職の確保、移住定住者の確保の観点からも、新たな奨学金制度の創設は有効であるというような認識で一致しております。

本村での給付型の奨学資金奨学金制度を創設する場合には、卒業または修了後に、本村において村が指定する職種に就職した場合に返還を免除する。といった、返還免除型や返還支援型の制度が制度創設の趣旨に合致しているというふうに考えております。

今後は要件の整備、それから財源の確保など、検討課題がございますので、引き続き慎重に制度化に向けて検討を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。時間注意願います。

○5番（藤岡幸次君） 再質、一点させていただいて、これで質問を終わります。

取組策として非常に有効な検討されているんだと思います。

それで目（もく）とする、三年なら三年、何かそういった年度を決めた、検討というふうな考えはありますか。

今やっている議論の終着点を何年を目途に1回結論を出そうじゃないかというようなものがありましたら聞かせてください。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 年度の目標というのはないのですが、この問題に関しましてはかなり前から、村長のほうから御提案をいただいておりますので、これに関しましてはいつとはなかなか言いづらいんですけども、先ほども言いましたように、問題解決を早めまして、なるべく実現できるように努力をしてみたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸次議員の一般質問を終わります。
以上をもって一般質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩します。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第4、議案第17号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書65ページをお願いいたします。

議案第17号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第8号につきまして御説明申し上げます。

令和6年度占冠村一般会計補正予算、第8号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,940万円としようと

するものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越し明許費によります。

地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正によります。

それでは、議案書の66ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

1款、村税、1項、村民税、2,600万円の減額。

2款、地方譲与税、3項、森林環境譲与税97万8,000円の増額。

9款、1項、地方特例交付金、25万7,000円の増額。

10款、1項、地方交付税、3,022万4,000円の増額。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、1万6,000円の増額。2項、手数料、3万9,000円の増額。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、23万6,000円の減額。2項、国庫補助金、260万9,000円の増額。

15款、道支出金、1項、都負担金、56万円の減額。2項、道補助金、363万5,000円の減額。3項、委託金、1万7,000円の増額。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、201万8,000円の増額。2項、財産売却収入、323万2,000円の増額。

17款、1項、寄附金、2,000万円の増額。

18款、1項、繰入金、310万円の減額。

67ページをお願いいたします。

19款、1項、繰越金、25万1,000円の増額。

20款、諸収入、3項、貸付金元利収入、

1,000円の増額。5項、雑入、2,131万1,000円の減額。

21款、1項、村債、160万円の減額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

議案書68ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、709万1,000円の減額。3項、戸籍住民基本台帳費、1,992万3,000円の減額。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4,000万円の増額。2項、児童福祉費、583万3,000円の減額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、158万1,000円の増額。2項、清掃費、3万円の減額。

6款、農林業費、1項、農業費、180万6,000円の減額。2項、林業費、63万円の増額。

7款、1項、商工費、30万円の増額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費、770万円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費、1,073万4,000円の減額。2項、小学校費20万円の増額。

3款、中学校費、73万4,000円の減額。4項、社会教育費、110万円の減額。5項、保健体育費、4万円の増額でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、第2表に記載のとおり、二本の事業について繰越しを予定してございます。

続きまして、70ページ、71ページを御覧ください。

地方債補正でございます。地方債補正につきましては、第3表のとおり、追加一本、変更一本となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

質疑者は、ページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確、簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 何点かお聞きいたします。

91ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費の1目の22節の償還金のところで。

令和5年度の母子保健医療対策総合支援事業補助金返還金ということで、19万4,000円ということなのですが、もともと令和5年度に10号補正で21万4,000円を補助金がついたわけなんですけども、結局2万円ぐらいしか使っていないわけなんです。

返還金が結構多いんで、せっかくもらって、使えなかった理由というか、その辺の事情をちょっと説明していただきたいと思います。

それから92ページの6款、農林業費の2目の農業振興費の20節の貸付金のところの畜産振興資金貸付金のところの減額のところがあるんですけども、850万ぐらい予算あったんですけども、245万というふうに、貸付金の返還って言うか、あったわけなんですけども、この辺の事情を説明していただきたいと思います。

それから、同じページの下、6款、農林業費、1項、林業費、18節のところも森林整備担い手対策事業就労奨励金のところでも、11万6,000円、これ当初20万ぐらいの予算がついているわけなんで、半分ぐらいしか使い切っていない。そして、その二つ下の林業担い手対策事業補助金、ここも12万6,000あったのが90万減額ということで、30万ぐらいしか使

ってないということなんですけども、毎回聞いていつも減額があるのですけども、やっぱり森林林業関係のうちの村の担い手対策、これは根本的にこの対応を考えていかなきゃならないっていうか、そういう気がするんですけども、その辺担当の意見ちょっと聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 委員の御質問にお答えさせていただきます。議案書91ページの4款、1項、1目、保健衛生総務費の22節償還金利子及び割引料の令和5年度母子保健医療対策総合支援事業補助金返還金についてでございますが、この事業につきましては、母子ケア事業に係る補助金の返還金でございます。令和5年度において、この事業を利用の方がいなかったということで、全額返還となっております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

議案書92ページ、6款、1項、3目、畜産業費、20節、貸付金の減額理由でございますが、当初補正前850万円ございまして、二件の農業者から貸付けの要望がありまして予算措置をしておりましたが、一件の方が取下げと言いますか、自己財源で購入するということになりましたので、今回245万円の減額となっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

同じく92ページ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、18節のうち、森林整備担い手対策事業就労奨励金の11万6,000円の減額についてでございます。

結論から申し上げますと実績による、事業

の減額ということで、内訳は4事業体の7名の方々が対象になっておりますが、それぞれの事業体の方々のお一人お一人の年間の就労日数に応じて、金額の増並びに減が出てまいります。

したがいまして、就労日数の減などの要因の結果、減額に至っているということでございます。

もう少し御説明をいたしますと就労金については、林業労働者本人そして事業者、会社、事後入手負担が二つ目、そして三つ目が国の助成金、そして市町村の助成金と言うことのこの四つの構成要因になっておりまして、それぞれ12月のいわゆる奨励金ということで、一般的には餅代というような言い方もしているところがあるんですけれども、そういう方々に、年末の手当的な要素で奨励金を支払うということになっている制度でございまして、その日数に応じて稼働日数、労働日数に応じて、支払われる、積立てていくということの内容でこういう結果になっているということでございます。

併せて、同じ18節、林業担い手対策事業補助金については、これは本村に居住をされる林業事業体にお勤めの従業員の方の住宅の手当の補助並びに技術指導、会社が新規採用者等に技術指導を行う際の一日当たりの助成金ということの積み上げで支払いをしているところであります。

新規対象者いわゆる新規の就労者を念頭に置いた制度でございまして、今年度においても、減額の措置になっているということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 今の林業の関係の話で言いますと、実績に応じてということなんですけども、これ最初の予算というのが、予

算づけが予算づけと実績との乖離が余りにも多過ぎますよね。だから、結局、その辺がどうして生まれるかということを知りたいわけなんですよ。

最初の予算のところの、予算づけのほうが悪かったのか。根本的な担い手対策の方針が悪かったのか、その辺お聞きいたしたいと思います。

それから91ページの補助金のところなんですけども、実施対象者がいなかったということで全額返還ということなんですけども、そもそもその補助金をこうしたら、補助金申請までして、どうしてももらったのかっていうそういう疑問が起きるわけなんですけど、向こうで勝手につけてくるのか。今年度の予算にもたしか、この補助金があったと思うのですが、その辺のことを教えていただけますか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、補助金の申請に当たっては、利用者が確定して補助金申請するのではなく、あくまでも概算見込みとして、補助金額を算出し申請をして、年度終わりに実績報告し次年度で精算するという補助金の流れになっておりますので、今回については母子ケア事業といいまして、子供が生まれた後にその利用者さんが病院とか助産所とかにいろいろな困り事や相談事などを受けれるサービスを受けれるということで、あくまでもその利用者さんの希望に沿ってこの事業が成り立っているというものでありまして、今回についてはこのサービスを使いたいという方がいなかったということでもあります。

産前産後等においては保険師が回って歩いた時にこういう制度もあるからどうですか。ということで声かけをしているんですけども、

令和5年度においては希望される方がいなかったということで、実績額がなかったということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 木村議員から御質問にお答えをいたしますが、森林整備担い手対策事業就労奨励金の内容についてに関わる部分かと思えます。

就労日数を一人当たり、最高250日ということで見込んでおります。

実績としては、一番下位の方で申し上げますと170日という方もいらっしゃる。

幅の上限に達してないと言いますか、予定している就労日数に達してない方が多々いらっしゃるって、そのような結果になっているということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） もう1回、伊藤課長にお聞きしたいけど、一応、概算見込みを立ててこの補助金を申請した。ところが誰もいなかったってということで、その概算見込み、空振りになったということなんですね。何のために概算見込みっていうか、それがちょっと理解できないですけど、その辺よく分かるように説明してもらっていいですか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の質問にお答えさせていただきますけども、これ補助金を申請しなかったら、実際該当者がいたとしても補助金がもらえなくなってしまいますので、前もって補助金を申請をしておかないとならないということで御理解頂きたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 97ページ、10款、4項、2目、公民館費の12節、委託料、公設学

習塾委託料の165万円減額なんですけど、こちらは、どの程度予定よりも減ってしまって減額になったのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 下川議員の御質問にお答えいたします。

97ページ、10款、4項、2目、公民館費の公設学習塾委託料の165万円の減額の件でございますが、1学年欠ということで、この分の165万円ということになります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 歳入なんですけど、74ページの1款、1項、村民税、1目、法人税の法人税割で2,545万円の減額ということで、ちょっと大きな金額ですから、その内容についてお教えいただきたいのと77ページの地方交付税です。

この地方交付税、普通で3,022万4,000円ということで、会計年度の職員の手当分だとかということの理由はお聞きしたんですけど、これが500万ぐらいだということですから、そのほかの大きなものとして、こういった要素があったのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） お答えいたします。

一点目の法人税割の関係でございますけれども、こちらはトマム地区のリゾートの運営会社の組織変更による減額ということでございます。

二点目につきましては、会計年度任用職員の手当の関係もございますけれども、他に大きいものとしたしましては、物価高騰の関係それから、人事院勧告に応じた人件費の増加、それに対するものが大きいのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 地方交付税の増額の件ですけど、これ物価高騰等人件費は、これは、職員の人勧の経費によるものの分だけということでもいいんですか。それをちょっと確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 追加交付ということでございますのでその計算方式、かなり複雑になってございます。

大きなものとしたしましては、想像されるのが、正職員の人件費、人勧の反映の関係、それから会計年度任用職員の手当増額の関係、それから物価高騰、この三点かなということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第17号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり、可決されました。

◎日程第5 議案第18号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第18

号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書、99ページをお開き願います。

議案第18号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、提案内容の御説明を申し上げます。

令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,900万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。100ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金は8,000円の増額。

4款、道支出金、1項、道補助金は4,000円の減額。

5款、1項、繰入金は280万円の減額。

6款、1項、繰越金は26万4,000円の増額。

7款、諸収入、2項、受託事業収入は3万2,000円の増額です。

101ページ歳出は、1款、総務費、1項、総務管理費177万5,000円の減額。

3款、1項、国民健康保険事業納付金は、72万5,000円の減額です。

102ページから111ページまでは事項別明細書となります。

以上御提案申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説

明を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 質疑ありますか。
（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第18号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第19号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第19号、令和6年度村立診療所特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書111ページをお開き願います。

議案第19号、令和6年度村立診療所特別会計補正予算第2号について、提案内容の御説明を申し上げます。

令和6年度村立診療所特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,360万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

112ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明申し上げます。

1款、診療収入、1項、外来収入は236万6,000円の減額。

3款、道支出金、1項、道補助金は30万円の減額。

5款、1項、繰越金は232万6,000円の増額です。

113ページをお願いいたします。歳出です。

1款、総務管理費、1項、施設管理費は30万円の減額です。

114ページから118ページまでは事項別明細書となります。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第19号、令和6年度村立診療所特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第20号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第20号、令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書119ページをお開き願います。

議案第20号、令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について御提案内容の御説明を申し上げます。

令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,180万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

議案書120ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算により歳入から御説明申し上げます。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は95万4,000円の減額。

4款、1項、繰越金は35万4,000円の増額です。

121ページは歳出です。

2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は60万円の減額です。

122ページから126ページまでは事項別明細書となります。

以上、御提案申し上げますので御審議くださいようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説

明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第20号、令和6年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第21号、令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長(伊藤俊幸君) 議案書127ページをお開き願います。

議案第21号、令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号について提案内容の御説明を申し上げます。

令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,270万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

128ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明申し上げます。

1款、1項、診療収入は244万9,000円の減額。

3款、1項、繰入金は180万円の増額。

4款、1項、繰越金は44万9,000円の増額です。

129ページ歳出は、1款、総務管理費、1項、施設管理費、5万円の減額。

2款、1項、医業費は15万円の減額です。

130ページから134ページまでは事項別明細書であります。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいようよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、木村議員。

○2番(木村一俊君) 131ページのところを見ても診療収入が予算の4分の1ぐらい落ちているわけなんですよ。

それを繰入金で補填したっていう内容だと思うんですけども、4分の1の売上げが落ちるっていうことは相当異常だと思うんですけども、その要因と言うか、考えている原因と言うか、それを説明してください。

○議長(児玉眞澄君) 住民課長。

○住民課長(伊藤俊幸君) 木村議員の御質問お答えさせていただきます。

診療所収入でございます。令和6年当初見込みより22.7パーセント減少をしているところではありますが、令和5年度の決算額と比較しますと11月末現在の状況では5.6パーセン

ト増加すると見込んでおりますが、その以降の診療状況によって、どうなるかというところでもありますけども、今の状況を見るところでは、令和5年度の決算額ぐらいになるのかというところで試算をしているところでもあります。

6年度の当初予算にの積算におきましても、令和5年度の当初予算と同等程度の収入を見込んでいたところでもありますけども、結果として、令和5年度の決算額に近い状況で報酬収入が見込まれるところとなっている現状であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 令和5年の低かったっていうのはコロナの影響で受診控えって言うか、それもあったからそういう数字が出て、それより高かったからって言うか、それは喜んでられないのかもしれないんですけども、結局、どういうことですか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、簡潔に。

○住民課長（伊藤俊幸君） 診療報酬の減の要因としましては受診者数の減少が大きなところでもあります。

令和4年が結構多い診療報酬があったんですけども、その後、減少してきているというところでありまして、今後も診療報酬の減収というところでは、令和7年度の当初予算におきましても今年度の実績に近づけるように努力していきたいということで予算計上させていただいておりますけども、受診者数の減少ということでは否めない事実でありますので、今後においては口腔ケアの重要性、啓蒙に力を入れて、歯科検診から診療につなげて住民の健康管理に努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありますか。
（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第21号、令和6年度占冠村歯科診療事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第22号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第3号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書137ページをお願いいたします。

議案第22号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第3号について御説明いたします。

第1条、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

第2条、令和6年度占冠村簡易水道事業会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

年間給水水量、既決予定量71万6,000立方メートル。

補正予定量、4万7,000立方メートル。計

76万3000立方メートル。

一日平均給水量、既決予定量、2,423立方メートル。

補正予定量、213立方メートル。計2,636立方メートル。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款、簡易水道事業収益、既決予定額、1億4,528万1,000円。

補正予定額、97万円の減額。計1億4,431万1,000円。

第1項、営業収益、既決予定額、2,298万円。

補正予定額、97万円の減額。計2,201万円。

支出、第1款、簡易水道事業費用、既決予定額、1億3,409万8,000円。

補正予定額、207万円の減額。計1億3,202万8000円。

第1項、営業費用、既決予定額、1億2,907万8,000円。

補正予定額、107万円の減額。計1億2,800万8,000円。

第3項、特別損失、既決予定額、384万4,000円。

補正予定額、100万円の減額。計284万4,000円。

次に資本的収入及び支出。第4条、予算第4条本文、括弧書き中不足額、4,824万4,000円を不足額、4,934万4,000円に引継ぎ金、920万円を引継ぎ金、1,030万円に改め資本的収入の予定額の一部を次のとおり補正する。

138ページです。収入です。

第1款、簡易水道事業資本的収入、既決予定額、680万円。

補正予定額、110万円の減額。計570万円。

第1項、企業債、既決予定額、580万円。

補正予定額、110万円の減額。計470万円。

第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

事業費の確定に伴い、公営企業会計適用債の限度額の変更でございます。

補正前限度額、580万円を補正後470万円に補正するものでございます。

139ページです。

令和6年度簡易水道事業会計補正予算、第3号、実施計画書で御説明いたします。

収益的収入及び支出。収入です。補正額のみ申し上げます。

1款、簡易水道事業収益、補正額、97万円の減額。1項、営業収益、補正予定額、97万円の減額。1目、給水収益、補正予定額、100万円の減額。2目、その他の営業収益、3万円の増額。

支出です。1款、簡易水道事業費用。補正予定額、207万円の減額。1項、営業費用、補正予定額、107万円の減額。3目、総がかり費、補正予定額、107万円の減額。3項、特別損失補正予定額、100万円の減額。1目、過年度修正損、補正予定額、100万円の減額。

次に、資本的収入及び支出、収入です。補正額のみ申し上げます。

1款、簡易水道事業資本的収入、補正予定額、110万円の減額。1項、企業債、補正予定額、110万円の減額。1目、その他、補正予定額、110万円の減額。

以上、議案第22号について、御説明申し上げましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第22号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第3号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時22分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号撤回報告

○議長(児玉眞澄君) 議長より報告します。

これより日程第10、議案第23号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号の件を議題として、審議予定でありましたが、本日、村長より議長に対し議案内容不備のため事件撤回の請求がありました。

これにつきましては、会議規則第20条の規定に基づき、議長において議案第23号の撤回を許可しましたので、ここに報告いたします。

◎散会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時23分

地方自治法第123条第2項、の規定により署名する。

令和7年5月16日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 藤岡 幸次

占冠村議会議員 小林 潤

令和7年第1回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月7日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1		令和6年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第2		令和7年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第3	議案第1号	占冠村犯罪被害者等支援条例を制定することについて
日程第4	議案第2号	占冠村宿泊税条例を制定することについて
日程第5	議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
日程第6	議案第4号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第7	議案第5号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第6号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第7号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第8号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第9号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第10号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第11号	占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第12号	占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第15	議案第13号	占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第16	議案第14号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第17	議案第15号	占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第18	議案第16号	占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第19	議案第24号	令和7年度占冠村一般会計予算

日程第20	議案第25号	令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第21	議案第26号	令和7年度村立診療所特別会計予算
日程第22	議案第27号	令和7年度占冠村介護保険特別会計予算
	議案第28号	令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
	議案第29号	令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
	議案第30号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	鈴木隼	財務担当主幹	橘佳則
税務担当主幹	小瀬敏広	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	下水道担当主幹	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	戸籍担当主幹	八木香織
国保医療担当係長	久保璃華	保健予防担当主幹	岡本叔子
村立占冠診療所主幹	佐々木智猛	社会福祉担当係長	川口晃平
介護担当主幹	佐久間敦	子育て支援室主幹	森田梅代

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当係長	渡邊舞子

（農業委員会）

事務局 長 鈴木 智 宏
(選挙管理委員会)

書記 長 三 浦 康 幸
(監査委員)

監査委員 木 村 英 記 監査委員 下 川 園 子
事務局 長 高 桑 浩

○出席事務局職員

事務局 長 高 桑 浩 係 長 田 中 健士郎

開会 午前10時00分

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、令和7年度村政執行方針及び教育行政執行方針について説明を求めます。

初めに村長から村政執行方針の説明を求めます。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 1、はじめに。

令和7年第1回占冠村議会定例会の開会にあたり、村政執行に対する基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、村民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成29年9月占冠村長に就任し、早いもので2期目の最終年を迎えておりますが、立候補に際して大きく3本の公約を掲げさせていただき、現在もそのことをいかに前に進めていくか努力を継続しております。

その時々において、コロナ禍をはじめとする様々な情勢と向き合い、課題を克服し、占冠村が持っている可能性に期待しながら、将来を見据えた中で政策の前進を図ることが、結果的にめざす姿に近づけるのではないかと考えています。

「持続可能な地域づくり」「安全で安心な暮らしを守る基盤づくり」「未来を託す子ども

もの環境づくり」を意識し行政運営を行っていますが、この間、議会での議論や住民懇談会、各種団体との意見交換など、様々な機会を通じて何が今必要なのかを見極めながら、政策の取捨選択をしてきたところです。

地方公共団体を取り巻く環境は、少子・高齢化、人口減少問題をいかに克服し、中央一極集中を乗り越えるには地方創生であると言われてしています。

そうした意味では、新年度に向っては越えなければならない課題は多くありますが、国において地方を元気にする政策を実行するとの方向性が示されていますので、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の構築と新たな自主財源の確保は大きな要素と考えています。

併せて、観光産業におけるインバウンドの増加、高速道路4車線化工事などは、地域振興の起爆剤となるのではないかと期待をしています。

一方で、住民生活においては、光熱水費や社会福祉費の負担増加、物価高が続き経済的なマイナス状況などもあって大変厳しくなっているのが現状であります。

こうした環境にあって、これまで以上に公共の果たすべき役割は大きく、期待に応える努力が必要だと思います。国の予算配分では地方交付税が前年対比増加の見込みですが、多くの政策課題に対応するには新たな財源確保が必要となります。

また、人件費、原材料費、光熱水費などの増加もあって、経常経費が増加している状況であることから、選択と集中を念頭に必要となるところへは予算配分し、効率化を図りつつ財政の健全化を保ってまいります。

以下、令和7年度の主要な施策について、その概要を申し上げます。

2、村政執行の基本方針。

村政執行の基本をこれまで同様、すべての村民が報われる社会をめざし、引き続き公約を中心に掲げさせていただきます。

占冠村は先人の強い意志と努力により、自然環境や交通、観光など様々な分野で貴重な地位を占め、発展することが可能な地域であると期待が寄せられていると感じています。

内在する多くの行政課題もあると思っておりますが、持っている資源を生かし、新たな資源を活用しながら、これまで以上に村政を前へ進めてまいります。そのことで、住民の生活向上が図られ期待に応えられると考えています。

誰もが行政サービスを享受することができ、持続可能な安全で安心して暮らしやすい生活が実現できるよう努力してまいります。

以下、次の事項を柱として、進めることで御理解と御協力をお願いいたします。

第1、持続可能な地域づくり。

コロナ禍を経て、新たな生活環境に進展し、地域コミュニティも変化しながら住民生活に影響を与え、地域経済活動なども変化してきました。

そうした中、持続可能な地域づくりを進める上で、持っている特性を生かした地域づくりを進め、農業、林業、観光業の基幹産業を中心として経済循環が図れる取組が必要であります。

農業においては、新規就農など新たな農業者が様々な形態で営農を行っている一方、高齢化や後継者不在による離農も起こっています。農地をしっかりと守り、引き続き営農できる環境をつくり、地域農業者との融合を図りながら、本村の農業に必要な支援を行ってまいります。

林業では、森林整備を進める上で事業体の

育成や担い手の確保、育成が課題となっており、支援するために森林環境譲与税を活用した事業の充実や森林の経済循環が図られる施策を進めてまいります。

また、森林資源を活用した林業六次産業化の取組を継続するほか、「ゼロ・カーボンシティ占冠宣言」の実行のため、森林整備による炭素吸収量の拡大を図ります。

観光業では、北海道人気によるインバウンドがトマムリゾートを中心に増加しており、併せて、外国人の就業者が大幅に増加している現状にあることから、新たな需要に応えるために必要な支援を行ってまいります。増加する観光予算の財源として協議を続けてきた宿泊税について、令和8年4月に施行できるよう準備を進めてまいります。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。

村民が安全で安心して暮らすための基盤は、暮らしやすい環境を共に創造し、生活に必要な様々な施策を実行していくことが大切です。そのために社会資本インフラをはじめ、医療や福祉、地域公共交通、少子高齢化対策などを進め、住み続けたいと思える環境づくりに努めてまいります。

感染症の発症あるいは重症化を防ぐため、予防接種が推奨されていますが、定期接種をはじめ、任意接種においても費用の助成を行うなど対応してまいります。

近年の異常気象の影響下にあって地域防災力を高め、様々な自然災害に対応できるよう環境整備を図ります。

また、地域協働ボランティア活動など、人々が地域で支え合う社会づくりが定着してきており、引き続き支援してまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。

北海道においては「子どもまんなか社会」

の実現に向けて、北海道こども計画が策定されました。こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現を目標としています。

占冠村においても「こども家庭センター」を設置し、一体的な相談支援ができるよう進めてまいります。妊娠期から高等教育にわたっての支援や子育て環境をしっかりと確保して多くの方が社会参加できる環境をつくり、持続可能な地域づくりをめざします。

これまでも進めてきた医療費助成や周産期医療、母子保健など、総合的な乳幼児から中等教育までの子育て環境向上のため、支援制度の拡充にも努めてまいります。

学校教育においては、GIGAスクール構想のもと進めてきたICT教育充実のため、通信設備機能の強化を図ります。併せて、学習支援員の確保、公設塾の継続など、特色ある教育環境づくりをめざします。

また、姉妹都市であるアスペン市との交換留学事業においては、昨年度初めて実施し好評であった一般の方も参加できるよう進めます。

今年は、戦後80年の節目を迎え、平和の村宣言に基づく平和教育派遣事業も引き続き進めてまいります。

3、主な施策。

第1、持続可能な地域づくり。

1、未来を拓く村政。

(1) 地方自治・地方創生の推進。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、北海道の総合戦略と有機的な連携を図りながら「第3期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、持続可能な地域づくりにつなげてまいります。

また、地域経済と観光振興の好循環を生み出していくため、令和8年4月からの宿泊税

徴税開始に向けた準備を進めてまいります。

(2) 教育環境整備の推進。

学校管理の効率化を図るため、村立学校の通信環境の整備を進めるとともに、学校すべてに統一した校務支援システムを導入いたします。業務が効率化されることで、教職員の働き方改革にも寄与してまいります。

(3) 防災・災害対策の推進。

近年の異常気象により、本村でも大雨災害や雪害の危険性がますます高まりつつあるものと考えます。地域の防災力を高めるため、本年度は災害情報伝達手段の整備、避難所等のWi-Fi環境の更新、避難所トイレの改修等を進めてまいります。

2、経済循環が図られる基幹産業の振興。

(1) 農業。

①、酪農・畜産。

自給粗飼料の生産基盤強化を支援するため、草地畜産基盤整備事業の採択に向けた取組を関係機関と連携して進めます。

この間、検討を行っておりましたエゾシカ・ヒグマによる鳥獣被害対策（侵入防止柵）について、草地での設置を行い飼料畑での被害軽減を図ります。

また、引き続き、鳥獣被害対策実施隊等の助力を得て有害鳥獣の捕獲を推進し、農業被害の軽減と経営安定化に寄与してまいります。

②、畑作振興。

水田活用の直接支払い交付金の支払いを受けていた転作田は全て畑地化しておりますが、引き続き定着促進支援交付金により畑地化後の農地整備を推進してまいります。

また、農業振興事業及び中山間直接支払交付金事業により、農業経営体の生産基盤強化や農村の課題解決に向けた支援を継続してまいります。

農業経営研究会が実施する農作物の消費拡

大イベントを後援するほか、地元食材のPRや収穫祭、夕市での野菜販売を継続し、食の安全や地産地消の取組を支援してまいります。

③、担い手対策。

農業委員を中心に農地の「目標地図」の素案を作成いただくとともに、「目標地図」に基づいて策定した「地域計画」素案の説明を農地所有者や農業経営体へ行ってまいりました。地域計画を起点に地域内での議論を加速化し、担い手への耕作地の集積や、作業効率軽減を目標とした耕作地の交換など継続した取組が重要であることから、引き続き農業経営体との話し合いを進めてまいります。

（２）林業。

①、村有林の管理・経営。

村有林の管理・経営は、占冠村森林整備計画に基づき、進めてまいります。

人工林の除間伐・主伐・再造林を図り、森林の適切な保全・整備に取り組んでまいります。

②、私有林の育成支援。

森林環境譲与税に基づく地域林業振興事業、民有林育成促進対策事業に取り組み、森林所有者の負担軽減、私有林の資源充実、森林の多面的機能を発揮して山村地域の振興を図ってまいります。

③、林業事業体への支援。

林業担い手対策事業、林業労働安全推進事業を延長し、補助対象となる年間就労日数等を拡大することにより事業体及び林業労働者への支援を拡充してまいります。

また、主伐・再造林を進め事業の安定供給を図り、林業事業体への支援とともに、後継者育成と労働安全の確保を一体的に行ってまいります。

④、林業の六次産業化。

メープルシロップ「トペニワッカ」の生

産・販売事業については、木質バイオマス生産組合から事業を継承する地域おこし協力隊員の起業を支援いたします。新たな製造拠点のもと生産を高め、販売拡大に向けた取組を進めてまいります。

木質バイオマス生産組合の薪生産販売事業についても新たな体制のもとで展開される見込みであるため、生産性を高めるための施設整備等の支援を行ってまいります。

いずれの事業も新体制での再スタートとなることから、地域資源をさらに生かし、地域活性化をめざしてまいります。

（３）商工・観光・労働。

①、商工振興。

道東自動車道４車線化工事により関係人口の増加が見込まれ、経済活動の活性化が期待されています。

地域企業振興事業等により村内事業者の事業活動への支援を継続してまいります。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム商品券発行事業により、生活者への支援を行うとともに、地域産品の消流促進による事業者支援につなげてまいります。

②、観光振興。

令和８年４月の宿泊税スタートに向けた事業者説明会を開催するほか、トマムリゾートとの定期協議を継続し、地域経済と観光振興の好循環が図られるよう取り進めてまいります。

道の駅周辺整備事業については、昨年度の調査結果を基に検討を進めるほか、関係省庁とも協議を進めてまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、更なる観光事業の推進に努めてまいります。

③、双民館。

令和４年度より指定管理者制度にて施設運

営管理を実施しておりましたが、本年度から3年間の指定管理者への応募がなかったことから、村直営での施設管理を行ってまいります。

今年度は、会計年度任用職員の雇上げや、業務委託を実施することで施設の環境整備を行ってまいります。

④、労働。

富良野地域人材開発センターや富良野広域圏通年雇用促進協議会などの関係機関や、労働相談員との連携を図りながら労働者の生活向上とスキルアップのための支援を進めます。また、占冠村勤労者生活資金貸付制度、占冠村勤労者福祉金庫の活用により労働者の生活向上に努めてまいります。

3、地域特性を生かした集落対策、移住・定住・関係人口の拡大。

(1) 移住・定住。

空き家バンク制度を継続するほか、マイホーム奨励事業により個人住宅の取得を促進してまいります。

また、民間賃貸共同住宅等建設促進制度により、民間賃貸共同住宅の建設を促進するほか、活力あるむらづくり対策制度による企業の福利厚生施設整備事業を促進してまいります。

(2) しむかっぷ・村づくり寄附金と企業版ふるさと納税。

ふるさと納税は、本村の貴重な自主財源の一つです。事業者の協力により様々な工夫を凝らしながら占冠応援団の獲得を図るとともに、寄附金を有効に活用して地域の振興につなげてまいります。

また、企業版ふるさと納税制度が、3年間延長となったことから、引き続き寄附獲得に努めてまいります。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づく

り。

1、暮らしの基盤づくり。

(1) 道路。

道路施設は、産業・経済活動の基盤であり、通勤や通学・買物など生活する上でも必要不可欠なものであります。

安全で円滑な交通確保のため、道路の補修や維持管理に努めるとともに橋梁については、4橋の補修工事を実施してまいります。

(2) 村営住宅。

村営住宅は、長期にわたって良好な状態で居住できるよう維持管理を行い、快適性や安全性に配慮した住宅環境に努めてまいります。

今年度は、地域振興住宅楓A棟外部改修工事及び第2トマム団地延焼部新築工事を実施してまいります。

(3) 上下水道。

簡易水道事業及び下水道事業は、各施設の適切な維持管理を行い、安定的な供給と衛生的な生活環境の確保に努めてまいります。

また、水道水の安定供給のため、中央地区の老朽化した水道施設の改修を検討し、基本計画を策定してまいります。

下水道事業は、設備機器の計画的な更新・改修と適切な管理を進めるため、「ストックマネジメント計画」を策定してまいります。

(4) 環境衛生。

環境への負荷を軽減する「循環型社会」の形成に向けて更なる分別の推進を図るため、「ごみの分別辞典」を改訂し配布してまいります。

ごみ処理につきましては、引き続き村民の皆様の御協力をいただきながらリサイクルに努め、資源の有効活用を推進し、ごみの減量化を図ってまいります。

(5) 地域交通。

地域交通は、地域内の住民や観光客等来訪

者の移動手段として、地域を支える重要基盤です。

暮らしやすい地域づくりのため、地域交通の運行と安全管理に努め、利用者の日常生活を支えてまいります。

（６）地域協働への取組。

地域住民の困りごとに対する様々な支援サービスを行っている有償ボランティア団体「ファミリーサポート・しむかつぷ」は、地域に親しまれ、活力を生み出す大きな存在であることから、今後も活動の支援と補助を継続してまいります。

また、住民活動推進事業により住民の自主的な活動を支援し、「地域協働」が広がる村づくりを推進します。

（７）防災対策。

防災力、減災力の強化を図るため、引き続き自主防災組織への支援、各避難所における分散備蓄、避難訓練を実施してまいります。

また、今年度は、避難所のトイレ改修や情報伝達用サイレンの整備も進めます。

２、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。

（１）高齢者福祉。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に、占冠村社会福祉協議会やリハビリ専門職など関係機関と連携し、介護予防や日常生活を支える各種事業に取り組むとともに、適正な介護サービスの提供と安定した事業運営を進めてまいります。

小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」については、指定管理者と協議しながら、適切な施設の維持を行うとともに、利用者が安全で安心したサービスが利用できるよう努めてまいります。

（２）地域福祉・障がい者福祉。

村民一人ひとりが尊重され、地域で安心して暮らせるよう、行政区や民生委員児童委員の他、各種団体、地域住民と連携・協力しながら、地域福祉の向上に努めるとともに、新たにパートナーシップ制度の導入や犯罪被害者等の支援を推進します。

また、関係機関や専門職と連携し、相談支援やサービス利用調整などの支援を行い、障がい者福祉の充実を継続してまいります。

（３）保健・医療。

①、保健予防。

全ての村民が健やかで心豊かに生活できるよう、住民健診や保健指導の推進、各種がん検診や予防接種事業を実施し、疾病予防や適正な医療の活用へつなげ、住民の健康保持増進に努めてまいります。また、第３期健康増進計画に基づき、生活習慣病の発症予防及び疾病の重症化予防に関し、引き続き取組を進めてまいります。

带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種については、国の制度改正もあり今年度から課税世帯について接種費用の一部を負担していただくことといたします。

②、母子保健。

妊産婦健康診査費用や交通費の助成など、妊娠期から出産・子育て期まで、母子保健部門と児童福祉部門とが連携し各種支援を進めてまいります。

③、国民健康保険事業。

北海道国民健康保険運営方針では、制度運営の安定化を図るため令和12年度を目途に統一保険税率をめざすこととしております。本村においても、所得水準に応じた賦課割合にするなど、統一保険税率の水準に向けて、国保財政調整基金を活用し急激な負担増を抑え、段階的に税率改正を進めてまいります。

また、被保険者の健康維持増進を図るため、

特定健康診査や特定保健指導の実施及び早期治療に結び付け、生活習慣病の重症化予防と改善を図り、医療費の適正化に努め、健全で安定的な国保運営に努めてまいります。

④、村立診療所及び歯科診療所。

住民が健康で安心して暮らし続けられるよう、将来にわたり持続可能な医療提供体制の維持に努めてまいります。

また、歯科健診の機会の提供や受診を通じて、住民の生涯を通じた歯や口腔の健康づくりへの支援やトマム地区住民の診療機会の確保を図るため、占冠歯科診療所への送迎を行える体制を整えてまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。

1、こども家庭センターの設置と子育て支援の充実。

これまで「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」をそれぞれ設置してきましたが、両機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行うため、新たに「こども家庭センター」を設置します。保健予防、児童福祉の情報をより密にし、事故予防、虐待防止に努めます。

子育て親子の交流、講習などを実施している、「地域子育て支援拠点事業」の内容の充実を図ります。

2、学習環境の整備。

G I G Aスクール構想のもと、村立学校における通信設備機能の強化のため必要な修繕を行い、集中して学習できる環境整備を進めてまいります。

また、学校給食組合の給食費が増額改定されますが、本村の児童生徒については新たな経済的負担が生じないよう対応してまいります。

3、特色ある教育。

アスペン市との短期交換留学においては、貴重な体験ができ、将来のキャリアや人間関係において大きな資産になると感じており、国際感覚をもった人材育成のため、本事業を継続してまいります。

また、本年は、戦後80年を迎える節目の年でもあります。国際平和を希求する心を育む教育を推進するため、引き続き平和体験学習への支援を継続します。

4、行財政の概要。

第1、行財政の運営。

「歳入に見合った歳出」を財政運営の基本として取り組んでおりますが、住民サービスに欠かせない委託業務や、人件費、村有施設維持に必要な光熱水費など、必要性が高い経常的支出が多く、加えて物価高騰の影響もあり、経常経費の増大と基金残高の減少が課題となっています。

これらの課題に対応するため、引き続き補助事業の積極的な活用、有利な起債や貸付金の検討、ふるさと納税の増収、魅力ある地域づくりを通じた人口増による税収増をめざします。

また、観光振興に必要な財源を確保するため、令和8年度からの徴収をめざした宿泊税の準備を進めます。そして、これらの施策を推進するためには官民を問わず地域の人材が必要不可欠であるため、地域企業振興条例を活用した人材育成事業の推進や職員研修等を積極的に進めてまいります。

第2、令和7年度の一般会計、特別会計の概要。

令和7年度占冠村一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計予算案の概要を申し上げます。

提案いたします予算規模は、一般会計、32億6,510万円。

国民健康保険事業特別会計、1億2,550万円。

村立診療所特別会計、8,620万円。

介護保険特別会計、1億1,680万円。

後期高齢者医療特別会計、2,200万円。

歯科診療所事業特別会計、2,320万円。

簡易水道事業会計、2億2,480万円。

公共下水道事業会計、1億3,800万円。8会計合わせて40億160万円です。

前年度と比較しますと、一般会計は4億6,310万円の増額で16.53パーセントの増、その他特別会計及び公営企業会計を含めた全体では4億6,970万円の増額で、前年比13.30パーセントの増となっております。

今年度の予算編成の考え方としては、「骨太の方針」と昨年の実績等を参考としながら、一般会計は前年比16.53パーセントの増額で計上しております。

歳出においては、橋梁の補修工事など、必要かつ緊急性の高い事業を選択し、引き続き新規普通建設事業等の抑制に留意しながら、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金により財源不足に対する補完を行っております。

歳入の村税は、昨年度の実績等を考慮し、前年比5.38パーセントの減額を予定しております。地方交付税は、普通交付税が10.00パーセントの増額、特別交付税は23.10パーセントの増額で計上しております。

繰入金は、財政調整基金1億3,650万円、特定目的基金2億8,138万円の繰入れで3.84パーセントの減額計上としております。

村債は、占冠中学校トイレの改修などの新規事業に対応するため、前年比184.15パーセントを計上しております。

歳出を性質別にみますと、それぞれ人件費4.60パーセント、維持補修費12.78パーセント、扶助費12.63パーセント、公債費8.26パ

ーセント、繰出金2.21パーセントの増額、物件費15.32パーセント、補助費等3.69パーセントの減額となっております。

令和6年度末見込みの基金残高は、財政調整基金2億610万円、特定目的基金は、3億5,380万円を見込み、引き続き基金への積立を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に特別会計について、説明いたします。

今年度は、国民健康保険事業特別会計が10.68パーセントの減額、村立診療所特別会計が3.61パーセントの増額、介護保険特別会計が0.17パーセントの増額、後期高齢者医療特別会計が1.35パーセントの減額、歯科診療所事業特別会計が2.65パーセントの増額となっております。

また、簡易水道事業会計については2億2,480万円で20.99パーセントの増額、公共下水道事業会計については1億3,800万円で13.15パーセントの減額となっております。

特別会計等においても、所要の経費の削減を図りながら、健全な事業運営を進めてまいります。

5、むすびに。

以上、令和7年度の村政執行にあたりまして、基本方針及び主な施策について申し上げます。

少子・高齢化、人口減少社会の流れは全国的な課題となっており、持続可能な社会をどう創造していくかは、行政はもちろん、議会も含め村民が一体となって乗り越えていかなければならない課題だと思っています。

占冠村には幸い、様々な社会資源がありますので、知恵を出しながら乗り越えるため共に頑張りたいと思います。

私自身、任期最後の年となりますが、占冠村の未来を着実に前へ進め、地域を発展させることを目標に村づくりを進め、議会、村民

の皆様とともに情報を共有し、行政運営を行ってまいります。

行政を進める上で役場の果たすべき役割は重要であり、改めて職員と共に努力し、村民に信頼され、期待に応えられるよう頑張っ
てまいりますので、よろしくお願いいたします。

むすびに、すべての村民が報われる社会をめざし、「生まれて良かった」「育ってよかった」「暮らしてよかった」そして住み続けたいと思える村づくりのため、努力してまいります。

村議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、村政執行方針といたします。

令和7年3月6日、占冠村長、田中正治。

◎日程第2 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 続いて教育長から令和7年度教育行政執行方針について説明を求めます。教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） それでは令和7年度教育行政執行方針について御説明を申し上げます。資料をお開き下さい。

1、はじめに。

令和7年第1回占冠村議会定例会が開催されるにあたり、占冠村教育委員会の教育行政に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少、少子高齢化が、加速度的に進み、暮らしや経済を支える担い手不足、デジタル化、グローバル化の進展など、大きな変革の時代の中で、私たちは、新たな発想と行動力で課題に挑戦し、たくましく生き抜く力を身に付けることが重要となってきています。

村民一人ひとりの生涯を支えるとともに、多様化、複雑化している教育課題に向き合いながら、本村における教育の充実を図るため、誰一人取り残されることなく、安心して質の

高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることができるよう、教育施策に取り組んでまいります。

また、本村教育大綱第2期の終期を迎え、村民一人ひとりが豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現させるための今後の教育の果たすべき目標として、第3期占冠村教育大綱を策定し、教育目標を改定いたしました。

平和な郷土の未来を自ら切り拓く心身と、自らが社会の担い手となり、持続可能な社会を維持・発展させ、新たな時代を生き抜いていけるような村民を教育活動全体を通じて育むことを目指し取り組んでまいります。

2、学校教育の充実。

これまで、新学習指導要領に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す、様々な取り組みを実施してまいりました。

新しい時代に必要となる子供たちの資質・能力を育成するため、高度な情報社会に主体的に参画し、個別最適な学び、協働的な学びを推進してまいります。

今後におきましても、指導方法・体制の充実・改善やICTの活用を図りながら、各教科や特別活動の探究的な学習や体験活動を通じて、多様な他者と協働しながら、ふるさとを愛し、持続可能な社会の作り手となることができるよう工夫改善に努めてまいります。

（1）確かな学力向上の推進。

主体的・対話的で深い学びの実践と学習習慣の定着を図るため、ICT機器の効果的な活用、興味・関心に応じた学習課題、家庭学習の定着などを進めるとともに特別支援教育支援員、加配教員等を活用しながら個々に対応した、きめ細かな学習支援を実施します。

また、令和6年度に実施した、全国学力・学習調査の結果を踏まえた、学力を向上させるための授業改革の推進や自ら学び、自らが

考える力を育てる探究型の授業を充実させてまいります。

（２）豊かな人間性を育む教育の推進。

自他の生命を尊重し、他人と共に協調し、他人を思いやる心、感動する心を育むため、道德教育を中心としながら、様々な教育資源を活用し、教育活動全体を通じて、指導方法の工夫・改善に努め、豊かな人間性を育む教育の推進に努めます。

また、引き続き、ふるさとの豊かな自然や産業を学び愛着と誇りを育むため、ふるさと教育を推進してまいります。

いじめ・不登校等の問題行動に関しましては、どの学校でもどの子どもにも起こり得るとの危機感を共有し組織的な対応とスクールカウンセラーなど関係機関との連携を図りながら、未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。

（３）学びを支える教育環境の充実。

複雑・多様化する教育に対応するため、教職員・保護者・地域が一体となって学びを支えていく取り組みを推進してまいります。

これまで独自に配置している、教育支援員等について、特別支援教育支援員、学校支援員の他に、定数減となっている事務職員を配置し、教職員、児童生徒へのきめ細かな支援体制を維持するため、継続してまいります。特別支援教育に関しましては、特別な支援を必要としている児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導・支援が必要なことから、関係機関との連携を強化し、継続的な支援に努めてまいります。

コミュニティスクールに関しましては、現在、地域と学校が連携・協働しながら地域と共にある学校づくりを目指していますが、活動の認知を広げていくため、学校運営協議会と地域学校協働本部の連携を強化し、取り組

んでまいります。

一人1台端末の利活用が定着してきた、ICT教育は、学校内の通信環境の改善を行い、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた、幅広い活用を推進してまいります。

国際理解教育については、中学校英語教諭と外国語指導助手との協力体制を強化・継続し、小・中学校における外国語活動及び外国語科の指導の充実を図ってまいります。

（４）義務教育学校・小中一貫校の充実。

義務教育9年間の学びの連続性・系統性に基づいた学校運営を実現するため、義務教育学校、小中一貫の取り組みを進めていますが、児童生徒の減少とそれに伴う、教職員定数の減少が深刻化しています。

今後も質の高い授業を維持するため、教職員の相互乗り入れや兼務発令により学校間連携を強化するとともに、時間講師、加配教員やICTを活用した遠隔授業を取り入れるなど、占冠学園としての学校運営体制を構築してまいります。

また、教職員の専門性、実践的指導力の向上、職員間の理解と連携を深めるため、研究会、研修会や各種委員会の開催に対して、支援をしてまいります。

3、社会教育の充実。

共に学び支えあう社会教育は、学校・家庭・地域・行政が相互に連携・補完しながら課題解決に取り組み、地域の活性化に努めていかなければなりません。

本村の豊かな自然と文化、伝統を活かし、すべての村民が自分らしく、自らの目標に向かって、夢を抱き、心豊かにたくましく生きる力を育む社会教育施策に取り組んでまいります。

（１）生涯を通じて学びつづける機会の確保と充実。

生涯学習に対する意識の向上を図り、知識・資格の専門性を高め、地域の活力や課題解決へとつながる生涯学習社会を推進するため、社会教育施設を活用した、環境整備に努めてまいります。

多様化する教育ニーズの把握に努め、魅力のある講座、地域事情に応じた事業の推進に努めてまいります。

また、村内に暮らす外国人との交流や学習活動を支援し、異文化交流の機会創設に努めてまいります。

(2) スポーツ活動の推進。

生涯にわたるスポーツ活動が、健康で活力に満ち、豊かな人格を形成し、充実した生活を営む上で重要な役割を果たしていることを認識し、各種講習会、イベント等の開催の中から、スポーツの基礎的技術、体力の向上、健康づくりの推進に努めてまいります。

また、学校部活動の地域移行を踏まえ、村内関係団体や事業者と連携しながら、地域スポーツクラブの創設に取り組むとともに、体育協会など関係団体への活動助成、アスリート補助金等地域のスポーツ活動への支援を継続してまいります。

(3) 芸術・文化活動の振興。

芸術・文化は、わたしたちに感動や楽しさ、心の潤いを与え、心豊かな生活を実現させるものです。

村内文化団体や道内団体等と連携しながら、幅広い分野にわたる企画・選定に努め、世代、国籍を超え、多様な歴史・芸術・文化に触れる機会の創設に努めてまいります。

また、伝統文化の保存・伝承活動を支援しながら、歴史・文化を次世代に継承し、後継者の育成と人材確保に努めてまいります。

(4) 社会教育推進基盤の整備。

公民館等の社会教育施設を活用し、世代に

応じた学習機会や情報を提供しながら、村民が生涯にわたって自主的・意欲的に芸術・文化・スポーツに親しみ、学び交流する場を充実させる取り組みを進めてまいります。

社会教育情報の提供に関して、村広報、ホームページSNSを積極的に活用しながら、的確な情報提供に努めてまいります。

また、社会教育施設の利用、公民館講座等の行事への参加申し込みなどの、オンラインによる申し込みの導入について、検討してまいります。

施設の維持補修、備品管理に関しましては、財源が確保できたものから、順次交換、改修を進めてまいります。

4、おわりに。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する重点施策について申し上げます。

社会や経済の先行きに対する不確実性が高まり、激しく変化する時代にあって、生涯にわたって主体的に学び続け自らの人生を切り拓く力を身に付ける重要性を認識し、持続可能な社会の作り手を教育活動全体を通じて育むことを目指し、学校教育・社会教育それぞれが協働体制を強め、所管する施策に取り組んでまいります。

村民の皆さんの積極的な参画と議会議員並びに教育関係機関、団体皆様方の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 以上で、令和7年度村政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を終わります。

◎日程第2 議案第1号から

日程第17 議案第16号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第2、議案第1号、占冠村犯罪被害者等支援条例を

制定することについての件から日程第17、議案第16号、占冠村保健事業健診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号、議案第14号及び議案第15号について、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号、占冠村犯罪被害者等支援条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしまして、犯罪被害者等基本法に基づき、本村における犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めるものであります。

内容といたしましては、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、並びに村村民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について、基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するために必要な事項を定めるものであります。

施行期日は令和7年4月1日としております。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書57ページをお願いいたします。

議案第14号、占冠村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、家庭的保育事業の設備及び運営に

関する基準及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援、施設等の運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、連携施設経過措置の延長保育内容支援による連携施設の見直しに関する改正が行われるため、所要の改正及び、文言整理を行うものでございます。

施行期日は令和7年4月1日からとしております。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書61ページをお願いいたします。

議案第15号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、先ほど説明した議案第14号と同様で家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、栄養士の要件が拡大され、管理栄養士を加える改正も行うものでございます。

施行期日は令和7年4月1日からとしております。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第2号について、企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書7ページをお願いいたします。

議案第2号、占冠村宿泊税条例を制定する

ことについて、占冠村宿泊税条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、占冠村長、田中正治。

提案理由を申し上げます。占冠村の魅力を高め、持続的に観光振興施策に要する費用に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課するものでございます。

内容でございますが、納税義務者等については、占冠村に所在する宿泊施設への宿泊者ということで、旅館業法の許可を受けて営む旅館、ホテル及び簡易宿所、それから住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業にかかる住宅、いわゆる民泊でございますが、それらの宿泊者でございます。

課税免除につきましては、学校教育法第1条に規定する学校こちら大学除きますけれども、それらが主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者、それから認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体、または年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者は宿泊税を課さないとしております。

税率でございますが、一人一泊について、こちら素泊まりとなりますけれども、2万円未満が100円。2万円以上5万円未満200円。5万円以上が500円としております。

徴収の方法は、宿泊施設において旅館業または住宅宿泊事業を営む者を特別徴収義務者とする特別徴収方式としております。

申告納入の手続等でございますが、特別徴収義務者は、6月、9月、12月及び3月の各月末日までに当該各月の前3月の間に徴収すべき宿泊税について申告し納入するとしております。

帳簿の記載義務等については、特別徴収義務者に帳簿を備え、必要事項を記載し5年間保存する義務及び売上げ伝票、その他の書類を作成し、2年間保存する義務を課し、違反した場合は1年以下の拘禁刑または、50万円以下の罰金に処するとしております。

条例の見直しでございますが、施行後5年ごとに条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずることとしております。

徴収の方法の特例として、北海道が村内の宿泊施設において課する税、北海道宿泊税でございますけれども、こちらがある場合は、同宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と合わせて行う。

それから同宿泊税に係る監督、滞納処分等でございますけれども、村長は宿泊税と合わせて、同宿泊税の督促状を発し、滞納処分をし及び交付要求をすることとするとしております。

条例の構成でございますが、第1条、課税の根拠から第24条、規則の委任までとしておりまして、附則は第1項、施行期日から第7項を検討までとしております。

失効期日でございますが、地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第3号から議案第11号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書19ページをお願いいたします。

議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、刑法等の一部を改正する法律及び

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらにかえて拘禁刑が創設されるため、これらの用語を規定する関係条例の整備を図るとともに、施行期日、経過措置等について定めるものでございます。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書21ページをお願い申し上げます。

議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件は、令和7年度を目標に総務省が進めている税務システムの標準化に対応するため、本条例の一部を改正するとともに、必要な文言の整理を行うものでございます。

本条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書、23ページをお願いいたします。

議案第5号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件につきましては、必要な保険料の改正について御提案差し上げるものでございます。

本条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書25ページをお願いいた

します。

議案第6号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、占冠村特別職報酬等審議会の答申に基づき、占冠村議会議員の報酬を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、議長、現行22万5,000円のところ、25万1,000円としようとするもの。

副議長につきまして、現行17万円のところ、19万6,000円としようとするもの。

常任委員会、議会運営委員長、現行15万円のところ、17万9,000円としようとするもの。

常任委員会、議会運営副委員長につきましては、現行14万5,000円のところ、17万4,000円としようとするもの。

議員につきまして、現行14万円のところ、16万9,000円としようとするものでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書27ページをお願い申し上げます。

議案第7号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、占冠村特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の給料を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、村長、現行64万8,000円のところを、70万5,000円としようとするもの。

副村長につきましては、現行56万2,000円

を58万4,000円に、教育長、現行53万9,000円のところ54万9,000円に改正しようとするものでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書29ページをお願い申し上げます。

議案第8号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、人事院勧告に伴い、扶養手当に関する改正、通勤手当に関する改正、管理職特別勤務手当に関する改正等、必要な改正を行うものでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案書43ページをお願いいたします。

議案第9号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、占冠村職員の給与に関する条例の改正をすることに伴い、引用条文の改正を行うものでございます。

本条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書45ページをお願い申し上げます。

議案第10号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申

し上げます。

本件は、特別職の職員で非常勤の者のうち、選挙長投票及び投票管理者技術前投票場の投票管理者、選挙投票及び開票理解議員並びに期日前投票所の投票理解人の報酬の額の改正を行うものでございます。

本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書47ページをお願いいたします。

議案第11号、占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、育児介護休業法の一部改正に伴い、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向調査を新たに規定するなど、必要な改正を行うものでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第12号及び議案第13号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書49ページをお願いいたします。

議案第12号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

富良野線の路線変更に伴い、必要な文言の修正及び別表第1、普通旅客運賃富良野線を改めるものでございます。

富良野線の運賃につきましては、50ページでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行する

ものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書53ページお願いいたします。

議案第13号、占冠村簡易水道事業に係る敷設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例について所要の改正を行うため提案するものでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第16号については、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書63ページをお開き願います。

議案第16号、占冠村保健事業健診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、占冠村保健事業健診受診料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、占冠村長、田中正治。

条例改正案の提案理由について、御説明申し上げます。

本件につきましては、委託先の検診期間において、健診料金が改定されたことに伴い、これまで実費負担していただいた検査項目について、検査受診料の改定をするため、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第18 議案第24号から

日程第25 議案第31号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第18、議案第24号、令和7年度占冠村一般会計予算の件から日程第25、議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第24号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 議案第24号、令和7年度占冠村一般会計予算について、御説明申し上げます。

令和7年度占冠村一般会計及び占冠村各特別会計予算書の1ページをお開き願います。

令和7年度占冠村の一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ32億6,510万円にしようとするものでございます。

また、地方自治法第214条の規定による債務負担行為の設定4件。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定が10件及び地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めようとするものでございます。

以下、第1表歳入歳出予算で、歳入から御説明申し上げます。

予算書の2ページをお願いいたします。

1款、村税、1項、村民税、8,265万5,000円。2項、固定資産税、3億7,127万円。3項、軽自動車税、336万9,000円。4項、村たばこ税、604万6,000円。

2款、地方譲与税、1項、地方揮発譲与税700万円。2項、自動車重量譲与税、2,300万

円。3 項、森林環境譲与税、896万6,000円。

3 款、1 項、利子割交付金、20万円。

4 款、1 項、配当割交付金、30万円。

5 款、1 項、株式等譲渡所得割交付金、20万円。

6 款、1 項、法人事業税交付金、400万円。

7 款、1 項、地方消費税交付金、3,800万円。

8 款、1 項、環境性能割交付金、300万円。

9 款、1 項、地方特例交付金、20万円。

10 款、1 項、地方交付税13億3,310万円。

3 ページをお願いいたします。

11 款、1 項、交通安全対策特別交付金、1,000円。

12 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、2 万2,000円。

13 款、使用料及び手数料、1 項、使用料、4,986万7,000円。2 項、手数料、420万3,000円。

14 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、4,392万5,000円。2 項、国庫補助金、1 億1,365万2,000円。3 項、委託金、518万9,000円。

15 款、道支出金、1 項、道負担金、2,460万1,000円。2 項、道補助金、4,146万8,000円。3 項、委託金、514万3,000円。

16 款、財産収入、1 項、財産運用収入、4,078万6,000円。2 項、財産売却収入252万7,000円。

17 款、1 項、寄附金、8,000万1,000円。

18 款、1 項、繰入金、4 億1,787万8,000円。

20 款、諸収入、1 項、延滞金加算金及び過料、1 万円。

4 ページをお願いいたします。2 項、村預金利子、1,000円。3 項、貸付金元利収入6,782万3,000円。4 項、受託事業収入、494万7,000円。5 項、雑入、1 億2,745万円。

21 款、1 項、村債、3 億3,430万円。

歳入合計32億6,510万円でございます。

続きまして、歳出について、御説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、議会費、3,510万1,000円。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、5 億5,672万2,000円。2 項、徴税費、1,504万9,000円。3 項、戸籍住民基本台帳費、1 億6,310万3,000円。4 項、選挙費、1,089万6,000円。5 項、統計調査費、220万4,000円。6 項、監査委員費100万2,000円。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、2 億986万5,000円。2 項、児童福祉費、7,047万5,000円。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、1 億9,552万4,000円。2 項、清掃費、4,731万4,000円。

5 款、労働費、1 項、労働諸費、1,300万1,000円。

6 款、農林業費、1 項、農業費、6,148万2,000円。2 項、林業費、1 億2,680万円。

7 款、1 項、商工費、1 億5,985万5,000円。

8 款、土木費、1 項、道路橋梁費、2 億5,676万2,000円。

2 款、2 項、河川費、278万1,000円。3 項、住宅費、1 億4,592万1,000円。

6 ページをお願いいたします。4 項、都市計画費、7,802万1,000円。

10 款、教育費、1 項、教育総務費、9,312万5,000円。2 項、小学校費、2,275万4,000円。3 項、中学校費、1 億416万2,000円。4 項、社会教育費、2,611万7,000円。5 項、保健体育費、1 億6,004万3,000円。

12 款、1 項、公債費、3 億1,463万2,000円。

13 款、諸支出金、1 項、普通財産取得費、184万5,000円。

14款、1項、職員費、5億3,154万4,000円。
15款、1項、予備費、300万円。
歳出の合計が32億6,510万円でございます。
なお、97ページから107ページまでは給与
費の明細書。

108ページから109ページは債務負担行為に
関する調書。

110ページから111ページは地方債に関する
調書をそれぞれ掲載しております。

予算書7ページにお戻りください。
債務負担行為につきましては、4件を予定し
ております。

予算書8ページをお願いいたします。
地方債につきましては10件、総額で3億
3,430万円。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及
び償還の方法につきましては、第3表地方債
に記載のとおりでございます。

以上、一般会計予算について、御説明申し
上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議長（児玉眞澄君） 議案第25号、議案第
26号、議案第28号及び議案第29号について、
住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案第25号、令
和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計予
算について、御説明申し上げます。

予算書、国保1ページをお開き願います。
このたび御提案いたします。

令和7年度占冠村国民健康保険事業予算は
歳入歳出予算の総額を1億2,550万円と定めよ
うとするものと地方自治法第235条の3第2
項の規定による一時借入金の借入れ最高額を
2,000万円に、また、地方自治法第220条第2
項、ただし書の規定による歳出予算の流用が
できる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと1,500万円

の減額計上でございます。

次に、第1表歳入歳出予算により、歳入か
ら御説明いたします。

国保2ページをお開き願います。

1款、1項、国民健康保険税は本年度予算
額2,229万8,000円の計上です。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料は
1万円の計上です。

4款、道支出金、1項、道補助金は本年度
予算額8,653万2,000円の計上です。

5款、1項、繰入金は本年度予算額1,630
万円の計上です。

6款、1項、繰越金は今年度予算額20万円
の計上です。

7款、諸収入、2項、受託事業収入は本
年度予算額16万円の計上です。

次に歳出について御説明いたします。

国保3ページをお開き願います。

1款、総務費は1項、総務管理費、1,494
万8,000円。2項、徴税費、37万6,000円。3
項、運営協議会費、7万9,000円の計上で1
款、総務費計本年度予算額1,540万3,000円の
計上です。

2款、保険給付費は1項、療養諸費、
6,050万円。2項、高額療養費、1,087万
5,000円。3項、移送費、1,000円、4項、出
産育児諸費、100万円。5項、葬祭諸費、3
万円の計上で2款、保険給付計7,240万6,000
円の計上です。

3款、1項、国民健康保険事業納付金は、
本年度予算額3,070万7,000円の計上です。

4款、1項、共同事業拠出金は本年度予算
額1,000円の計上です。

5款、保健事業費は1項、特定健康診査等
事業費、本年度予算額556万円。2項、保健
事業費、132万3,000円の計上で5款、保健事
業費計、本年度予算額688万3,000円の計上で

す。

8 款、1 項、予備費は本年度予算額10万円の計上です。

国保 5 ページから国保15ページまでは事項別明細書。

国保16ページから国保26ページまでは職員の給与費明細書を掲載しております。

以上が令和 7 年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

続きまして、診療所 1 ページをお開き願います。

議案第26号、令和 7 年度村立診療所特別会計予算について御説明申し上げます。

このたび御提案いたします令和 7 年度村立診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8,620万円と定めるものと、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ最高額を1,000万円に、また、地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定による歳入歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと300万円の増額計上でございます。

次に、第 1 表歳入歳出予算により収入から御説明いたします。

診療所 2 ページをお開き願います。

1 款、診療収入は 1 項、外来収入、本年度予算額、2,649万円。2 項、その他の診療収入、本年度予算額、565万円の計上で 1 款、診療報酬収入計3,214万円の計上です。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料は、本年度予算額、5万円の計上です。

3 款、道支出金、1 項、道補助金は本年度予算額、700万円の計上です。

4 款、1 項、繰入金は、本年度予算額、4,590万円の計上です。

5 款、1 項、繰越金は本年度予算額、110

万円の計上です。

6 款、諸収入、1 項、雑入は本年度予算額、1万円の計上です。

次に歳出について御説明申し上げます。

診療所 3 ページをお願いいたします。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は本年度予算額、6,443万4,000円の計上です。

2 款、1 項、医業費は本年度予算額、2,156万6,000円の計上です。

3 款、1 項、予備費は本年度予算額、20万円の計上です。

診療所 5 ページから診療上14ページまでは事項別明細書。

診療所15ページから診療所24ページまでは職員給与費明細書を掲載しております。

以上が令和 7 年度村立診療所特別会計予算の内容でございます。

続きまして、後期 1 ページをお開き願います。

議案第28号、令和 7 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

このたび御提案いたします令和 7 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を2,200万円に定めようとするものと、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ最高額を100万円に、また、地方自治法220条第 2 項ただし書の規定による、歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと30万円の減額計上でございます。

次に第 1 表歳入歳出予算により、歳入から御説明いたします。

後期 2 ページをお開き願います。

1 款、1 項、後期高齢者医療保険料は本年度予算額、1,283万3,000円の計上です。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料は本年度予算額、1,000 円の計上です。

3 款、1 項、一般会計繰入金は本年度予算額、900 万円の計上です。

4 款、1 項、繰越金は本年度予算額、10 万円の計上です。

5 款、諸収入、1 項、延滞金加算金及び過料、本年度予算額、5,000 円。2 項、雑入、本年度予算額、6 万 1,000 円の計上で 5 款、諸収入計 6 万 6,000 円の計上です。

次に歳出について御説明申し上げます。

後期 3 ページをお開き願います。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、本年度予算額、199 万円。2 項、徴収費、本年度予算額、4 万 9,000 円の計上で 1 款総務費計 203 万 9,000 円の計上です。

2 款、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金は本年度予算額、1,984 万 1,000 円の計上です。

3 款、諸支出金は 1 項、償還金及び還付加算金は本年度予算額、2 万円の計上です。

4 款、1 項、予備費は本年度予算額、10 万円の計上です。

後期 5 ページから後期 10 ページまでが事項別明細書を掲載しております。

以上が令和 7 年度占冠村後期高齢者医療特別会計の予算内容でございます。

次に、歯科 1 ページをお開き願います。

議案第 29 号、令和 7 年度占冠村歯科診療事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

このたび御提案いたします令和 7 年度占冠村歯科診療事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を 2,320 万円に定めようとするものと、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ最高額を 100 万円に、また、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の

規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと 60 万円の増額予算でございます。

次に第 1 表歳入歳出予算により歳入から御説明いたします。

歯科 2 ページをお開き願います。

1 款、1 項、診療収入は本年度予算額、819 万 5,000 円の計上です。

3 款、1 項、繰入金は本年度予算額、1,460 万円の計上です。

4 款、1 項、繰越金は今年度予算額、30 万円の計上です。

5 款、諸収入、1 項、雑入は本年度予算額、10 万 5,000 円の計上です。

次に歳出について御説明いたします。

歯科 3 ページをお開き願います。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は本年度予算額、1,898 万 6,000 円の計上です。

2 款、1 項、医業費は本年度予算額、391 万 4,000 円の計上です。

3 款、1 項、予備費は本年度予算額、30 万円の計上です。

歯科 5 ページから歯科 10 ページまでが事項別明細書を掲載しております。

以上が令和 7 年度占冠村歯科診療助事業特別会計予算の内容でございます。

以上、御提案申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 48 分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、昼の休憩時間に近づいておりますが、本日はこのまま議事を続けます。

議案第 27 号について、福祉子育て支援課長、

岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 令和7年度占冠村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書介護1ページをお願いいたします。

議案第27号、令和7年度占冠村介護保険特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,680万円と定めるものでございます。

予算書介護2ページをお願いいたします。

第1表歳入の款項から御説明申し上げます。

1 款、1 項、介護保険料、1,701万円。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料、1,000円。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金1,640 万円。2 項、国庫補助金、1,145 万1,000円。計2,785万1,000円です。

4 款、1 項、支払交付金基金、2,467万円。

5 款、道支出金、1 項、道負担金、1,250 万円。2 項、道補助金、300万円、計1,550 万円。

6 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1,000円。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、2,980万円。2 項、基金繰入金、70万円。計3,050万円。

8 款、1 項、繰越金、90万円。

9 款、諸収入、1 項、延滞金及び過料、2,000円。2 項、預金利子、1,000円。3 項、サービス収入、36万円。4 項、雑入4,000円。計36万7,000円です。歳入合計1 億1,680 万円でございます。

次に介護3ページ、歳出について申し上げます。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、683 万円。2 項、徴収費、9 万円。3 項、介護認定審査会費、118万7,000円。計810万7,000円で

す。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等費、8,505万4,000円。2 項、高額介護サービス等費、224万円。3 項、特定入所者介護サービス等費、204万円。4 項、その他諸費、6 万4,000円。計8,939万8,000円。

3 款、1 項、地域支援事業費、1,875 万7,000円。

4 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、3 万8,000円。

5 款、1 項、予備費、50万円。歳出合計1 億1,680 万円でございます。

介護7ページから介護17ページは事項別明細書。

介護18ページから介護27ページまでは給与費の明細書を掲載しております。

以上で令和7年度占冠村介護保険特別会計予算の説明を終わります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第30号及び議案第31号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算書、簡水1ページになります。

議案第30号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第1条、令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量予定量は次のとおりとする。

（1）給水戸数、600戸。（2）年間給水水量、71万立方メートル。（3）一日平均給水量、1,945立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

（収入）第1款、簡易水道事業収益1 億

4,627万8,000円。

第1項、営業収益、2,131万円。こちらにつきましては、給水収益、2,053万8,000円。その他営業収益で77万2,000円でございます。

第2項、営業外収益、1億2,496万8,000円につきましては、補助金、7,680万円。長期前受金戻入、4,804万8,000円。雑収益、12万円でございます。

支出第1款、簡易水道事業費用、1億3,750万7,000円。

第1項、営業費用、1億3,366万3,000円につきましては、原水及び浄水費、3,034万6,000円。配水及び給水費、31万円。総係費、2,345万3,000円。減価償却費、7,938万9,000円。資産減耗費、16万5,000円でございます。

第2項、営業外費用、107万円につきましては、支払利息及び企業債取扱い及び諸費、106万9,000円。雑支出、1,000円でございます。

第3項、特別損失、258万4,000円につきましては、過年度修正損、258万4,000円。

第4項、予備費につきましては19万円でございます。

簡水2ページお願いいたします。資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、4,027万9,000円は当年度分損益勘定留保資金、3,168万5,000円及び当年度未処分利益剰余金、859万4,000円で補填するものとする。

収入第1款、簡易水道事業資本的収入、4,700万円。

第1項、企業債、4,390万円につきましては、その他で4,390万円でございます。

第2項、出資金、310万円につきましては、一般会計出資金で310万円。

支出第1款、簡易水道事業資本的支出、

8,727万9,000円。

第1項、建設改良費、4,381万2,000円につきましては、量水器取替え工事、200万円、双珠別浄水場非常用発電機更新工事、4,027万1,000円。量水器購入費、154万1,000円でございます。

第2項、企業債償還金、4,346万7,000円につきましては、償還元金でございます。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的、公営企業会計適用債、限度額、370万円。

緊急防災・減災事業債、4,020万円。計4,390万円でございます。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用。(2) 営業外費用でございます。

簡水3ページです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、534万円。

第9条、簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,680万円である。

第10条、当年度未処分利益剰余金のうち859万4,000円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収支不足額に対する補填財源、859万4,000円でございます。

以上、議案第30号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算について御説明申し上げましたので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算書、議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第1条、令和7年度占冠村公共下水道下水道事業会計予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 排水戸数、541戸。(2) 年間総汚水量、16万1,573立方メートル。(3) 一日平均汚水量、443立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入です。第1款、下水道事業収益、9,721万2,000円。

第1項、営業収益、1,475万2,000円につきましては、下水道使用料、1,475万円。その他営業収益、2,000円でございます。

第2項、営業外収益、8,245万9,000円につきましては、補助金、6,730万円。長期前受金戻入、1,503万7,000円。雑収益、12万2,000円。

第3項、特別利益、1,000円でございます。

支出です。第1款、下水道事業費用、9,626万4,000円。

第1項、営業費用、9,241万円につきましては、管渠費、178万円。処理場費、3,804万円。浄化槽費、865万1,000円。総係費、1,380万2,000円。減価償却費、3,013万7,000円でございます。

第2項、営業外費用、242万4,000円につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費、

242万3,000円。雑支出で1,000円でございます。

第3項、特別損失、123万円につきましては、過年度修正損で123万円でございます。

第4項、予備費につきましては20万円でございます。

下水道2ページです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1,607万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金、1,563万8,000円及び当年度未処分利益剰余金、43万6,000円で補填するものとする。

収入です。第1款、資本的収入、2,570万円。

第1項、企業債、1,610万円につきましては、資本費平準化債、1,240万円。公営企業会計適用債、370万円でございます。

第2項、国庫補助金、470万円につきましては、交付金、470万円。

第3項、出資金、490万円につきましては、一般会計出資金、490万円でございます。

第4項、負担金については、予算の計上はありません。

支出、第1款、資本的支出、4,177万4,000円。

第1項、建設改良費、1,038万4,000円につきましては、下水道ストックマネジメント計画策定業務、962万6,000円。

公共柵設置工事、75万8,000円でございます。

第2項、企業債償還金については、下水道事業債償還元金、1,798万6,000円。資本費平準化債償還元金、1,340万4,000円でございます。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、

利率及び償還の方法は次のとおり定める。

起債の目的、資本費平準化債、1,240万円。

公営企業会計適用債、370万円。計1,610万円でございます。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用。(2) 営業外費用。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、830万6,000円。

第9条、公共下水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,730万円である。

第10条、当年度当年度未処分利益剰余金のうち、43万6,000円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収支不足額に対する補填財源、43万6,000円。

以上、議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算について、御説明申し上げましたので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第24号、令和7年度占冠村一般会計予算の件から議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件につきましては、議長を除く7名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第31号までの件については、議長を除く7名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午後0時08分

再開 午後0時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中の予算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に下川園子議員。副委員長に藤岡幸次議員が選任され、開催日は3月12日とする旨報告がありました。

◎休会

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

議事の都合により、3月8日から3月10日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月10日までの3日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散開 午後0時12分

地方自治法第123条第2項、の規定により署名する。

令和7年5月16日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 藤岡 幸次

占冠村議会議員 小林 潤

令和7年第1回占冠村議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月12日（火曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1		令和7年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第2	議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
日程第3	議案第4号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第5号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第5	議案第6号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第6	議案第7号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第7	議案第8号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第9号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第10号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第11号	占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第12号	占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第13号	占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第14号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第15号	占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第15	議案第16号	占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

○出席議員（8人）

議長	8番 児玉眞澄君	副議長	1番 大谷元江君
	2番 木村一俊君		3番 細谷誠君

4 番 下 川 園 子 君
6 番 小 林 潤 君

5 番 藤 岡 幸 次 君
7 番 小 尾 雅 彦 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長 田 中 正 治
総 務 課 長 三 浦 康 幸
農 林 課 長 鈴 木 智 宏
建 設 課 長 小 林 昌 弘
福祉子育て支援課長 岡 崎 至 可
会 計 管 理 者 合 田 幸
職員厚生担当係長 鈴 木 隼
税 務 担 当 主 幹 小 瀬 敏 広
商工観光担当主幹 阿 部 貴 裕
地域振興対策室主幹 松 永 真 里
林業振興室係長 坂 本 龍 哉
環境衛生担当主幹 蠣 崎 純 一
戸 籍 担 当 主 幹 細 川 明 美
国保医療担当係長 久 保 璃 華
村立占冠診療所主幹 佐々木 智 猛
介 護 担 当 主 幹 佐久間 敦

副 村 長 松 永 英 敬
企 画 商 工 課 長 平 岡 卓
林 業 振 興 室 長 杉 村 政 彦
住 民 課 長 伊 藤 俊 幸
ト マ ム 支 所 長 石 坂 勝 美
総 務 担 当 主 幹 野 原 大 樹
財 務 担 当 主 幹 橘 佳 則
企 画 担 当 主 幹 竹 内 清 孝
広報統計担当係長 大 谷 淳 貴
農 業 担 当 主 幹 杉 岡 裕 二
建 築 担 当 主 幹 嵯 峨 典 子
下 水 道 担 当 主 幹 中 島 辰 男
戸 籍 担 当 主 幹 八 木 香 織
保 健 予 防 担 当 主 幹 岡 本 叔 子
社 会 福 祉 担 当 係 長 川 口 晃 平
子 育 て 支 援 室 主 幹 森 田 梅 代

（教育委員会）

教 育 長 多 田 淳 史
社会教育担当主幹 上 島 早 苗

教 育 次 長 木 村 恭 美
学校教育担当係長 渡 邊 舞 子

（農業委員会）

事 務 局 長 鈴 木 智 宏

（選挙管理委員会）

書 記 長 三 浦 康 幸

（監査委員）

監 査 委 員 木 村 英 記
事 務 局 長 高 桑 浩

監 査 委 員 下 川 園 子

○出席事務局職員

事 務 局 長 高 桑 浩 係 長 田 中 健士郎

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、これから令和7年度村政執行方針及び教育行政執行方針に対する質疑を行います。

なお、質疑は一括質疑とし、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、三回までとします。

また、質疑答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。

初めに、村長の村政執行方針に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 二点ほど質問させていただきます。

10ページになります。双民館関係になります。③ですね。

商工・観光・労働の中の10ページ、③双民館、令和4年度より指定管理制度にて施設運営管理を実施しておりましたが本年度から3年間の指定管理の応募がなかったと。

ついては、今年度より会計年度任用職員の雇上げ業務委託を実施することで、引き続き環境整備を行ってまいりたいという方針ということなんですが、お聞きする点は、会計年

度職員の雇い上げ、業務委託、こちらについての方向性が変わったってことは承知しますので、この目途というか、いつをスタート時点と考え、目途がついているのか、ついてないのか、いつからということに取り組まれるのかお聞きします。これ一点目です。

二点目になります。17ページです。

行財政の概要、行財政の運営で、この中で、趣旨として、経常費の増大と基金残高の減少が課題となっております。

これらに対応するためふるさと納税の増収、人口増による税収増をまた、令和8年度から徴収を目指す宿泊税の準備をし、自己財源の確保に努力したいという主旨だと思います。

そこで、お聞きしたいのは経常経費と増大と基金残高の減少、これ課題だと。

これはある程度、例年、我々もいろいろ説明聞く中で、だんだん目減りしてきている傾向もあるかという中で、ここで言われているのは、多分インフラ整備等、福祉等々をやらないと防犯関連も含めて、財政支出はもう目白押しにあるんだと、そういう中で、非常に財政のやりくりが厳しくなるから、この税収増に向けて取組たいということなんです。一点お伺いしたいのは、問題は公債費、債務があるわけですけども、この債務の償還スケジュールっていうのは、どのぐらいのスパンで計画と言うか見えて、把握されてるのかを伺いたいと思います。以上、二点です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） まず10ページの双民館の指定管理に関わる藤岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、双民館については、交流促進施設ということで、公の施設に係る指定管理によって管理をしておりましてけれども、これについては指定管理手続条例の中で認められてい

る非公募によって、これまで占冠まちづくり観光協会に指定をさせていただいておりました。

指定管理に関わって、当該事業者からこの内容で指定管理をすることはできないという申出がありましたので、今年については独自に直営で、やりたいということであります。

雇上げ委託の状況でありますけれども、当面村での管理となっておりますけれども、既に現在考えているのは、委託による草刈り等の管理、それから過去に指定管理者が雇用していた臨時職員の方もいらっしゃるの、そういった方を雇用をしながら、環境整備に努めたいと思っております。

併せて、職員についてもびっしり関わることはできないと思っておりますけれども、職員についても大変御苦労かけますけれども、その管理に一役買っていただきたいということで考えております。

それから行財政の運用に関わって、経常経費、つまり、毎年必ず必要とする経費、これが年々増えている。

要素としては、人件費増、それから燃料費あるいは、光熱費等々で原材料費含めて、上がっていく、上がっている現状の中で、必要とする経費が毎年上がっているという状況です。

併せて、様々な施設管理経費も1度整備したものは管理をしていかななくてはならないということで、必ず経常経費として上がっていくわけです。

そういった中で財源不足となる分を、基金を持って対応していたと、いるという状況であります。

したがって、必要な財源、補助金なり、起債なり、税収なりが増える方策をやはり考えていかななくてはならんだろうということであ

ります。

公債費の償還については、占冠の場合は、交付税措置のある起債が多くあって、単独の事業債というのは、ほとんどなくなってきているというのが現状でありますので、公債費自体は上がっても、交付税措置されている部分がありますので、そう大きくならないように、公債費が実質その自己資金で単独の財源で償還しなくてもいいような方法で財政運営をしたいということで、極力そういった努力をしております。

したがって、起債も今年あたりも少し増えてますけど、交付税措置があるということで、そういった起債を行っているということです。

補助事業等を入れれば必ずそういった有利な起債が使えるシステムになってますんで、そういった財政運営をしながら、進めてまいりたい。

公債費の償還についてはそれぞれの起債によって、据置き期間、あるいは償還期間等々、利率含めて、決められてますので、その範囲でやっていくということにしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今の公債費の債務償還のスケジュールの関連でもう少しお聞きしたいんですが、分かります。要するに非常に有利な資金を利用して本村は無理のないような借り方をし、また税金で返ってくる。過疎債とかそういうのを使ってやってるんだということは承知しました。

私がちょっと聞いたかったのは、要するに、そういったものが一つじゃなくて、いろいろ当然重なっているわけなんで、それもトータル、これはここまでの期間をもって、当然タダはないですから、必ず自主財源からも一般

財源から出していかなきゃ、償還に回さなきゃならない金ってのはあるわけなんで、その償還の編成スケジュールっていうものが作られてるのかどうか。

あるならば、例えば村は5年ぐらいのスパンで、トータルは20年とかそういう長期のものもあるだろうけども、そういうふうに常に3年見直しなのか、5年見直しなのか分からないが、新たなものも当然加わっていくんだけど、取りあえず、スケジュールっていうのはきちっと10年なら10年のスパンで押さえてるのかどうかをお聞きしたい。その一点お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公債費の扱いについての御質問にお答えをしたいと思います、

基本的に起債を起こすときには、10年なり、それ以上のやつは、余りないんですけど、昔ですね、今はもう借りるのやめたんですけども、公有林債というのがありました。

村有林整備債というのは、それがこれはもう交付税措置がなくて、山ですから25年とか、30年とか整備のために借りていた、公有林債ってのがありましたけれども、これについてはもうやはり、償還が大変になるんで、やめようということで、森林整備に関わるものについては補助金と単費で、現在やっているという状況で公有林債、まだ、実は公有林債、繰上償還ができないということで、本当は返してしまっただけで楽になりたかったんですけども、公有林債については繰上償還ができないということで、まだ長いものだとか20年ぐらいのやつがあるのかもしれない、確認してませんが、そういった状況で将来において、財政を苦しめるような、起債については、まずやめようと借りないでいこうと、今でも単独事業債とかそういったものは一切借りないで、

現状運営している状況となっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸次議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） それでは村政執行方針につきまして、4件質疑を行いたいと思います。

まず、一点目ですけれども、6ページ中段（2）教育環境整備の推進のところ、二行目から学校全てに統一した校務支援システムを導入いたします。そのことによって業務が効率化されることで、教職員の働き改革にも寄与してまいります。ということで、校務支援システム、自分も何となく、分かるんですけども、具体的な内容について説明をいただきたいというふうに思っております。

次です。9ページの上④の林業の六次産業化ということで、メープルシロップトペニワッカの生産販売事業については、木質バイオマス生産組合から事業を継承する地域おこし協力隊員の起業を支援いたします。ということで、この方は企業を起こして村に定住してくれるということですから、村にとっても喜ばしいことだと思います。なおさら、初めての起業する年ですので、支援するのも大変必要なことだと思いますので、具体的な支援策について伺います。

次、三点目です。10ページ目です。上から三行目、道の駅周辺整備事業については、昨年度の調査結果をもとに検討を進めるほか、関係省庁とも協議を進めてまいります。と記載されております。

昨年度の調査結果をもとに検討を進めるということですが、昨年度はどのような調査を行ったのか伺います。

また、道の駅周辺事業については、関係省

庁の協議を進めるということですが、村民の声を反映できるような整備事業検討委員会のような組織を立ち上げる予定はあるのか伺います。

最後になりますけども、今年度は調査結果の検討、関係省庁の協議が中心のようではありますが、実際の整備事業の開始時期等についてのロードマップは決定しているのか伺います。

次に、四点目です。15ページの下段のほうで、第3、未来を託す子どもの環境づくり、このところで、これまで子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点をそれぞれ設置してきましたが、この両機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行うため、新たに子ども家庭センターを設置します。と記載されております。

実際、村の行政組織機構では、子育て世帯包括支援センターが載っておりまして、その職員はいずれも兼務ですけど、センター長の他、職員が三名配置されております。

ここで今、この二つを統合ということで、両機能を維持することで、子ども家庭センターを設置するという表現でしたけれども、両機能を維持するということで、職務が増えるように感じました。

職員数はそのまま、子ども家庭センターに移行するということでよいのか伺います。

それから、最後になります関連して言いますか、16ページの学習環境の整備の上、二行です。

子育て親子の交流、講習などを実施している地域子育て支援拠点事業の内容の充実を図ります。とあります。

私も直近の行政区回覧で、3月の占冠子育てカレンダーというのは初めてなんですけど、

見る機会がありました。3月のメニューとしては、絵本の読み聞かせ、親子相談、そして3月分のイベントとして、手作りの離乳食のおやつのが載っておりました。ここで内容の充実を図ると記載されてますけれども、具体的には月々の季節に合ったものを考えていくという発想なのか、その辺も確認をさせていただきます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

まず、6ページの教育環境整備の推進に関わって、学校の校務支援システムについての御質問であります。

学校の運営や管理に関する業務を効率化するための情報システムとなります。

このシステムは、教職員の業務負担を軽減し、教育環境の向上を図ることを目的としております。

具体的には、出席管理、成績管理、保健室利用、保護者との連絡、教材の管理、職員の出退勤になるなど、学校における日常業務に関わる様々な機能を統合的に提供するもので、村内学校で統一した校務支援システムを導入することによりまして、情報の共有やコミュニケーションの円滑化が図られるというふうに考えております。

次に、9ページの林業六次化に関わってメープルシロップの支援でございますけれども、本年の支援につきましては、生産拠点でありますシュガーハウスの整備、あるいは樹液採取地の提供等々を行うとともに、今後三年程度はメープルシロップの製造事業を委託することで支援をしていきたいというふうに考えております。

次に10ページの商工観光に関わって、道の駅整備事業であります。

今年の調査につきましては、令和6年度の調査内容ですけれども、地形測量、概略設計、駐車場内の通行方法を検討するとともに、国道からの出入り等、駐車場内の通行方法を含め、最適な案を抽出していただきました。

現状は、検討委員会の立ち上げについては、整備事業が固まる前に、住民の皆さんとの情報を共有して、御意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと思います。

スケジュール的には、令和7年度で、関係機関等用地確定買収だとかありましたら、そういったものをするとともに、関係機関の中には、道路整備であれば、補助事業ですから国の補助事業あるいは、本会議の一般質問でも言ったかと思いますが、道の駅の改修事業についても国土交通省の助成事業ができたということで、そういった様々な補助金、あるいは起債等を使いながら、進めたいというふうに思っておりまして、これらの協議が順調にいけば、早い時期での工事着工となりますけれども、こういった財政的にしっかり担保され得ないとなかなかできない事業だと思っていますので、その辺のスケジュール感は、先に延びる可能性はあると思っておりますけれども、まずは出入りの道路系は、早い時期にやりたいなというふうに思っているところであります。

次に15ページでありますけれども、子ども家庭センターの設置についての御質問であります。

子ども家庭センターにつきましては、現在子ども家庭センター設置要綱の策定準備をしています。

4月1日付けで、村機構図を見直す予定で進めておりますので、職員につきましては4月1日で、担当、それから保健師、保育士等々を担当する者はいるんですが、なかなか

このことによって増員というところまではいってませんけれども、内部でやりくりをしながら、当面スタートを切りたいというふうに考えております。

地域子育て支援拠点事業の内容充実というような御質問がありました。そういったことにつきましては、令和6年度から実施しています、地域子育て支援拠点事業でありますけれども、妊婦さんから保育所入所前の親子を対象に毎週月水金の午前中、保育所に敷設している交流コーナーを開放して支援員を配置して自由に使用や親子交流ができるようになっています。

また、月1回、講師に来てもらい講話や体験会を開催しており、内容充実に向けて取り組んでいるところであります。

令和6年度前半は参加者が多少少なかったというところもありましたけれども、後半では三か所も増えてきている状況にあります。

引き続き、週3回の交流コーナーの開放や、それから月1回のイベント実施等を考えていますけれども、次年度は参加者の皆さんが、情報交換や家庭の悩みなどを共有できるような、親子サロンのようなものができればいいなというふうに考えておりまして、気軽に参加できる雰囲気をつくり出せたらいいなというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤議員の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 議長の許可がおりましたので、質問させていただきます。4点ほどお願いいたします。

4ページ、安全で安心な暮らしを守る基盤づくりの中に、感染症の発症あるいは重症化を防ぐため予防接種を推奨され、その中の定

期接種初め任意接種においては費用の助成を行いますという文言がありまして、これに関しての14ページには帯状疱疹、コロナ感染症の予防接種は一部、国の改正も入ってなんだろうと思いますけども、これは一部負担という文言が入っていましたが、どのくらいの負担になるのか、また対象は、一部負担、課税対象者ということです。この課税対象者に対しては一部負担どのくらいになるのか、お願いいたします。

10ページになります。3の地域特性を生かした集落対策云々のところの移住定住のところでございます。

空き家バンクの制度を継続するほか、マイホーム奨励事業により個人住宅の取得を促進してまいります。

そのほかの民間賃貸共同住宅の建設の促進などがありますが、個人住宅の取得を促進するということは、何件を目標にして奨励する金額はどのくらいになるのか、50万円というのは聞いたことがあるんですが、いろんなところでは100万とか、助成しているところもあります。占冠は変化がないのかどうか、教えてください。

12ページ、中央地区の（3）の上下水道で、水道水の安全供給のための中央地区の老朽化した水道施設、最近、新聞報道でもありまして、陥没事故多数起きております。

占冠は、以前村長がそういうところがないという話は伺っておりますが、水道施設、埋設してるのはもう50年以上経過しているのかと思いますが、そういう施設、配管の施設をどのような改修を計画しているのか、お願いいたします。

あともう一点、16ページです。教育方針にも関係してくるのかと思いますが、学習環境の整備、この中の学校給食組合、給食費が増

額されてるということで、どのぐらいの増額になるのかと、保護者負担はないというふうな感じで受け取ったのですが、全額、村で負担するのをお聞きします。お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、4ページの安全安心の部分での予防接種に関わる一部負担についてであります。

これまで実施をしてきた帯状疱疹ワクチン、それからコロナワクチン、インフルエンザ等々あるわけですが、助成内容については、定期接種対象者において、低所得者、一定の所得基準に基づいて、これについては、全額負担ということになります。

課税所得者につきましては、帯状疱疹ワクチンが1回1万4000円でありまして、自己負担を6,000円、それから水痘ワクチンが3,500円になりますけども、1,500円、それからコロナワクチンについては、定期接種対象者で、低所得者については、全額公費負担、それから課税所得者については、1万400円するわけですが自己負担を2,600円、任意接種者については助成額を7,000円ということで自己負担6,000円ということになります。予防接種の自己負担については、以上のようになっております。

それから次に、空き家バンク、個人住宅の取り扱いであります。

空き家バンク事業についてはこれまで同様、継続をさせていただいて、個人住宅については、定住促進条例に基づきまして助成をしておりますけれども、トータルで100万円の助成をマイホーム建築時については、現金50万円、それから奨励商品券が30万円、マイホーム継続居住商品券が20万円ということで、トータルで100万円の助成をさせていただいて

おります。

それから次に上下水道の老朽化に伴う対応でありますけれども、村としては、毎年漏水調査をする中で、しっかり調査を進めながら事故のないように努めているところでありますけれども、マネジメント計画については、詳細について建設課長のほうから説明をさせていただきます。

それから学校給食組合の値上げでありますけれども、1食当たり40円を値上げしたいということで広域連合議会で可決されております。

そういった中で村としては、この40円アップの分を村が給食組合に、補助する形で取り扱いたいということで、現状試算しますと、41万円ほどになるようであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 12ページ、（3）上下水道です。

中央地区の老朽化した水道施設の改修を検討し、基本計画を策定してまいります。この件について、御説明いたします。

令和7年度で予定しております、この業務の内容につきましては、占冠浄水場の配水地、きれいになった水を溜めておくところなんですけれども、ここの配水地自体の老朽化と、あと必要容量の検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、シム川の水源地こちらも建設からも50年以上経過しているということ、年々河川の水量が減少してきているということで、その取水施設の更新の内容の検討と、あと水源地でありますシム川の流量調査そういったところを調査して検討してまいりたいと。

もう一つ、水源であります地下水、井戸水があるんですけれども、そちらの水源のこれまでの用水量の実績と調査によって今後の地下水の水位を検証するという内容になってお

ります。

もう一点、配水管の老朽化についてでございますけれども、配水管の老朽化もかなり深刻な問題というふうに認識しておりまして、この部分についても、早期に計画を立てて進めていかなければならないというふうに考えております。ただ、財政的な問題もありますので、その辺は財政のほうと協議をしながら進めていきたいと思っております。

また過去に、農業サイドの補助で営農飲雑用水という事業がありまして、そちらで水道管の管路を更新している部分もうちの村内かなりありますので、今そちらの補助の活用もできないかどうか協議をさせていただいております。一応、まだまだ先の話にはなるんですけれども、その事業に乗れるように手を挙げていっておりますので、あと6、7年は掛かるかと思うんですけれども、そちらの事業に乗れば、水道事業の国庫補助よりは、有利な補助率でありますので、財政的にも負担が軽くなるんじゃないかと思っておりますのでその辺、今後検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 14ページの予防接種への負担、一部負担の関係で、金額等は理解したのですが、これを住民周知、分かりやすい形で住民し周知が必要かと思いますがその辺の計画はされているのかどうか、ここの返答で質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいま、予防接種の前にちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、マイホーム奨励事業について、概ねトータル100万円というお答えをしておりますけれども、マイホーム新築奨励金については現金で50万円。それから継続住居商

品券については20万円。当初設計では、このマイホーム取得奨励商品券、これが30万円程度になるだろうという想定でやったんですけども、ここをちょっと訂正したいんですが、固定資産税相当額の概ね3年分です。10万円の固定資産税であれば30万円、仮に5万円の固定資産であれば15万円ということで3年分を商品券として、お渡しをするという制度なんで、トータル概ね100万円程度なんですけども、そういったことで御理解をお願いをしたいと思います。

その予防接種については当然、広報あるいは行政区回覧等々に周知をして、制度的なものも周知等もしっかり、やっていきたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江議員の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 二点質問させていただきます。

4ページにあります、持続可能な地域づくりの観光業についてですが、この中、4ページ上段に、観光業では北海道人気によるところ、インバウンドが増加しているということによって、新たな需要に応えるため必要な支援を行っていく、ということなんですけど、こちらの具体的な支援策というのがもう決まっているのかどうか、どのような想定をされているのか伺います。

二点目、9ページにあります、林業の六次産業化の木質バイオマス生産組合の生産性を高めるための施設整備等の支援ということですが、こちら主な施策のところにも、薪割り機の購入というのは、掲載があったかと思いますが、そのほかに何か支援策など、計画していることなどありましたら伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員の御質問にお答えをいたします。

観光振興における、新たな需要に応えるための必要な支援ということでの記載に伴っての御質問でありますけども、基本的にまずは、関係者と連携をしながら需要の把握を行った上で効果的、あるいは効果的な支援を行っていきたいということでもあります。

想定ということはありませんけれども、これまで事業者あるいは地域懇談会等でもいろいろ伺いをしています、住宅問題だったり、いろんなことを聞いております。この一環で星野リゾートさんとは、駅の改修であったりいろんなことを協議させてもらってますし、北斜面の再開発というのも伺ったりして、どういったことが必要かというのは、想定としては現状、営林署との交渉に村も入って協議をさせていただいたり、そういったことも既にやっておりますけれども、クラブメットは従業員がどんどん来て住むところがないので何とか村に支援してほしいというようなお話も頂いております。

そういった中で、村はできることがあるのかどうか含めて、やっぱりこうやって協議をしながらそういった需要を把握した上で、支援をしていきたいということでもありますので、具体的にこれをするということはちょっと現状ではないというふうに御理解頂きたいと思っています。

それから9ページの林業に関わった六次産業化、木質バイオマス組合の支援でありますけれども、本議会の一般質問においてもお答えをしております、木質バイオマス生産組合の今後に関する御質問を頂いておりました。その際、同じ答弁になりますが、薪生産体制の在り方などが現在協議中でありまして、結

論が得られていない部分もあります。そういったことから、結論が得られ次第、議会議員の皆様と情報共有を図りながら、必要であれば、6月議会に議案等を提出して対応していきたいという内容になっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園子議員の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 5項目、7点について質問をさせていただきます。

一つ目、4ページ、安全で安心な暮らしを守る基盤づくりということで、近年の異常気象の影響下にあつて地域防災力を高め、様々な自然災害に対応できる環境整備を図る。とありますが、過去の災害による災害状況の把握とまた同じような被害が発生しうる可能性があります。

過去のデータに基づく、防災環境整備計画はあるのか、災害を受けた住民は、豪雨、大雪、地震などのたびに不安な心境と思いますが、対応と考えを伺います。

二点目、7ページ、経済循環が図られる基幹産業振興の（1）③担い手対策のところ、これを単純に目標地図、地域計画、素案の内容の説明をお願いいたします。

三つ目、8ページ、村有林の管理・経営、それから私有林の育成支援というところで、森林環境贈与税に基づく地域林業振興事業、民有林育成対策事業取組、森林所有者の負担軽減、私有林の資源充実、森林多面的機能を発揮して山村地域の振興を図るとありますが、これらのことを行うには、今まで着手してこなかったような自伐林業施用など取り入れて、皆伐ではなくて小さな重機、または、小規模な間伐、植林、小規模林道による搬出、そこ

から生まれる多面的機能を後押しした馬搬、森林セラピーなど活用したアクティビティ、観光につなげるような施策は考えられないのか伺います。

次に、9ページ、林業の六次産業化とこちら先ほど木質バイオマス、まだ正式な契約になってないというふうにありましたけども、この木質バイオマスが立ち上げたときは、組合三社プラス、一社でコンソーシアムを組んでおりましたけども、今後このコンソーシアムはの形はどうなるのか伺います。

9ページ、商工・観光・労働、地域おこし協力隊制度を活用し、さらなる観光事業の推進に努めるとありますが、具体的に協力隊に求める内容と目指す事業を伺います。

次に、12ページ、（7）防災対策、自主防災組織への支援とありますが、どのような支援を考えているのか伺います。

最後に、15ページ、保険・医療、④村立診療所及び歯科診療所、占冠中央地区とトマム地区の人口はほぼ同じとなってきましたが、特にトマム地区は事情と勤務の外国人とインバウンド需要が大きく伸び、診療日数及び対応に不満が寄せられとき聞いてます。

また、歯科診療所に至っては、月1回とも、これでは医療崩壊とも言えると感じます。

トマム診療所の医師常駐、歯科診療所の医師派遣など改善策が住民が安心して暮らせ続けられる持続可能な医療体制と考えますが、考えを伺います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、4ページの安全で安心な暮らしを守る基盤づくりの中でありましてけれども、防災環境整備計画はあるのかという御質問であります。

占冠村では昭和2年以降の主たる災害の記録を蓄積しておりまして、過去の災害履歴を踏まえた計画となっています。

そのほか国や道などの機関から情報提供に基づいて、災害が起こり得る基準を定めてその対応方法等について定めているところでもあります。

また、本年度は、福祉子育て支援課や社会福祉協議会と連携し、自助による避難が難しい方など、要配慮者の個別避難計画を作成したところでもあります。

今後も防災計画に定めるもののほか、避難場運営マニュアル、あるいは在宅車中泊避難者等の支援の手引き、それから占冠村災害時受援計画等に基づいた対応をしていきたいというふうに思っているところでもあります。

次に、7ページの農業担い手対策であります。記載の目標地図、地域計画、素案についてでありますけれども、これについては10年後の土地利用について、個別での聞き取りと耕作者に集まっていただく協議の場を設定し、目標地図を作成いたしました。

作成した目標地図に基づき、地域計画を策定しましたが、ともにスタートアップ目標地図、地域計画となっておりますので、今回の策定を起点に地域内での議論を加速させてまいりたいというふうに考えております。

次に、8ページの私有林育成ということで、自伐型林業については皆伐を選択することなく、間伐を繰り返す特徴があります。

それゆえのメリット、デメリットもあるようです。本村では、伐期に達した人工林において、皆伐を主体として高性能林業機械を導入した事業地の集約化を図ろうとしています。私有林での自伐型林業を否定するものではなく、森林に対して多様なアプローチがあっていいというふうに考えております。

私も岐阜県に行ったときに、木の駅という村が薪をバイオマスエネルギーとして選択する前に、議会の皆さんと勉強に行ったんですが、やはり自伐林業というのは裏山経営、森林所有者の家の裏に山がたくさんあって、間伐を繰り返すということでやってて、間伐した木を木の駅に運んでいくと薪として買ってもらえるというシステムができて、そういった自伐林業というのがあったんですけども、そういった考え方も自分で切った木が、例えば湯の沢に持っていったら薪として、使えるよとか、買ってもらえるとか、そういったことが地域の中で循環ができるようになれば、そういったこともあるのかなというふうに思っております。

9ページの木質バイオマスコンソーシアムの件でありますけれども、木質バイオマスコンソーシアムについては湯の沢の予算編成、森の四季において、木質バイオマスボイラー導入に際し1村1エネ事業費補助を活用して、効果的に活用して、優れた事業成果を達成することを目的に設立されました。

構成員は、本村の他に、株式会社スポーツトピア、有限会社長瀬産業、株式会社高橋重機、NPO法人北海道エネルギー普及促進協会となっております。木質バイオマス生産組合が解散した場合においても、木質バイオマスコンソーシアムが継続されますので、構成員の変更はございますけれども同様の扱いとなります。

次に9ページ、商工観光で、地域おこし協力隊の業務対応であります。地域協力活動の具体的な内容として、村の観光情報の収集と発信、それから村の観光資源の開発、掘り起こし、イベントの企画運営、それから観光誘致、観光客誘致促進に向けた企画立案、観光プロモーション事業の実施、それから観光

協会の管理運営業務、その他観光協会の目的達成に必要な業務ということで募集をかけておりますので、こういった内容でいらっしゃることを期待しております。

それから次に、13ページですが防災対策についての自主防災対策の支援という御質問であります。

これまでもそうでありますけれども、支援としては、自主防災組織の設立を検討している行政区への相談対応あるいは自主防災組織設立にあつての規約作成などの事務的なお手伝い、それから自主防災組織で実施する防災訓練における説明、あるいは実演講習、講義などの支援、それから財政面的な支援として、住民活動推進規則に基づく支援ということで、自主活動に対する村の支援も行っておりたいというふうに考えているところであります。

それから15ページ、保健医療の診療所の在り方であります。

議員言われるとおり、トマム診療所や歯科診療所への医師を配置して、より身近で地域住民への医療を提供していくことは、望まれるところだというふうに考えております。

しかしながら医師の配置や、医療従事者の配置には、多額の財政出動を伴うことから、慎重に検討する必要があるというふうに認識をしております。

現状の受診者数の実績から見ても、二か所の診療所に医師や、医療従事者等の人員を配置することは、現実的には難しいんだろうというふうな認識を持っております。

誰もが受診できるような医療体制というのは必要でありますので、現状でなかなか、地元で受診できないということで、村外の病院を受診されてる方も多くいらっしゃるというのも、知っておりますので、そういった意味では地域交通等を含めて、しっかり受診で

きる方向を示していければというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠議員の質疑を終わります。

質疑中ですが午後まで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村政執行方針に対する質疑を続けます。質疑ありませんか。2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 質問させていただきます。

3ページの持続可能な地域づくり、下から七行目から四行目にかけまして、高齢者や後継者不在による離農も起こっています。農地をしっかりと守り、引き続き営農できる環境をつくり云々と書いてあるのですが、農地を守っていくのではなくて、今まで事業者が買っていた牛ですか、牛の頭数、これをどういうふうにしてうちの村で留めていくか、やっぱりこの牛を飼うには村の補助金も入っておりますし、農地を守るのは大変大事なことですけれども、結局、去年三件離農されて、牛も400頭から200頭に減たわけなんですけれども、やっぱり牛を守るためにどうして今までやってこられた方の仕事をいかに引き継いでいってもらうか、そのところが、うちの村の農政だとか行政に関わる仕事でないのかと思うんですけれども、年とったり後継ぎがいなくてとこととやめるのはもう始めがあれば終わりがあって、これはもう仕方ないことなんで、今まで飼ってきた頭数をどうやって守っていくか、この辺が大事だと思うんで、その辺ちょっと村長の見解をお聞きしたいというのが一点であります。

次に、9ページ、中段、真ん中ぐらいいにあります3、商工・観光・労働①の商工振興の下、道東自動車道4車線化工事により関係人口の増加が見込まれ、経済活動の活性化が期待されているというところなんですけど、僕もトマムでいろいろと工事が入って、すごい経済っていうかな活性化があったのは知っておりますし、見てきました。

今の村の現状を見ますと、結局昼飯食べるところもない。仕事が終わって、憩える場所もない。それで果たして、経済活性って言うのか、これが図っていけるのかどうか、やっぱり行政が今、うちの村はちょっと後手後手に回ったっていう感じがするわけなんですけども、10年っていったってもう2年ぐらい進んでいってこれからやるって言っても大変なんで、この辺のところを考えていかなきゃならないと思うんで、この村長の考えをちょっとお聞きいたしたいと思います。

それから13ページになるんですけども、1番下のところの小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」については、云々と書いてあって14ページの上二行、利用者が安全で安心したサービスが利用できるようを進めてまいりますと書いてあります。

そして今、毎月発行されるとま〜るだよりも見ますと、現在の登録者数っていうかな、実際に利用される可能性がある方が14、15、大体その感じなんです。

大体このとま〜るの定員っていうか、最大24とか5とかと聞いてんですけども、10名ほどを余裕があるんですけども、実際どういことが起きてるのかなあと考えるんですけども、介護サービスを求める要介護者が求めるサービスとこの村が提供している、うちの村で介護サービスを受けようと思ったらとま〜るに登録しなければならないという状態に

あるわけなんですけども、その辺の乖離が起きてるんじゃないかと思うんですけども、その辺ちょっと村長の考えを聞きたいと思います。

それから、19ページ、上から四段目、いつも聞いている財政調整基金の話なんですけども、令和6年度末の見込みの財政調整基金の残高が2億610万円ということで、その前のページの18ページの下から四行目、今年繰入金として財調のお金を1億3,650万円使いますよってことになるわけなんですけども、そこで差し引けば、5,740万円しか結局残らないっていう計算でいいんですか。

昔8億とか9億あったんですけども、結局こんだけこう少なくなったわけなんですけども、これはもう大変なことだと思うんで、毎年毎年増やすこういう方法で増やすというお話は聞いているわけなんですけども、もう1回これどういうふうにしてこの基金を貯めていくのか、そういう方針なのか、そこんところちょっとお尋ねいたしたいと思います。

そして最後にこのページ、上から八行目にあるんですけども、国保特会、これが10.68パーセント減額でいくということなんですけども、結局これ去年、加入世帯数、被保険者数が3分の1ほど減ったわけなんですよね。こういうことがあったんで、今年はこういうふうな特別会計の予算立てになったと思うんですけども結局、今145世帯、230人というこういう少ない規模の団体になったので、うちの村の国保、やっぱり少ない被保険者数が、本当にこの村の国保をこれ支えていくのが、大変でないかなあと思うんですけども、その辺村長どう考えてるかお聞きいたしたいと思います。

大体そんなところで、よろしくお願いします。
○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、3ページの持続可能なという項目の中の農業関係であります。

農業の継続、離農者にあっても、後継引継ぎがうまくできるようなシステム等々それに努めるのが行政の役割ではないかというようなお話であります。

ここに書いてあるとおり、離農者にあってはそれぞれの事情があって、離農したいということであります。そういったときに、議員言われる牛の頭数確保ということでもありますけれども、販売できるものについては販売をして肥育をしなきゃならない牛については、他の農業者に譲ってもらうような形でやっておりまして、牛の増頭については、現在新規で入られた方も増頭を計画していたり、実際に増頭をしたり、あるいは離農した人の牛を引受けて飼育をしているという状況になっておりますので、これらのバランス、将来にわたって議員一般質問でもあったように、計画には程遠いぞというようなことがありましたけれども、これが大きく減少しないように農業政策を進めていくということは大事なんだろうと思っています。

農業経営計画の中では、羊農家が二件ほどいらっちゃって、それらも計画の中に追加をしながら全体の肥育計画と確保していきたいなというふうに思ってます、とりわけ農地利用、遊休地をつくらない、あるいはそういった飼育頭数を少しでも増やしていくという努力はこれからも続けて行かなければならないというふうに思っているところであります。

次に9ページの高速道路4車線化に関わっての関係人口の関係であります。

そういった、経済効果あるいは経済循環は望めるけれども、消費する場所が中央地区に

はないんじゃないかということで、その辺の事情についてお聞きをしたいというふうにとられました。

このコロナ禍を経て、確かに居酒屋さんだったり、ちょっとみんなで飲もうか。というような場所がなくなって、本当に私自身も、寂しい思いをしていますけども、やっぱりそういった場所があることによって、人と人とのコミュニケーションあるいはお付き合いが広がるというふうに思いますので、本当に大事なものだと思ってます。どこかで前に村営居酒屋やたらどうだというようなお話もありました。そういったことも含めて、ぜひそういった事業者がいらないかということで、努力する必要があるのかなというふうに思ってます。

でも、村営居酒屋っていうか、公設の居酒屋がどこかでできたという話も聞いてますけども、そういった事業者が本当にいらっやらないかどうか、努力する必要があるんだろうというふうに思っております。

13ページ、小規模多機能であります。指定管理者の努力によって、運営をさせていただいております。

現在議員言われるとおり、登録者が14名とこれが開設当時から20名なり18名から20名程度の登録があって、これまでできておりました。

ここへ来て、在宅介護が必要な方が施設入所、あるいはお亡くなりになったり減少傾向にあって、今14名の登録であります。

そういった意味では要介護者が望む施設になってないんじゃないかという、お話もありますけれども、基本在宅介護でどういったサービスが必要かということで、小規模多機能スタートしておりまして、特別養護的な要素がないということで現状にあるんだろうと思っております。

併せて、今課題になっておりますのは、介護人材の問題で、現状、24名の介護登録に合わせた人の配置をすると今の要員では足りなくなるということで、今の24を実は18に減らして当面、介護人材が補補充できるまで減らして、日々の要員を現状毎日5名必要になるんですけども、それを4名にしてローテーションをしながら、小規模多機能の施設を運営したいということで、指定管理者からもそういった御相談がありますので、村としても使いやすい要介護者が使える施設になるように努力もしますし、うまくそういった人とマッチするような施設になることを心がけたいというふうに思っているところであります。

それから、財政調整基金、確かに私が総務課長の時に10億円溜めました。

前にも言ったと思いますけどもそういった財政状況があって、10億円になってそのほか特目を入ると当時で19億ぐらいありました。

この間、コロナ禍もあったんですがやっぱり財政出動事案が多いということで、現状2億600万という状況になっております。

この財政調整基金を何とか現状で引き続き維持をしていきたいということの努力は財政課も含めてやってるんですけども、基本決算時でいかに財政調整基金に戻入れをして、最終決算をどう迎えるかというのが、やっぱり予算時期の課題なんです。いかに一般財源である財調を使わないで、補助金なり起債なりいろんなものを使いながら、最終決算で財調に戻入れをするという努力をしながらやらざるを得ないというのが今の村の財政状況だと思っています。

僕は、財調に年間5億円積んだ年もあったんですね。そういった、交付税含めてそういった財政状況になっていないということで、経常経費の話もさっき出ましたけども、この

経常経費もやっぱり5億積むためにはある意味、人件費含めて大きな削減をして5億を積んだという経験がありますんで、今それができるかということは、今の社会情勢から見て恐らくできないだろうというふうに思っています。

これが議員心配されるように、2億から1億3,000引いたら7,000万かということにもなりますけれども、これはやはり最低でも、このラインを守りながら他の財源を見つける努力をしながら積立てをして、一般財源の不足分を毎年補わざるを得ないというふうに思っております。

そういったことでこれがなくなるということになると様々な行政需要に応えられなくいろんな要望がある中で、行政需要に応えられない財政運営になってしまいますので、ここを維持しながら努力してまいりたいというふうに思っております。

次に、同じ19ページの国保特会であります。

本年度、減額になってますけども先日、国保運営委員会ありましてその際にも、状況をお聞きしたりお話をさせていただきました。そういった中で今年度については、納付金の減少があって全体の予算が小さくなった、つまり道の医療費全体の伸びと医療費全体の負担とかいろいろ計算方法でされるわけですけども、本年度はそこが減少したということで、減額になっております。

ただ、令和12年に北海道統一税率を適用するというので、村もそれに合わせて適用税率に向かえるように財政的な仕掛けを考えながらやらざるを得ないというふうに思っております。

加入世帯の減少等、実際に農業者の法人化だとか、それから一人でも社会保険に入れる仕組みが出てきて社会保険に移行する方々が

多いわけです。

そういった中で、年金者や小規模事業者あるいは商工業者、商工業者も会社組織であれば社会保険になりますのであとは個人事業者等々、多くが社会保険に移行しているということで、サラリーマンにあっても社会保険に入らなければならないという所得基準が狭まっていますので、多くが社会保険に移行しているという中で、本村の国保世帯が年々減少しているというのはこれ、事実でありまして、極端に言うと低所得あるいは厳しい生活の中で、国保会計を守っていけるのかと言ってみれば受益者負担ですから、受益者負担が負担できるようなシステムで、この国保会計が継続できるのかというのは、やはりある意味大変なのかもしれませんけども、村としては、基金等を使いながら、これが維持できるように、継続をしていくということをしっかりやらざるを得ないだろうというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 一点だけちょっと追加で聞きますけども、村の小規模多機能型居宅介護の利用者と要介護者との関係なんですけども、最近、結構認知症だとか、MCITって言って軽度認知障害がある方の話を随分聞くんですね。結局、認知症だからとまへるでは見れないからということで、他のグループホーム、地区で探したりなんかしてっていう話がちらほら聞かれるようになってきたわけなんですけども、やっぱり認知症に対する、支援というか対応する体制というかな、それが重要になってきているのではないかなっていう感じがするんですけども、その辺村長はどう思ってお答え願いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の介護にあって認

知症の課題を抱える御家族が多くいらっしゃるというふうには私もお聞きをしております。

実際、我が家にも軽度ですけども認知症の母親がいますけども、本当に面倒見るというのは大変だと思います。そういった意味では今の小規模多機能の中で、こういったのがなかなか、介護認定受ければ診れるんだと思います。

介護認定が受けられるかどうかだと思いますけども、こういった方々御家族にとっては、本当に介護が大変だということも聞いておりますからこういった支援ができるのかというのは、今後の課題なんだろうと思いますけども、村としては現在ふれ合い給食とか、そういったところにお集まりを頂いた中で、対応をさせてもらってますし、担当の保健師さんも相談に、家庭訪問と言うんですか、訪問させて頂いて御相談はさせていただいているというふうに聞いておりますので、根本的な解決策とはならないと思いますけども、その都度、状況に応じて村として対応できるものは対応していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 最後なんで、1点だけ質問させていただきます。

7ページでございます。農業の①酪農畜産の関係で中段にあります、検討を行っていたエゾシカ・ヒグマによる鳥獣被害対策、侵入防止策ですけども、これについては草地での設置を行い飼料畑での被害軽減を図りますということで、これは6年度の村政の執行方針でもうたわれてました。この事業については、受益者戸数が3社以上、そしてこの侵入防止

柵の資材費がいろいろ高騰はしてると思うんですけども、この補助という内容だと思います。

お聞きしたいのは、この資材費の高騰が大体どれぐらいの規模の面積で要望があって実施予定なのか、なかなか草地の飼料畑と違って草地の事業採択っていうのは難しかったんですけども、この辺国との調整はでき得たものかというようなことも含めてこれ実現可能でしたら、7年度の早い時期になるのか、ちょっとこの辺の費用も含めて、細かいですの村長より担当課長にお聞きしたいと思うんですけども、どんなものでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） エゾシカ対策の小尾議員の御質問にお答えします。

エゾシカ対策の侵入防止柵については、兼ねてより農業者からこれまでやった畑地においても大きな効果があるということで、この防止柵の必要性っていうのは、農業者の皆さんも十分御理解いただいた中で、ぜひ草地についても、防止柵を設置していただきたいということでありまして、これらの草地対応については、資材費を補助して特別交付税でその財源を賄っていただけるということです。資材費の補助、設置費については、農業者の皆さんが自前で過去と同じように実施をするということであります。実施内容については、農林課長にお答えをさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾議員の御質問に対して説明をさせていただきます。

事業費としましては1,800万円を計上しております。

予算措置の目安としまして北海道が設定します1メートル当たりの資材費の補助限度額2,800円を参考といたしまして、予算措置の

段階でございますが、1メートル当たり3,000円、6,000メートル設置をする予定で、面積にいたしますと15ヘクタール分でございます。

ただ、小尾議員も御指摘されておりましたように、資材の高騰がありますので、単価については現在、検討させていただいて極力、農業者の負担にならないような対応したいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） だいたい事業の内容については、答弁内容のとおり理解しました。

ただ、これやはり7年度で念願かなって事業するに当たっては、やっぱり事業の時期が関係してくるのかなあと思うんですけど、この辺上部組織との調整で発注時期は、草が1番狙われるんですけども、そういった時期は見越しでは難しいと思うんですよこれから。資材の単価も、決してこの計上で言う2,800円以上は想定されますので、入札をされて、もろもろ事業も進行していきますけど、課題も多いのかなと思いますんでちょっと今の予定としてはどんなものかなということで再度お聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾議員の御質問に対して御説明させていただきます。

まず、事業の仕組みをちょっと誤解を頂いているようですので改めて御説明いたします。

過去に行なってた事業というのは、国の補助金で実施をしておりまして、協議会のほうで入札を行なって資材を農業者に提供してたということでございますが、今回の事業につきましては、村長からも説明ありましたとおり、特別交付税を財源として実施をするものでございまして、村としては農業者に対して補助金を出すということでございますので、

農業者で資材の調達をして、普段付き合いのある業者の方から資材を入れるということになろうかと思いますが、そういったことで実施を考えております。

予算時期の予算策定時に要望は聞いておりますが、今、予算が御承認頂いた後に改めて農業者の方に募集を行いまして、実施をしてまいるといってございますので、時期についても融雪時期、畑に入れませんので、それ以降になるかと思いますが、御指摘のとおり1番草については間に合わないのかもしれませんが、何とか2番には間に合うような対応を考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思ひます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） そうするとこれまで実施してきたら、鳥獣被害の対策協議会での事業の取組ではなくて、受益者の農家さんが何らかの形で村に相談して、事業を発注する形で、村はどこまで携わるんですか、それちょっと最後に確認させてもらいたいと思ひます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 御説明いたします。

村としてはあくまでも補助金を出すということでございまして、村で資材を調達して、農業者の方に提供するというものではなくて、簡単に言いますと農業振興事業補助でございますので、電気牧柵事業と同様でございまして、購入に対して2分の1を補助するという事業をやっておりましたけども、今回の侵入防止柵につきましては、資材費について全額補助をすると設置費については村長も説明ありましたけども、農業者の方たちで設置をしていただくという事業になってございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで村長の村政執行方針に対する質疑を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

執行方針に対する質疑を続けます。

続いて、教育長の教育行政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありますか。5番、藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 二つほど質問させていただきます。

6ページ、スポーツ活動の推進について、（2）スポーツ活動の推進の中の中段、学校部活動の地域を移行を踏まえ、村内関係各団体や事業者と連携しながらと、地域スポーツクラブの創設に取り組むとともに、体育協会などの関係団体の活動助成、アスリート補助金等のスポーツ活動への支援を継続していきますと、いうところの部分です。

1番、今、村内の学校教育の中で学力等々については相当な努力もされ、また結果も出てるのかなと。1番、御苦労されるのが個々の具体的な学生の方々の体力維持向上、スポーツへ触れる機会の確保、というところで相当御苦労されてるのかなと思ひます。

その部分をここ言われてるんだと思うんですが、具体的に令和7年度における、活動の具体的なものがあればどういった支援策を続

けていきます、という一文で終わってるんですが、具体的なものがあれば計画等々教えてください。

続いて、下の（３）芸術文化活動の振興、二つ目の質問です。

１番下のところに行きます。世代、国籍を超え、多様な歴史・芸術文化に触れる機会の創設に努めてまいります、という一文のところに係る文なんですけども、これについて具体的にどのようなものをイメージされ、この一文に至ってるのか、多分何かイメージされてるものがあるんだろうと思いますので、何か具体的なものがあれば教えてください。以上２点です。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせていただきます。

まず、スポーツ活動の推進の中で学校部活動の地域移行を踏まえた関係でございますけれども、こちらにつきましては今現在、確かに議員おっしゃいますように、子どもたちのスポーツに触れる機会がなかなか増えないというようなことで認識をしております。

今回の執行方針の中で記載させていただいている部分につきましては、地域部活動、中学校の部活動の地域移行というところでこの取組が数年前から行われているんですけれども、私どもの村におきましては、なかなか地域事情の関係から、部活動を地域に移行することができていないというのが実情でございました。

令和６年度、中学校の教員の方が中心になりまして、軟式テニスの体験などを通じて、スポーツに触れる機会を増やそうという動きがございました。これを受けまして私、教育委員会としまして、これを地域部活動の移行につなげたいということで、こちらで４月

から地域のスポーツクラブといいますか、地域のスポーツ団体として、立ち上げに向けて活動していきたい、取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、アスリート補助金ですとか、こちらの支援につきましては、以前から行われているんですけれども、なかなか競技人口も少なくなっておりまして、こちら制度はございますがなかなか利用できるかどうかというところありますので、利用していただけるような、競技者を育成して支援をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、文化芸能の関係なんですけれども、世代、国籍を超えた多様な歴史・芸術文化に触れる機会の創設ということで、現在考えてる具体的な芸能ですとか、郷土芸能ですとか、そういうものはちょっと想定はしていないんですけれど、今既存の神楽ですとか、そういうものについて国籍を超えてといいますか本村においては、いろいろな国の方もいらっしゃると思いますので、その方たちが参加したり見たりできるようなことをしたいなというところでございます。

また、以前からずっと議論はされているんですけれど、議論というか御意見頂いてますが、太鼓ですとかそういうものについても、積極的に活用していろいろな方たちが体験していただけるように、そのようなことを創設をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで５番、藤岡幸次議員の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。６番、小林潤君。

○６番（小林潤君） それでは、教育行政執行方針につきまして、一点だけお聞きいたします。

２ページの（１）確かな学力向上の推進に

ついてということで、四行目、五行目に特別支援教育支援員、加配教員等を活用しながら個々に対応したきめ細かな学習支援を実施します。

それから、4ページの下段二行で、児童生徒の減少とそれに伴う教職員定数の減少が深刻化しています、ということも書かれています。

学校の先生の定数の減少によって、今読んだとこの加配教員等という表現が出てきたのかと思うんです。

昨年の執行方針見ても、加配って言う文句はちょっと無かったんですね、想像するに加配ですから、加えて配置するという部分で、ここで教員という表現をしていますので、その加配教員等を活用しなきゃならなくなった学級状況、それと加配教員の配置する意味合い、読んで理解できなかったもので、確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

加配教員の活用の考え方なんですけれども、こちらにつきましては従前といいますか、以前より本村の場合は特に中学校ですけれども、生徒数が減少いたしまして、教員数が減ってきているという現状でございます。

通常ですと各教科、教科担任制を引いたりしていますので、各教科について1人ずつ当然、そこには体育ですとか、技術家庭ですとか、そういうもの全部含まれるので、通常でいくと十数名の教員が必要になるかというふうに思うんですけれども、現状としては、定数の中でまわしておりますので、兼務をしたり、免許外の教科担任をしたりというところで賄っているのが現状でございます。

なんですけれども、この度といいますか、

ここ数年、例えば、技術家庭にいきますと、その教科を教える教員がいない。基本的には受験科目である5教科を優先して、やはり配置していただいていますので、どうしてもその辺が不足してくるということで、加配措置、免許外担任の解消の加配措置ということで、加配教員をお願いしております。

これにつきましては、沿線南富良野とそれから占冠、それから富良野樹海学校を兼務していただいて、広域にわたって兼務していただいている加配の教員というものを配置しております。

また、この度令和7年度からですけれども、教員数がさらに少なくなるということで最低限その受験5科目について確保していた教員が確保できなくなるという事態になっておりまして、不足分を僻地小規模加配というものがございまして、そういうものを利用して何とか各教員を確保していこうということでやっておりましたが、まずそこがもともと教員不足というところもありますので、全体を考えると教員が加配がつかないということもございましたので、その辺につきましては、時間講師などを活用して、その不足分を補っていくというところで考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） 内容的に分かりましたありがとうございます。

今、加配の教員の部分で、それがかなわなかったということで、当然その加配の教員は道の先生が来てくれるだったと思うんですけれども、そして今、時間講師で対応するということでしたけれども、その時間講師も道のほうの負担で来てくれるということなのか、自前で見つけてこなさなきゃならないのかということについて、お伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長

○教育長（多田淳史君） 加配教員に関しましては道費の職員になります。

そのほかいろいろな制度がございまして、今回の時間講師、専門の教科教える非常勤講師のようなものに関しましては、一部道費になっておりまして、例えば今回の理科で言いますと理科の総時間数、年間の時間数全ての部分を道費で賄えるということにはなかなかならないので、そこから超えた部分については、村の単費で補填していこうというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） 今、時間講師の人の人選といたしますか、それは行われて見通しはつく予定があるのか4月以降、その辺確認しておわります。

○議長（児玉眞澄君） 教育長

○教育長（多田淳史君） 今現在の交渉をしておりますが契約のほうを結ぶ段取りを、行っているところでございます。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤議員の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 二点ほど質問させていただきます。

2ページの学校教育に関して、3ページの学びを支える教育環境の充実のところ、文言的には入っていないんですが、要は勉強授業に関しての関係ではかなり充実している教育環境かなあっているように感じました。

ただ、昨年もちっと問題になっておりました校舎内の環境、これも教育環境の中の1点かと思うんですが、カメムシ対策これはどうなっているのか、かなり教育環境に影響を与えているのではないのかというふうに感じ

ておりますので、その辺お答え願います。

それと、5ページの社会教育です。（1）生涯を通じて学び続ける機会の確保というところで、社会教育施設を活用した環境整備というところですが、学び続ける機会ということで子供たちに関しては、郷土愛の関係で授業がなされてたりしておりますが、社会教育施設というところでどのようなものが子どもたちに関係しているのかということも質問したいのですが、これで要は資料館、一般質問をしておりますけども社会教育施設の中に資料館というものが入らないのかということを感じまして、これを環境整備する必要の予算化も必要ではないかというふうに思っておりますが、その辺の考え方を少しお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長

○教育長（多田淳史君） お答えいたします。

まずカメムシの関係なんですけれども、こちらにつきましては以前、CS議会の中で取り上げられまして、一般質問の中でも出てきたような気がしております。こちらにつきましては学校でのカメムシの発生の状況というのは理解をしているところです。

令和7年度の予算の中で、一応駆除薬品といますか殺虫剤ではないんですけれど、カメムシが嫌がる液体といますか、匂いといいますか、そういうものを散布して窓の隙間ですとか、そういうところに入り込まないようなものを購入して対応していこうということで、予算を若干ですが付けさせていただいております。

これについては、やってみて効果を見てみないと分からないんですけれども、なかなか殺虫剤等を使うというのは児童生徒に対して影響が大きいというふうに考えていますので、なるべく自然由来のもので安全なもので対策

をしていきたいというふうに考えておりますので、まずは予算を付けさせていただいて対応させていただくということで、御理解を頂きたいと思います。

それから、社会教育の関係で、生涯を通じて学び続ける機会の確保と充実、この中の社会教育施設の整備、環境整備ということなんですけれども、こちらについては、本村の社会教育施設というのはそんなに多くはないというところで言いますとどうしても公民館ですとか、そういうものの利用が主になってくるというふうに考えおります。

その中で議員おっしゃいました、郷土資料室に関しましても当然、それから教育施設ということで認識をしておりますので、こちらもなかなか実行できていない部分がありますので、こちらも中の整理ですとか、そういうものを進めつつ学校のほうにも利用をしていただけるような形で整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、生涯を通じてということですので生涯教育ということで考えておりますので、ここで社会教育施設の利用環境整備ということで考えますと子供たちだけではなくて、大人の方にも幅広く使っていただきたいということで、こちらについては講座を充実させるですとか講習、そういうものも充実させていくというのも当然なんですけれども、これは以前からも申し上げているんですけれども、そういう施設を利用しやすい環境を作りたいということで、こちらに記載をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 最初の教育環境のところのカメムシの関係ですけども、私は最近住宅事情という関係もあるんでしょうけども、

個人住宅には少し減ったかなというふうには思っているんですが、私個人的にですけども、バルサンがよく効くというふうに感じてるんですね。春先、床下に散布っていうか発煙させるとかなりの影響で、子供に影響のことを考えるとちょっと難しいかなと思いますが、春休みとか何か利用してそういう駆除がされればもっと効果があるのかなというふうに感じたんですけども、駆除薬品カメムシですので結構高いものにつくんですが、そういう利用方法は考えられませんかでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） バルサンは一応考えてみたんですが、一応その成分的なものを考えるとなかなかちょっと難しいかなという思いです。

それでバルサン以外といいますか自然由来のものということでいろいろ調べたんですけど、それが効くかどうかはちょっと試してみないと分からないんですが、それで窓のサンですとか、そういうところに散布をしてっていう防虫剤みたいな考え方になるんじゃないかと思うんですけどもちょっとそういうのを試したいというふうに考えています。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江議員の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。4番、下川園子君。

○4番（下川園子君） 1点質問いたします。

3ページ中段にあります、いじめ・不登校等の問題に関しましてというところの中の組織的な対応と、スクールカウンセラーなどの関係機関との連携を図りながらということで、これまでもスクールカウンセラーの方たちと協力しながら日々子供たちの精神面を安定させていただけるような取組というのはされているかと思うんですが、近年子どもの取り巻

く環境としてはやはり複雑化していて、精神的な情緒不安定だとかそういったことも増えているのではないかと感じています。

そんな中で、児童生徒数の減少から先生も減少していくということも執行方針の中にも書かれていますが、スクールカウンセラーの方たちとの協働というのはこれまで以上に増して協働していくということを検討されているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

こちらの問題に関しましては特に近年、本村の学校内でもいろいろと複雑な問題で先生方も苦慮しているというところで認識しているところなんですけれども、その中でスクールカウンセラー、私どもで取りあえずお願いができるのは保健の養護の教員とスクールカウンセラーというところが1番身近なところでございます。

ただ、スクールカウンセラーに関しましては、富良野管内の学校を兼務しておりますので、なかなかその常駐まではいかない。

それから道費も入っております、そういう関係から回数がどうしても決まってくるという部分もあります。なんですけれども本村といたしましては、なるべく専門職員が居ませんので村内には、ですのでなるべくスクールカウンセラーの方にお話を聞いていただいて、対応していただきたいという思いがございますので回数をなるべく、当然、村の持ち出しにもなってくるんですけど、回数を増やしてお願いをできる限り来ていただける、都合がつく限り来ていただきたいというふうに考えて、お願いをしているところでございます。

また、これから7年度以降、やはりこのよ

うな事例は人数が少ないとはいえ、事例についてはどんどん出てきていますので、すぐ対応できるような形を本当にとっていきたいということはございますので、養護教員の配置についての協議ですとか要望ですとか、こちらは継続していきたいというふうに考えるんですけれども、スクールカウンセラーの方にもなるべく多く、来ていただくということ、それからそのほかにも、児童福祉部門の担当課、それから圏域の教育機関とも連携して、なるべく多くの方々、専門家の方々のお話が聞けるような体制をつくっていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園子議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 二点質問いたします。

2ページ、学校教育の充実（1）確かな学力向上の推進ということで、ICT機器の効果的な活用、興味・関心に応じた学習課題、家庭学習を進めるとありますけれども、ICT技術は飛躍的に進歩し、現在採用されている学習端末Chromebookの他、多様化する生徒のニーズと効果的な活用、興味関心に応じるためにも、他の機種を選定も選択枠に入れてはどうかと考えます。教育長の考えをお願いします。

二点目、6ページ、スポーツ活動の推進、スポーツの基礎技術、体力の向上、健康づくりの推進に努めるとあります。

令和5年、令和6年、教育行政執行方針質疑においても質問していますが、村民が気軽にウォーキング、散策、クロスカントリースキーや歩くスキーなど、1年を通じ健康的でウェルビーイングな環境整備が必要と考えますが、令和5年、令和6年度の教育長答弁でも簡素な形でも実現したい旨の発言がありま

したが、進んでないと思います。この辺の今後どう進めていくのか、考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

まずＩＣＴ機器の関係になりますが、現在議員おっしゃるとおりChromebookを採用させていただいて児童生徒が活用しているという状況でございます。

こちらにつきましては、更新の時期が全国的に７年度から始まってきておりまして、本村に関しましては、９年度に新しいものを入れることになってきます。

今現在、これに関しても北海道においては共同購入というような、形をとっていくということで、それぞれ部会をつくって機種の選定をしたりしているところなんですけど、その中にChromebookを含めてiPadですとか、それからsurfaceですとか、というその選択肢を入れながら検討しているというところがございますので、私どもについてもその子どもたちの意見も若干伺っているところでありますので、より使いやすいものを金額にこだわることなく、ということか分からないんですけども、検討をさせていただいて採用させていただきたいというふうに考えております。

それからスポーツ活動の推進の関係になります。

こちらにつきましては非常に私も反省をしているところなんですけれども、こちらについては単発的に、例えば公民館事業等を通じて、ハイキングですとか、登山等はちょっと行なっているところなんですけれども、なかなかそれが、その村内で継続的に行う事業にはつながっていないということで、私も何とか簡易的なものからということで考えていたんですけども、なかなかちょっと実行ができてお

りません。これについては深く反省をさせていただきたいと思います。

今年度につきましては、いろいろな御意見等も頂いておりますので、それを参考にしながら、ぜひ形にしていきたいというふうに考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで３番、細谷誠議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。２番、木村一俊議員。

○２番（木村一俊君） 何点かお聞きいたします。

今、細谷さんから質問があったんですけどＩＣＴ関係なんすけども、一応、４ページの中段にありますＩＣＴ教育というところなんですけども、一応、ＩＣＴ教育の村が目指しているＩＣＴ学習ですか教育ですか、その完成形、どういうところを目指していくということを知りたい、最終的な目指しているところを知りたいということが一点。

今、村では、インターネット環境を整え、そしてタブレットを全生徒に配り、そして電子黒板、そして無線ＬＡＮをやってほぼ大体完了形に近づいてきているのかなとは思われるんですけども、この世界結構進歩いろいろと早くて、うちの村の目指している、ＩＣＴ教育に関する完成形といかな、それは教育長としてどのように考えているのか、とお聞きするのが、１点。

それから、２ページの下から三行目に学力を向上させるための授業革新の推進と言うことで述べられているわけなんですけども、勉強できるようになるための授業革新改革っていうのかな、それがどんなふうな内容になるのか。そこをお聞きするのが二点ですか。

それから６ページの下ですか。芸術・文化

活動の振興ということで、文化団体、文連の会議でなくて何か催物とか、管内の文連のあれに参加することがあるんですけども、他町村はすごい踊りあり、カラオケあり、何やり何やりと、ものすごく文化芸術がすごいわけなんですよ。

一方、占冠というのはあれもなくなりこれもなくなり、辛うじて、健康マージャンと将棋で関連して参加させていただいてですけども、余りにもうちの村の文化芸術というのが、貧困かなというのは、感じがするわけなんですけども、そこを盛り上げていく方策っていうか、それをどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それからついでに1ページの六行目にあるところ、第3期占冠村教育大綱というか、策定してたっていうんですけども、教育の果たすべき目標ということで掲げられてますけども、大体簡単にどういったような、あれで目標立てられたのか、簡単に説明してもらえればありがたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

まずICT教育の本村における完成形なんですけれども、今現在GIGAスクール構想の中で則って、環境整備を進めてきていますところで、令和8年度には端末の更新が行われるということになります。

これまで議員もおっしゃられたように、電子黒板ですとか、Wi-Fiの整備ですが、今年度もWi-Fiの整備をさらに拡充させていただくんですけども、その中で私の考えている完成形といいますのは、将来的には公務DXとか、学校教育に関しましてもその辺がどんどん進んでいくということですので、紙の教科書がデジタル教科書にそのうち変わってい

くであろうというところですので、端末の中で全てが完結されていくのではないかなというふうに考えておりますが、端末の利用の仕方につきましては、教科書だけではなくて調べ物であったり、例えば、ふるさと教育等の中でも、村内に出て分からないものを調べてみるですとかそういうものが瞬時にできるということも利点だと思いますので、そのような形で、端末をうまく利用しながら、かつ何て言うんでしょう、効果的に電子黒板ですとか、他の電子機器、ICT機器等、相互関連を持たせながら子どもたちが今までの教科書ノートのように自由に使えるような形になればというふうに考えております。

次ですが、事業改革の関係ですけれども、今年度学力学習状況調査、今年度も実施しております。

これは毎年実施されて公表しているところなんですけれど、こちらの結果につきましては、本村は母数が少ないので、本村の部分はちょっと出てきてないんです。小学生ですと2名とかですので、本村の結果は公表されてない部分もあるんですけど、こちらで言いますと小学校も中学校も全国平均を大きく上回っている。各教科の正答率ですね、については大きく上回っているということで本村の学力については非常に、高い評価をいただいております。

これについては、教員の方々もそうなんですけれども、道教委の中島教育長からも、本村の学力が高いということで評価を頂いております。

これについては、この学力学習状況調査を毎年4月に行っていましてそれを受けて、各学校で研修等、検討委員会を開いて授業の計画をつくって検討委員、研修等も行いながら事業を改革をして実施し、次の年につなげて

いくというようなことをしておりますので、このようなことで授業改革、今まで実践してきたものをこの結果を受けて、どうすればいいのかということで教員が学校全体で取り組んで、実施しているというところでございます。

例を申し上げますと小学校の国語においては、情報の扱いに関する事項というものがございしますが、ここが若干、弱い部分という結果が出ておりました。

これを受けまして学校のほうで計画をつくりまして、授業の中でその情報を扱う事項ですね、について物事を議論したり、それから読み取るということを数多くやってそれを発表の材料にして、例えば道の駅に調べたこと貼り出したと、それから子供たち同士でディスカッションして自分の意見情報等をマッチングさせるような、そんな授業をしているということでございました。以上です。

続きまして、文化連盟の関係、芸術文化の関係になりますけれども、こちらについては議員おっしゃるとおり、私も昨年度、富良野市のほうでやっております富良野それから上富良野、中富良野の高齢者大学の方々の発表会に招かれまして、行ってきたんですが、非常に楽しい、種類も多く、皆さんも生き生きと発表されているというところで、非常にうらやましく思っておりました。同席していた、清流大学の皆さんもそう思ったというところ です。

それを受けまして、うちの本村の清流大学についても今まで部活動というか本当少なかったんですけど、芸能部を立ち上げたらどうですかということで、具体的にこれではないんですけどもその芸能というところでカラオケであったり、その他、いろいろ楽しい、皆さんが楽しめるもの、出し物として、皆様

にお見せできるようなものをやったらどうだろうということで御提案をさせていただいております。

そういうことをきっかけに広めていければいいなというふうに思っております、そのためにはまずそういう技術というか、特技をお持ちの方たちを招聘する必要もあると思うので、そういう方たちの御協力を得ながら、趣味的なものを増やしていければというふうに考えております。以上でございます。

最後大事な教育大綱です。こちらにつきましては、執行時にも記載しておりますが、第2期の部分が終了いたしまして、第3期の教育大綱を策定するというところで、このたび策定をさせていただいております。

こちらにつきましては平成27年の4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、こちらに伴ってこの教育大綱をつくりなさいということになっておりまして、地方公共団体の首長とそれから教育委員会の連携強化こちらを図るために総合教育会議を設けて、この中で目標施策の抜本的な方針を定め、また大綱を策定してくださいという規定になっております。

本村におきましては、この法改正を受けまして、当初は、既存の教育目標、占冠村教育目標、こちらを教育大綱としてそのまま運用してきているという経緯がございます。

第1期それから第2期についても、こちらをそのまま運用していくということで運用してきております。

ただ、第2期の策定の会議の中で、この教育目標の中の文言ですとか、そちらについて若干時代にそぐうなそぐわないものがあるのではないかとということで、時期では見直したほうがいいのではないかとこの御意見もございまして、今期においてはこちらのほう文言

をまず見直しましょうということです。

それから文言見直して、さらにその各それぞれの教育目標について、基本方針をつくって、それに基づいて教育行政を執行していったらどうだろうかということで、それぞれの基本方針も添えてかなり簡素的なんですけれども、第3期の教育大綱として作らせていただいております。

一応、教育目標におきましては、前文がございまして前文も若干変えておりますが、全体的には変わっていないんですけれども、読み上げさせていただくと、私たちは先人の開拓精神とその歴史や文化を受け継ぎ、平和な郷土の未来を自ら切り開く心身と自らが社会の担い手となり、持続可能な社会を維持、発展させ、新たな時代を生き抜いていけるような村民を教育活動全体を通じて育むことを目指して、ここに占冠村教育目標を定めます。という前文に書いております。

次に、それぞれの教育目標なんですけれども、こちらは既存のものでも五点ございました。

ここで若干変えてる部分あるんですけどもほとんど変えていないんですが、こちらを読み上げさせていただきますと、

一つ、生涯にわたり自ら学び続け、これからのふるさとを担う人を育成します。

一つ、豊かな自然とふるさとへの愛着を持ち、お互いの個性と多様性を尊重し、ともに支え合う人を育成します。

一つ、スポーツに親しみ、体を鍛え、心身ともに健康な人を育成します。

一つ、村民としての自覚と責任感、社会性を身につけて、住民の共助による村を築く人を育成します。

一つ、歴史と文化を受け継ぎ、平和で持続可能な郷土を創造する人を育成します。

これが変更したものでございます。

これらそれぞれに基本方針を考えまして、向こう5年程度の時期の教育方針を定めるまでの方向性を明示させていただいてるところでございまして。こんなところでよろしいでしょうか。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 一点だけ伺いますけれども、ICT関係のとこなんですけれども、子どもたちに対するあれは分かりました。

やっぱり子どもたちも利口になると言うか、ただ今度教える側に教える側に対するね強化策っていうか、その辺をどう考えているのか、そこを尋ねまして終わります。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） ICT関係の教える側の対応なんですけれども、こちらについてはやはり、今現在見ても若い先生方は非常にそれを活用する力を持たれております。

逆にやはり、ベテラン管理職にどんどん近くなっているような先生方についてはもしくは管理職に関してはやはりそういう環境に慣れていないという部分もありますので、授業を見てもすごく差がいまだに黒板でチョークで書いている先生、片やもう黒板を一切使わず、端末と電子黒板を使う先生がいるというところですので、ここの辺の、整合といいますかうまくICT機器を使っていたくようにこちらを促していくというのは必要なんですけれども、なかなか先生もその教え方にこだわりがある方もいらっしゃいますので、なかなかそう進まないっていう部分もございまして。が、一応、私も本村に関しましては赴任した先生に関しましてはこういうことで、ICTを活用した授業に力を入れているので、ぜひ活用してくださいということでお願いをしているところでございまして。以

上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊議員の質疑を終わります。

他に質疑ありますか。7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 一点です。ページ数が7ページでございます。（4）推進基盤の整備の下段です。

施設の維持補修、備品管理に関して財源が確保できたものから順次交換、改修を進めていきますということで、令和7年度でどのようなものが更新ですとか、改修になるのか財源が付き次第ですので、その辺の感触を伺いながら、お聞きしたいと思います。

ちなみに、何か予算書見るとコミプラのホールの備品もっていうなことも書いてありましたんで、その辺も含めて聞かせていただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

こちらの社会教育に関する備品、それから維持補修の関係でございますけれども、こちらについてはまさに、小尾議員がおっしゃったコミプラの備品を意識したものでございます。

それでそのほか突発的なもの修繕等は当然重要性を見ながら実施するんですけれども、懸案になっているようなものについてはやはりその財源がなかなかないものですから、財政部局といろいろと話をしながら予算がついたものから、財源が確保できたものからということで整備させていただいております。

今回こちらで記載しているものについては、コミプラのテーブルについて、財源の確保ができましたので整備をさせていただくということでございます。

そのほか、一応エアコンの整備とか終わっ

ておりまして、今後財源がつけばというところですので、大きなものとしては、こちらのコミプラのテーブル整備かなというところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで教育長の教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

以上をもって、村政並びに教育行政執行方針に対する質疑を終了します。

ここで2時5分まで休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を進行します。

◎日程第2 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第2、議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を採決し

ます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、大谷元江委員。

○1番（大谷元江君） これに関しては納期が3から4に変わるということで、支払う側にとっては納付しやすいのかなと思いますけども、これの住民周知はどのように考えているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 行政回覧と広報で分かりやすい表現で周知差し上げたいと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第5号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第6号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 本条例の改正について反対の討論いたします。

本条例については、本来、議会改革を目的とし、中身を精査し、議論し、そして改定に至るべきものと考えます。

今回の改定においては、報酬審議会の方々の多くの汗と苦労あったことも承知します。

また、予算編成に当たって、少ない予算の中から何とか捻出し、ここに至っていることも承知します。

しかしながら、この起案については、残念ながら、議会改革に向けての目的に向かっていない。

これは単なる物価が上がったから上げる。厳しい言い方をすれば、というような中身に見えます。ということは、村民の方々、また納税頂いてる方々から見たときに、議員何やってるのということになるだろうと私は感じます。

以上の理由をもって反対いたします。

○議長（児玉眞澄君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 賛成討論なしと認めます。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。5番、藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 本条例改正について反対の討論をいたします。

反対の理由についてですが、今、本村における特別職の報酬は、全道的に見て、また、上川の管内において決して高いものではない。十分承知しております。

当然、改正に向けて、取組をしなきゃならないことも事実であることも、私もそのとおりだと思います。

しかしながら残念なことに時期が駄目と感じております。

今、全国また、特に道の受ける状況を見ますと、各自自治体において、財源不足という大きなテーマがもう出てきてます。

インフラ整備が全部インフラが古くなってきている。本村も決して御多分に漏れるものではない。福祉、防災、もうその他諸物価高騰による費用の上昇、等々見たときに、今は残念ながらやるときではないと私は感じます。

もう少し、改正に向けることは反対ではないんですが、今回は見送りとし、引き続き財源の確保に努力し、その経過を見て、この条例改正に踏み切るべきと考えますので反対いたします。

○議長（児玉眞澄君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 賛成討論なしと認めます。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第8号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第9号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第11号

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、議案第11号、1占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第12号

○議長（児玉眞澄君） 日程第11、議案第12号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、議案第13号、占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、占冠村簡易水道事業

に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程13 議案第14号

○議長（児玉眞澄君） 日程第13、議案第14号、占冠村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、占冠村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可

決されました。

◎日程第14 議案第15号

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、議案第15号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第16号

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、議案第16号、占冠村保健事業健診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第16号、占冠村保健事業健診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議事の都合により、3月12日及び3月13日の2日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、3月12日及び3月13日の2日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時25分

地方自治法第123条第2項、の規定により署名する。

令和7年5月16日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 藤岡 幸次

占冠村議会議員 小林 潤

令和7年第1回占冠村議会定例会会議録（第4号）

令和7年3月14日（金曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

日程第1	議案第1号	占冠村犯罪被害者等支援条例を制定することについて
日程第2	議案第2号	占冠村宿泊税条例を制定することについて
日程第3	議案第24号	令和7年度占冠村一般会計予算
日程第4	議案第25号	令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第5	議案第26号	令和7年度村立診療所特別会計予算
日程第6	議案第27号	令和7年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第7	議案第28号	令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第29号	令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
日程第9	議案第30号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算
日程第10	議案第31号	令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算
日程第11	発議案第1号	占冠村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	意見書案第1号	持続可能な学校の実現を目指す意見書
日程第13		議員派遣の件
日程第14		閉会中の継続調査申出
追加日程第1	議案第32号	令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	三浦康幸	企画商工課	長	平岡卓	

農 林 課 長 鈴 木 智 宏
 建 設 課 長 小 林 昌 弘
 福祉子育て支援課長 岡 崎 至 可
 会 計 管 理 者 合 田 幸
 職員厚生担当係長 鈴 木 隼
 税 務 担 当 主 幹 小 瀬 敏 広
 商工観光担当主幹 阿 部 貴 裕
 地域振興対策室主幹 松 永 真 里
 林業振興室係長 坂 本 龍 哉
 環境衛生担当主幹 蠣 崎 純 一
 戸 籍 担 当 主 幹 細 川 明 美
 国保医療担当係長 久 保 璃 華
 村立占冠診療所主幹 佐々木 智 猛
 介 護 担 当 主 幹 佐久間 敦
 (教育委員会)

教 育 長 多 田 淳 史
 社会教育担当主幹 上 島 早 苗
 (農業委員会)

事 務 局 長 鈴 木 智 宏
 (選挙管理委員会)

書 記 長 三 浦 康 幸
 (監査委員)

監 査 委 員 下 川 園 子

林業振興室長 杉 村 政 彦
 住 民 課 長 伊 藤 俊 幸
 ト マ ム 支 所 長 石 坂 勝 美
 総 務 担 当 主 幹 野 原 大 樹
 財 務 担 当 主 幹 橘 佳 則
 企 画 担 当 主 幹 竹 内 清 孝
 広報統計担当係長 大 谷 淳 貴
 農 業 担 当 主 幹 杉 岡 裕 二
 建 築 担 当 主 幹 嵯 峨 典 子
 下 水 道 担 当 主 幹 中 島 辰 男
 戸 籍 担 当 主 幹 八 木 香 織
 保健予防担当主幹 岡 本 叔 子
 社会福祉担当係長 川 口 晃 平
 子育て支援室主幹 森 田 梅 代

教 育 次 長 木 村 恭 美
 学校教育担当係長 渡 邊 舞 子

事 務 局 長 高 桑 浩

○出席事務局職員

事 務 局 長 高 桑 浩 係 長 田 中 健士郎

開会 午前10時00分

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。本定例会の日程最終日となりますが、本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村犯罪被害者等支援条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、下川議員。

○4番（下川園子君） こちらの条例制定につき質問させていただきます。

まず、条例の中の第4条、それから第5条、6条の中に、村の責務、村民等の責務、それから事業者の責務も発生するということが記載されていますが、責務が発生するということなので、周知や啓蒙活動というのをしていかなないと、実際起こった場合にどういったことが自分たちに係ってくるかということが分かりにくいまま進んでしまうということになりますので、この周知というのをこれからどのように進めていくのかということと、あと、第7条の中に支援を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等の支援を所管する課に設置するとあるんですが、これ窓口を設置していただくのはいいことだとは思っているんですけども、ただ窓口を設置したからといって、やはりこういった犯罪被害者に

なった場合というのは、とてもナイーブなこともあったりすると思います。

なので、通常どおり例えば何々課に行けば相談できますっていうような状況だとなかなか相談にも行けないのではないかと思いますので、もしそういった方が相談したいといった場合に、どのような秘匿性のあると言いますか、そういった状況で窓口で相談できる、電話になるのか、その相談方法というのをしっかり定めていただかないと、幾ら窓口を設置していただいても相談できないのではないかと感じます。

この条例を制定するに当たって、そういった相談方法というのもしっかり検討していただいた上で窓口を設置していただきたいと思いますが、どのような状況で窓口設置となるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 下川議員の質問にお答えしたいと思います。

条例案の4、5、6条に、村の責務、村民等の責務、事業者の責務等が規定されております。

この関係については、12条でも村民等及び事業者の理解の増進ということで、啓発活動をするという具合にうたわれております。

ただ、これに関してはそんなにしょっちゅう起こるようなことでもないかと想定しております。

定期的な広報等で周知する必要があると考えておりますので、一定期間おいて1年に1回でも周知できればいいかなと考えております。

それと、7条の相談体制ということでございます。

代表といたしまして、社会福祉のほうが代表窓口と想定しております。

社会福祉に関しましては、普段より障がい者や生活保護の相談等を受けている体制等ござ

いますので、そういう相談のノウハウがございました。

例えば、そういう窓口でという相談ではなくて、別室に行ったり、ときには御自宅に行って相談を受けるということもございますので、そのような特に配慮したような形で相談等を受けたいと思っております。

また、警察との連携も進めていく予定でございますので、その辺、配慮した形で相談体制を整えていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番下川議員。

○4番（下川園子君） こちらについては、広報活動等、定期的にしていただけたということなので、しっかり定期的に行っていただきたいと思うんですが、ただ、内容が難しいことだったりといいますか、余りにも難しい言葉で法令を並べていくようなスタイルのものばかりだと分かりづらかったりもするのではないかと思いますので、村民とか事業者の方には、こういったものができたときに、守る必要性が出てくるんですよというのが簡単に分かるような、分かりやすいようなスタイルで周知していただきたいと思うのと、あとはやはり、窓口が設置されるということなので、窓口設置に当たっても、分かりやすい、万が一起きてしまったことに対して、アプローチしやすい情報発信というのはしていただきたいと思いますが、そういった検討も今後していただけるか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 周知に関しましては、特に分かりやすいような形で、こういう窓口ありますという具合な、分かりやすいような形の周知も考慮していきたいと思えます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第1号、占冠村犯罪被害者等支援条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、占冠村宿泊税条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 一般的に公平、中立、簡素。これは税の三原則と言われています。

段階的定額制、占冠がやろうとしている定額制は、定率制に比べて明らかに簡素という要件を欠くと思います。

また、この定率制による税収は、定額制よりたくさん収入になるというか多額になることが推測されます。さらに、北海道も定率制を認めております。

村がなぜこの段階的定額制を導入してしようとしているのか。そここのところの理由を説明していただきたいと思えます。

それからもう一点、17ページの附則6項で、同じ地方税とはいえ、道税と村税とは課税主体

が違うわけです。

それにもかかわらず、村長が滞納処分等の行政処分を行っても良いという文言があるんですけども、これは課税管轄権の侵害に当たらないのかどうか、その辺の見解を聞きたいと思います。以上二点お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいま二点の御質問がございました。

本村として、なぜ定率制を導入しなかったのかという御質問でございますが、占冠村の宿泊税条例は、協議会での意見や事業者からの意見から、宿泊事業者の負担を極力減らして、徴収事務を行っていただけるよう、北海道の制度を踏襲した制度設計としてございます。

そして、まず一点目として法定外目的税であるということから、税収規模については今後の規模に見合った制度とすること。それから、税の公平性の観点から、適正な申告が可能であること。とりわけ特別徴収義務者である宿泊事業者の負担や、処理体制の配慮が必要であること。

もう一つが、徴収に対して徴税コストが大きくなり過ぎず、簡素で分かりやすい制度とすること。といった要素を総合的に勘案をいたしまして、北海道と合わせた段階的定額制が負担が少ないだろう、簡素な制度であるということ、段階的定額制の導入を制度としたということでございます。

それから、二点目の課税主体が違うということで、附則6項の部分です。

こちらについては、北海道も宿泊税条例の導入を今目指しているところなんです、道宿泊税について、宿泊税とあわせて処理をするというところは、北海道のほうから委任を受けて処理を行うということで、課税管轄権の侵害にはならないというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 道から委任を受けたというか、それはどういうことで、この条例に入っているんですか。今回の。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 条例の附則で明示しているものでございまして、これから委任を受けるということになります。

○議長（児玉眞澄君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番 木村議員。

○2番（木村一俊君） 今回のこの宿泊税導入に反対の立場から討論いたします。

宿泊税は、使途を観光振興のためとする法定外目的税であります。

観光とは無関係なスポーツ合宿や、ビジネスでの宿泊、通院のための宿泊においても一律に税を課すということは、著しく公平性を欠くものだと思います。

また、事業者においても、宿泊施設ごとに特別徴収義務者を置き、罰則付きの帳簿記帳義務を課すなど、大変ハードルの高いものとなっております。

さらに、現況のインバウンドによる賑わいは、コロナ禍終息プラス円安による為替要因の恩恵による一時的な現象と捉えるべきで、本格化はやはり地元北海道民の旅行回帰に期待するしかないと思っています。

今、宿泊業界は諸物価高騰に苦しむ中、道民割引旅行等集客のため、懸命の努力をしています。

宿泊税による宿泊料金上昇は、旅行者誘致のマイナス要因となり、業界に障害を与えていると思います。

よって、この条例制定に反対いたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許可します。6番、小林議員。

○6番（小林潤君） それでは、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

2000年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、新たに法定外目的税が創設されました。

自治体が独自の法定外税を考案し、総務省の同意を得て施行する制度であり、自治体の課税自主権が拡大され、地方分権の推進に資するものと考えます。

新たな税を導入する場合には、その税収を確保できる税源があること、その税収を必要とする財源需要があること。公平、中立、簡素など税の原則に反するものでないことが必須条件となります。

宿泊税はこれらの条件を満たしております。

宿泊税の見込額は、年間7,400万円と推測しております。

令和5年度決算の普通交付税では、12億1,100万円であり、宿泊税は交付税の約6パーセント相当になり、決して少ない額ではありません。

また、宿泊税は目的税のため交付税も減額されません。

宿泊税は観光振興に活用されるので、従来、観光振興に一般財源を充当していましたが、その分で新たな施策、既存事業の充実が可能となり、村づくりの振興に役立ちます。

ひいては、村民の福祉向上に寄与するものと考えられるので、宿泊税条例の制定に賛成いたします。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ありませんか。5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 私は賛成の立場で、今小林議員から賛成の大まかな、法に沿った、賛成討論されました。

私は、その細かい話は置いておいて、まず、本村において自主財源の確保というのは大きな命題であるということ。

また、商観光、これも小林議員も申し述べられておりましたが、こちらはこれからお金をかけてどんどん進めていかなきゃならないテーマであること。

もう一つ、賛成の趣旨として、これを導入するに当たり、関係宿泊業者さんとの度重なる議論を重ねて、導入に向けた話合いを進めております。

そこで、大まかな同意を得られていること、また、道の宿泊税もあわせて施行されるわけですから、どちらにしろこちらの税を徴収する行為は発生します。

それに合わせて、村の宿泊税も徴収するというので、当面、導入当初は多少の戸惑い等々も、ある部分小中規模の方は発生するかと思います。そこは村として丁寧に説明、相談に乗るというスタンスで進めれば、大いに推進すべきことと考えますので賛成いたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に、賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、占冠村宿泊税条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第24号から

日程第10 議案第31号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第3、議案第24号、令和7年度占冠村一般会計予算の件から、日程第10、議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件、8件を一括議題とします。

初めに、本件について、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 下川園子議員。

○予算特別委員長（下川園子君） 予算特別委員会から審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会は、令和7年3月7日付けで議長を除く7名の議員をもって設置され、議案第24号から議案第31号までの件、8件について、議案審査の付託を受け、去る3月12日に本議場において審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から、質疑、討論が行われました。

討論終了後、議案ごとに起立による採決を行った結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、別紙委員会審査報告書につきまして

は、説明を省略させていただきます。

各執行機関におかれましては、審査中に述べられた意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い申し上げ、審査の経過、及び結果についての報告といたします。

○議長（児玉眞澄君） 慎重審議、大変御苦労さまでした。

これで委員長報告を終わります。

なお、質疑は、会議規則の規定により省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第24号、令和7年度占冠村一般会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、議案第25号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、議案第26号、

令和7年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、議案第27号、令和7年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、議案第28号、令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、議案第29号、令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、議案第30号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第11 発議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第11、発議案第1号、占冠村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 別冊でお配りした資料をお願いいたします。

発議案第1号、占冠村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて。

占冠村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。令和7年3月14日提出。提出者、占冠村議会議員、細谷誠。賛成者、同じく、大谷元江。同じく、藤岡幸次。提案理由について御説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例で引用する条項に繰下げが生じることに加え、一部条文の文言整備が必要なことから、所要の改正を行うとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、罰則について所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行し、第53条から第55条までの改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、発議案第1号、占冠村議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定する

ことについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第1号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第12、意見書案第1号、持続可能な学校の実現を目指す意見書の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。小林潤議員。

○6番（小林潤君） 意見書案第1号、持続可能な学校の実現を目指す意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和7年3月14日提出。提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同、大谷元江、賛成者、同、小尾雅彦。

要約し、読み上げ、提案いたします。

持続可能な学校の実現を求める意見書。

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、子供たちの学びに大きな支障を及ぼしています。

持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

24年4月には猶予期間が設けられていた5業種に、労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時期の勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

国においては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

記。

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

一つ。教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

(1)、部活動の地域移行をさらに進めるため、人の配置、確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

(2)、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

二つ。教職員定数改善を実施すること。

三つ。教員の命と健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても、自発的勤務と評価される現状を改善する法制度の整備を行うこと。

四つ。今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月14日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先ですけれども、衆議院議長ほか記載のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第1号、持続可能な学校の実現を目指す意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり採択されました。

◎日程第13 議員派遣の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおり、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査申出

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、御手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前11時02分

○議長（児玉眞澄君） 議事を続けます。

お諮りします。

ただいま村長から、議案第32号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として

議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号の件を、追加日程第1として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第32号

○議長(児玉眞澄君) 追加日程第1、議案第32号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長、小林昌弘君。

○建設課長(小林昌弘君) 議案書157ページをお願いいたします。

議案第32号、令和6年度占冠村公共下水道事業補正予算第4号について御説明いたします。

第1条、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度占冠村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、下水道事業収益、既決予定額、1億487万2,000円。補正予定額、99万1,000円の減額でございます。計1億388万1,000円。

第1項、営業収益、既決予定額1,501万9,000円。補正予定額、46万円の減額。計1,455万9,000円。

第3項、特別利益、既決予定額、53万1,000円。補正予定額、53万1,000円の減額でございます。

支出、第1款、下水道事業費用、既決予定額、1億575万3,000円。補正予定額、176万

1,000円の減額。計1億399万2,000円。

第1項、営業費用、既決予定額、1億13万円。補正予定額、148万1,000円の減額。計9,864万9,000円。

第3項、特別損失、既決予定額、274万7,000円。補正予定額、28万円の減額。計246万7,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足額2,993万5,000円を不足額3,296万9,000円に、引継金890万6,000円を引継金1,194万円に改め、資本的支出の予定額の一部を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、既決予定額、3,103万円。補正予定額、360万円の減額。計2,743万円。

第1項、企業債、既決予定額、2,260万円。補正予定額、360万円の減額。計、1,900万円。

支出、第1款、資本的支出、既決予定額、6,096万5,000円。補正予定額、56万6,000円の減額。計6,039万9,000円。

第1項、建設改良費、既決予定額、2,595万8,000円。補正予定額、56万6,000円の減額。計2,539万2,000円。

158ページです。

第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

浄化槽事業、補正前限度額800万円を補正後限度額520万円。公営企業会計適用事業、補正前限度額550万円を補正後470万円に補正するものでございます。

159ページをお願いいたします。

令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号、実施計画書で御説明いたします。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。

1款、下水道事業収益、補正予定額、99万1,000円の減額。1項、営業収益、補正予定額、

46万円の減額。3項、特別利益、補正予定額、53万1,000円の減額。

支出、下水道事業、1款、下水道事業費用、補正予定額、176万1,000円の減額。1項、営業費用、補正予定額、148万1,000円の減額。1目、管渠費、補正予定額、40万円の減額。2目、処理場費、補正予定額、25万1,000円の減額。3目、浄化槽費、補正予定額、6万円の減額。4目、総係費、補正予定額、77万円の減額でございます。

資本的収入及び支出、収入です。補正額のみ申し上げます。

1款、資本的収入、補正予定額、360万円の減額。1項、企業債、補正予定額、360万円の減額。

支出、1款、資本的支出、補正予定額、56万6,000円の減額。1項、建設改良費、補正予定額、56万6,000円の減額でございます。

以上、議案第32号について御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第32号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第1回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年5月16日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 藤岡 幸次

占冠村議会議員 小林 潤